

第 6 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 27 年 6 月 5 日 開 会

平成 27 年 6 月 10 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 6 2 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6 月 5 日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	9

第 2 号（6 月 8 日）

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
工 藤 幸 子 君	1 3
夏 堀 文 孝 君	2 0

山 田 賢 司 君	2 9
立 花 寛 子 君	3 8
中 舘 文 雄 君	4 9
○散会の宣告	5 9

第 3 号（6月9日）

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○職務のため出席した者の職氏名	6 2
○開議の宣告	6 3
○一般質問	6 3
馬 場 又 彦 君	6 3
川守田 稔 君	6 7
八木田 憲 司 君	7 7
工 藤 久 夫 君	8 5
○散会の宣告	9 5

第 4 号（6月10日）

○議事日程	9 7
○本日の会議に付した事件	9 8
○出席議員	9 8
○欠席議員	9 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
○職務のため出席した者の職氏名	9 9
○開議の宣告	1 0 0

○報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 0
○報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 2
○報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 8
○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 4
○報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 5
○報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 6
○報告第 8 号の上程、説明、質疑……………	1 0 9
○報告第 9 号の上程、説明、質疑……………	1 1 0
○報告第 1 0 号の上程、説明、質疑……………	1 1 1
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 6
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 6
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 2
○議案第 5 1 号及び議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……	1 2 3
○議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……	1 2 5
○議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 7
○議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 6
○常任委員会報告……………	1 3 8
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件……………	1 3 8
○議員派遣の件……………	1 3 8
○日程の追加……………	1 3 9
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 9
○閉会の宣告……………	1 4 1
○署名議員……………	1 4 5

平成 2 7 年 6 月 5 日（金曜日）

第 6 2 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第62回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	5番	夏 堀 文 孝 君
6番	沼 畑 俊 一 君	7番	根 市 勲 君
8番	河門前 正 彦 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君
18番	東 寿 一 君		

欠席議員（1名）

4番 工 藤 正 孝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君
総 務 課 長 佐々木 俊 昭 君 企画財政課長 西 舘 勝 彦 君

税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住 民 生 活 課 長	川 村 正 則 君
健 康 福 祉 課 長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川 守 田 貢 君
商 工 観 光 交 流 課 長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医 療 セ ン タ ー 事 務 長	佐 藤 正 彦 君
老 健 な ん ぶ 事 務 長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社 会 教 育 課 長	赤 石 裕 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由 美 子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第62回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。去る5月29日に議会運営委員会を開催し、第62回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が報告9件、議案は条例など7件、平成27年度補正予算2件でございます。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告などがございます。一般質問は9名から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月5日から6月10日までの6日間といたしました。なお会期中、6月6日と7日は休日のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番山田賢司君、18番東寿一君を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月5日から6月10日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月10日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月6日と7日は休日のため、6月2日、3日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今期定例会の上程は町長提出の案件が報告9件、議案9件、ほかに、常任委員会報告などがあります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第62回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、４月上旬の低温により、農作物の生育状況が心配されましたが、その後は好天が続いたこともあり、水稻につきましては、ほぼ例年どおりの時期に田植え作業が始まり、５月末時点での進捗率は９割近くとなっています。今日現在におきましてはほぼ100%の進捗状況ではないでしょうか。

さくらんぼは、４月上旬の低温により、平野部を中心に凍害があったものの、５月21日、町内40箇所の観光農園で実施した作柄調査では、平年より多い着果数となっていることが確認されました。

主力品種「佐藤錦」は、平年より10日ほど早いペースで生育が進み、着果数は過去10年の平均をやや上回っており、今月15日から開催される「さくらんぼ狩り」は、多くの来場者で賑わうものと期待しております。

りんごも、４月上旬に凍害が一部で発生したものの、生育は順調で、平年より10日ほど早いペースで進んでいます。ぼたんの花も例年より早く見頃を迎え、５月27日までの日程で開催されたぼたんまつりには、期間中、県内外から多くの来園者が訪れ、園内に咲き誇る大輪のぼたんを楽しめました。

また、今年４月に販売したプレミアム商品券は、用意した5,000セットが４日間で完売となるなど、非常に好評であったと伺っております。８月には２回目の販売を予定しておりますが、町経済の活性化や家計の支援に大きな効果が見込まれるものであります。

今月13日と14日の２日間、当町を主会場にして開催されます、恒例の三戸郡総合体育大会で

ありますが、陸上競技やバスケットボールなど、16種目に参加する288名の選手団の皆さんには、平成23年以来の総合優勝を目指して頑張っていたきたいと、心より応援するものであります。また、20日と21日は、三戸郡中学校体育大会、夏の中体連が開催されます。日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、中学校生活の良き思い出となることを願うものであります。

さて、新聞にも大きく報じられたことではありますが、馬淵川の治水対策として、まずは今年度事業である河道掘削を完成させ、駅前、大向、門前地区の堤防の見直しや、苫米地地区の水害対策につきましても、国や県に働きかけながら、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

このほど、町内3箇所の河川を監視するライブカメラを、町単独で設置し、先日、稼働式を行ったところであります。映像をホームページで公開しておりますのは、町民への的確な避難情報の提供に活用することに加えて、付近の方々が危険な場所に近づくことなく、河川の状態を確認できることで、自主的な避難行動につなげていただきたいという趣旨であります。

今年度における当町の人口減少対策についてであります。給食費の無料化などの子育て支援策に、約7,000万円の予算を計上しております。一気に人口減少を解決することはできませんが、減少率を少しでも緩やかにしていくための施策を、今後も継続して実施して参りたいと考えております。

明後日、日曜日には、青森県知事選挙の投開票が行われます。県政の課題も、当町同様に非常に多いと感じております。県に対しましては、町だけでは解決するのが難しい、人口減少や雇用対策に更に力を入れ、小規模な自治体病院の医師確保対策や、防災・減災対策の強化を、引き続きお願いしたいと考えております。

新しい年度の始まりである4月1日の勤務終了後、職員も、私自身も決意を新たにすべく、全職員の前で訓示を行いました。職員には非常に厳しいことも申し上げましたが、様々な課題が山積する中、まずは職員が職場の融和を図り、町民の幸せのために、強い絆を持って取り組んでいけば、その気持ちは必ず町民に伝わるという想いからであります。

合併して10年になろうとしています。今月27日と28日は、合併10周年記念事業の第1弾として、梅沢富美男劇団の南部町公演が開催されます。そのほか、10周年記念曲として、当町出身の坂本サトルさんによる応援ソングの作成や、オリジナルナンバープレートの作成事業、来年1月には、新年互礼会に合わせて記念式典の開催を予定しております。

次のステージのまちづくりに向け、職員一丸となり、強い覚悟を持って取り組んで参りますので、議員各位におかれましては、これまで以上の叱咤激励をお願い申し上げる次第であります。

す。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、初めに、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。報告第2号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第6号）は、町税の決算見込みによる増や、特別交付税の確定による増などにより、歳入歳出それぞれ1億8,076万4,000円を追加し、予算の総額を111億1,734万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第3号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。特別調整交付金の交付額確定により、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を27億4,923万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第4号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）であります。国保特別調整交付金の交付額確定により、資本的収入の総額に4,000万円を追加し、総額を7,858万8,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第5号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、平成27年度に予定されていた軽自動車税の増税について、既存の所有者の負担増に配慮するため、1年先送りになったことや、ふるさと寄付金制度を推進するために、個人住民税の特別控除額の上限が拡充されたこと、また、消費税率の引き上げに配慮し、住宅ローン減税措置が1年6カ月延長されたことなど、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第6号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。証明書を発行するシステムの変更に伴い、資産に関する証明書の様式が変更になったため、申請者の負担を増やすことがないよう、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額が、最高81万円から85万円に4万円引き上げられ、軽減については、被保険者1人当たりの計算の基準額が、5割軽減では1万5,000円、2割軽減では2万円拡充されたことから、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。後期高齢者医療保険料の普通徴収の納期を、他の町税等の納期と合わせて、

12月31日から12月28日に変更することについて、条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第9号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第10号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります、平成26年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第48号、南部町財産区管理条例及び南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります、南部町上名久井財産区議会の財産区委員会への移行と名称変更に伴い、南部町財産区管理条例に「南部町名久井岳財産区」を追加し、南部町特別会計条例に「南部町名久井岳財産区特別会計」を追加するものであります。

次に、議案第49号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります、国民健康保険税の引き下げを実施するため、資産割額を廃止し、世帯別平等割を減額するものであります。

次に、議案第50号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります、今後、消費税が10%に増税されることへの対策として、介護保険制度の改正により、一定の基準に当てはまる低所得者の介護保険料を、年額4万2,000円から3万7,800円に、4,200円の軽減をするものであります。

次に、議案第51号、南部町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてであります、平成28年度から民営化される名川幼稚園と、休園中の南部幼稚園を廃園するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号、財産の無償貸付についてであります、名川幼稚園を民営化するに当たり、建物等の町有財産を10年間無償貸付することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について及び、議案第54号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります、平成27年8月31日で三戸地区塵芥処理事務組合が解散し、三戸地区環境整備事務組合と統合することに伴い、関係地方公共団体と協議する必要が生じたことから、地方自治法の規

定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,392万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ101億6,392万3,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、今年10月から施行されるマイナンバー制度について、システム整備事業費の増として9,394万8,000円を計上したほか、健康宣言に伴う運動器具購入費として1,219万4,000円。国道104号の改良工事に伴い、国の補償費で実施する名川第8分団屯所の解体と新築事業費として2,455万3,000円。名久井小学校体育館の防災機能強化対策として4,800万円を計上したものであります。

次に、議案第56号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ31億894万3,000円とするものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時21分）

平成 2 7 年 6 月 8 日（月曜日）

第 6 2 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第62回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年6月8日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 長谷ぼたん園来園者へのおもてなしと環境づくり
2. 小学校入学児童の減少と出産に関する支援について

5番 夏 堀 文 孝

1. 公共施設の民営化と指定管理について

1番 山 田 賢 司

1. 町の臨時職員の現状と、それを活用した定住促進について
2. 町の歴史や施設を活用した観光事業の推進について

14番 立 花 寛 子

1. 自治体における自衛官の募集について
2. 国民健康保険税の負担軽減策について
3. 学生、高校生への奨学金制度の拡充について
4. 若い世代の定住支援について

3番 中 舘 文 雄

1. 地方版総合戦略作成に当たり、当町の取り組みについて
2. 介護保険制度における当町の今後の対応と政策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君

7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	赤 石 裕 之 君	農業委員会事務局長	中 里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第62回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問は通告以外の質問とならないようにお願いいたします。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。まず、1点目でございますが、長谷ぼたん園について。ぼたん園鑑賞の来客へのおもてなしと環境づくりについてであります。

ボタンの花は、楊貴妃と称され、別名深見草あるいは富貴草とも言われておりますが、原産地は中国で花の王様、「花王」や「花神」と呼ばれております。日本へは奈良時代に薬用植物として渡来し、平安時代には鑑賞用に栽培されました。その後、改良されて数多くの品種が誕生しています。ボタンは、水はけがよく西日の当たらないところを好み、南部町恵光院のぼたん園にも130種、8,000本のボタンが5月下旬から6月上旬ごろまで、恥じらうかのごとく富貴

に咲き誇っておりますが、開園初期には3万人の観光客を迎えることができましたが、昨今は花園が傾斜地のためか、1年1年観光客が減り、立派に咲き誇っているボタンに申しわけないような気さえしてくるのであります。

ちなみに、東北一のぼたん園を誇っている岩手県一関のぼたん園花泉を、数十年後、再度訪ねてみました。開設当初は環境も面積も我が南部町と何ら変わらないと思ったものでしたし、花の色艶などは我が町のボタンを褒めたたえたものでありました。しかし、現在の花泉は、幾つもの山を平地にして立派な観光地と化しておりました。ヒヨクヒバやモミジ等々樹木や、ボタンの周りにはサツキ、シャクヤク、スイセン、アヤメなどを散りばめ、大小のあずまやをあちらこちらに設置し、さらには子供たち、家族連れにはミニ動物園があり、ロバやラマ、ウサギ等がおり、さらには手ごろな舞台もあり、木戸銭は100円で、誰でも楽しめる楽園がありました。

そこで、我が南部町でも、せめてできるだけ多くの平地の拡大をして来園者に優しい観光地にできないものかと思いますが、どのように考えておられるのか町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目ではありますが、子育て支援について。入学児童減少と出産時における支援についてであります。

このごろ、私は、赤ちゃんや子供たちが以前より金の卵に見えます。特に、小学校の入学式では新入生が17人とか7人では、さらに感じます。町内の集まり等に行きますと、この町内から1年生になったのは誰々さんのところから1人、どこどこ家から1人、いや、おらほうの隣から1人いる、この町内から全部で4人も小学校に入ったんだという話を聞くと切なくなります。運動会等では、たくさんのご父兄が集まっています。しかし、子供の数は年々少なくなっております。それは、単に結婚相手がいないばかりではなく、出産時の高額な費用負担にあるのではないかと思います。

そこで、出産時に係る費用を調べてみました。次のようになっております。妊娠、出産はもちろん病気ではありません。そのため、通常は健康保険がきかないので、時には毎回の検診費用を初め分娩や入院には40万円から60万円ぐらいの費用がかかります。また、個室だったり無痛分娩やLDRを選んだ人、サービスが充実している施設だったり夜間や休日にお産が始まった場合などは分娩費が割り増しになったりと、大変高額になる場合もあります。健康保険がきくケースとしては、妊娠中の異常があったり帝王切開などの手術や入院をしたりいたしますとさらに入院費や文書費等もかかりますし、ほかにベビーグッズやお祝い行事等々、出費の山で

あります。一大イベントであります。ですから、現代社会での妊婦は、仕事も頑張りつつ働き続けなければなりません。

そこで、以前も申し上げましたが、ひとりの町の助成の件も社会情勢が変わってきています。せめて出産時には、現在42万円の出産一時金を50万円以上と増額してほしいと思うのであります。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、長谷ぼたん園の環境づくり等についてでありますけれども、細部にわたっては3点でございます。長谷ぼたん園について、平たん地部分の開発を進め高齢者等にも優しい園地づくりができないかという質問、また、来園者が休憩できる場所の環境づくりについて、また、舞台イベントを開催し多くの方々が訪れるように工夫できないかという事前の質問になっておりますので、順にお答えを申し上げます。

まず、最初に長谷ぼたん園について、平たん地部分の開発を進め高齢者等にも優しい園地づくりができないかについてのご質問であります。議員ご案内の公園は、昭和54年に整備いたしましてことしで36年目を迎えるものでございます。この公園の特徴は、自然の景観を利用した公園となっております。一部の平地部分以外は、議員の言われるとおり傾斜部分が多くなっております。これまでに高齢者等に優しい公園づくりの取り組みとしましては、園地の最上部、隣接地に駐車場を設けまして、下りながらの散策を楽しめるようにもしてございます。しかし、それだけでは十分ではないことともおられますので、今後、関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。いつもぼたんまつり実行委員の会長さんと相談させていただいております。工藤幸子議員さんも副会長でございますので、町としましては、いろいろな部分で相談して整備を進めていこうということで取り組みをしているところでございます。

次に、来園者が休憩できる場所などの環境づくり、充実ができないかというご質問でございますが、現在、園内にはあずまやが1棟とプラスチック製の長椅子40脚と木製の長椅子40脚を設置し、休憩できるようにしてございます。また、隣接のふるさとの森公園には管理棟と大型

の休憩所がございますので、いつでもご利用いただくことができるようになっております。もし増設の必要が望まれるような場合には、場所や規模、また、当然、工事費等もかかってきますので、調査しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、舞踊などの舞台イベントを開催し、多くの町民が訪れるよう工夫ができないかというご質問でございますが、ことしはぼたんまつりのイベントで、園児によるよさこいソーランやボタン品評会、また、ボタンの栽培講習会、お呈茶、写真コンテストなどを行いました。ご存じのとおり、現地にはイベント用の舞台はございませんが、場所や規模など、イベント開催には、先ほども若干申し上げましたが、さまざまな課題等もございますので、必要性について検討してまいりたいと思っております。

今までは、ボタン8,000本ということでPRをしてまいりました。合併当初から私、実行委員会の会長さんに、何とか1万本という本数に持っていけないものかということで相談をしてまいりました。現在、2,000本のシャクヤクを植えて8,000本から1万本となっております。そして、今、実行委員の皆さんとも取り組みをしているのが、ユリの花まで持っていきたいということで、その構想を今、練っているところでございます。用地のほうも、地権者の方から借用できるというふうにもお聞きしております。なぜユリの花まで持っていくかということ、ボタンだけですと非常に期間が短い。これを今、シャクヤク2,000本、これはぼたん園の下のほうの平地のところに、工藤幸子議員も委員でございしますのでもう当然ご存じのとおりでございますけれども、平地のほうに2,000本を植えてございます。そしてまた、シャクヤクの後に咲くのがユリでございます。そうしますと、サクラランボ狩りの期間にまで少し持っていけるなということで、ぼたん祭りから何とかサクラランボ狩りにつなげていき、そしてまた、サクラランボ狩りのときにはジャックドまつりも行われてございますので、期間を長く持っていきながら誘客を図っていききたいなと、そういうことも構想として考えてございますので、それとあわせて環境整備のほうも今後検討してまいりたいと思っております。

次に、出産一時金による支援拡大と出生率向上についてのご質問でございますけれども、まず、小学校に入学する児童数の推移を申し上げます。学校基本調査によりますと、小学校1学年の町内の児童数は平成20年度の187人をピークに年々減少し、平成27年度は122人となっている状況でございます。出産育児一時金につきましてでございますが、出産育児一時金は、出産時にそれぞれが加入している医療保険制度によりまして支給されてございます。ちなみに、当町におきましては国民健康保険の制度として、国民健康保険に加入している世帯に対しまして出産育児一時金を支給しているところでございます。先ほど工藤議員からも42万円の数字があ

りました。これが国民健康保険に加入している世帯への一時金でございます。また、県内におきまして、この出産育児一時金に上乗せをして支給している市町村はございません。ただ、独自にやっている市町村はございます。

出生率の向上のためには、一時的な助成金の支給よりもむしろ私は総合的に子育て環境の向上策に取り組み、働きやすい環境づくり、また、子供を育てやすい環境づくりなどの施策が重要であると考えてございます。今、国のほうも人口減少対策に力を入れて、国・県、また市町村も動き始めました。それぞれで出産一時金を支給してきた町村においても、人口は減少してございます。子供たちが減少しております。ないよりはあったほうがいいというのは当然私どもも理解はするわけでございますけれども、単発的なものよりもできれば総合的な環境づくり、これを考えていく必要があると思っております。

当町におきましては、本年度から乳幼児医療費や中学生までの子供医療費の無料化を既に実施しており、また、この夏からは、今まで窓口で一旦支払いをしていただいてその後還付すると、このことを現物給付、いわゆる窓口で支払わなくてもいいと、そういうサービスも提供することにしてございます。また、小中学生の給食費の無料費、これは年間約7,000万円程経費がかかります。しかし、何とか負担軽減をしていきたいという思いから給食費の無料化をこの4月から既に実施をいたしました。また、高校生や大学生などを対象としました町独自の奨学金貸付者に対する、学校卒業後、引き続き10年以上南部町に居住した場合に貸付額の半額を返還免除するという町独自の制度も行っております。経済的な支援、延長保育、放課後児童クラブなどの多様な保育サービスの充実など、子育て環境の向上のためさまざまな支援事業を実施しているところでございます。今後も、子供を産み、育てやすい町を目指し、各種子育て支援を継続してまいりたいと考えてございます。

今、ひと・まち総合戦略プラン、ここの重点施策は、人口減少、まさに子育て支援、若者定住対策が一番重要になってくると思っております。私どもも町の財政状況を見ながら、一旦始めたものはやはり継続的に、恒久的にこれは実施していかなければなりません。いつまでしかなできないということではこれは少し無責任になると思っておりますので、しっかりと恒久的にできると、こういうことを確認ができる状況においてはまた新たなサービス提供というものを考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解もよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ぼたん園に関しては、環境づくりに基本的には無理が生ずる場合もあるわけですが、大丈夫できるという、そういう項目に対してもやりたくないとかやられないとかそういうことで、さっきも1人や2人の質問と答えではありません。数多くの方々の声もあって、ぼたんまつりに行くとどこも休憩するところがないなど。トイレの隣で、バスに乗ってきた方々集まってくださいとトイレの前で昼食をとっている、そういう悪環境もありますし、それから、舞台も、花泉ですと2間四方ぐらいの小さな舞台なんです。ですけれども、みんなそこで楽しそうにひとときを過ごしている。ぼたんまつりはいいなど、そういう思いの、そういう些細なことに目が行かないということは、やはりこれは声を大にして言わなければならないという、そういうことですし、高齢化しておりますのでできるだけ優しく、ボタンを見にきてくださいと一言言えば出かけてくるマニアであればいいんですけれども、バスでようやく手をつなぎながら来る方もいるわけですので、環境には十分注意をして、もしまだできていない部分は、この先どのぐらいかかるかわかりませんが、大した資本はかからないのではないかと、心が1つ大きな資本だと私は思います。

それから、子育てのほうですけれども、保険に加入している方はある程度の時には結果が出せるかと思いますが、保険に全部かたっているということは不可能かなと、そういうことを思いますし、ただ子供を産み育てろと言っても、やっぱりそこにそういう大きな事情が発生してくるので、もう少し微に入り細にわたってそういう問題点を検討する必要があるかと思います。そうでなければ、数年後には赤ちゃんもいません。私はそう断言して言ってもいいかと思います。町長の思い切った決断をよろしくお願いします。

ご答弁、お願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ぼたん園でございますが、当初から傾斜を活用してのぼたん園になってございます。そういう傾斜の中で仮にあずまや等ふやす適切な場所があるか、そういう部分も検討していきたいと思いますが、また、休憩用の長椅子等を他の場所にも置けるスペースがあるかどうか確認して、平坦地の開発となりますとまた規模が少し大きくなりますので、そういう部分、短期的にできるものとやはり長期的な視点で考えていかなければならない部分があると思いますので、ここは、工藤議員も実行委員のメンバーでございますから、実行委員

の皆さんともまた協議させていただき、また、イベント等には観光協会さん等々にも大変お世話になってございますので、そういう方々とも検討しながら、当然、イベントをやるといって時期的にも忙しい時期でございますので、協力できる方々が果たしてどのぐらいあるのかという、そういう部分も考えていかなければなりませんので、関係者の方々とまたしっかりと相談してまいりたいと思っております。

そして、子育て支援でございますけれども、先ほど国保関係のほう、42万が50万にならないかという数字的な部分もございました。ある程度の出産一時金の場合には42万円で大体間に合うような額になってございます。ただ、これが個室に入っているからと、そういう部分まで計算されますと、これはもう恐らく足りないと思いますが。そういう個々の部分、特別な部分にかかってくる部分は少し支援は難しいなと思っております。大事なことは、先ほども申し上げました子育て環境、これは出産一時金も含まれるでしょうし、そのほかの例えば保育料の問題とかいろいろな部分が個々には出てまいります。これを全て行うというののもかなり厳しいわけでございますので、そういう中で、公平に、一般的に皆さんに喜んでもらえるといいますか、そういう部分も考えながら、今後、子育て支援を含めながら、子育て支援対策、これはさらに充実させていかなければならないという思いは持っております。

これは当町に限らず、全国自治体が人口減少、大きな課題、当町だけではない問題でございます。そういう中において、人口をふやすというのは現実的にはもう難しいと考えております。いかに減少率、これを緩やかにしていくか、緩やかにしていくだけでも大変な対策が必要になってくると思っておりますので、まずは減少率の、減る数字を数値を緩やかにしていきたい、そのためにさまざまな支援策は考えていかなければならないと思っております。今ここで、出産一時金の部分についてということについて単発的にはお答えはできませんけれども、我々も今、今月からひと・まち・しごと総合戦略、この委員会を立ち上げて今年度中に計画を策定する予定になってございますので、やはり総合的な見方を持ちながら取り組みはしていかなければならない重要な課題であるということは私も議員と同じに認識しているつもりでございますので、まずは1つずつ着実にできるものから実施していきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 大変希望のあるご答弁をいただきましたけれども、1年間に亡くなられる方々というの結構おります。そうすると、人口といっても子供たちもいない。そうすれば

大縮小になると、そういうことが懸念されます。ですから、幻の答弁にならないようにぜひ、一步一步でも結構でございます。見えるご答弁に変えてほしい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

5番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（5番 夏堀文孝君 登壇）

○5番（夏堀文孝君） おはようございます。

UUクラブの皆さん、ようこそおいでいただきました。大変緊張していますけれども、頑張って質問しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今定例会での私の質問をいたします。今定例会で、私は公共施設の民営化と指定管理について質問をいたします。

合併当時から町長は、民間でできるものは民間でという強い思いで、民間への委託、移管、指定管理を進めてまいりました。3月の議会では、集会施設の指定管理の継続、また、幼稚園・保育所の民間移譲と決められてきたところでございますけれども、私も、事業のきっかけは行政がかかわってしかるべきだと思います。それにめどがついた時点で民間力を大いに入れていく、民間でできることは民間でやっていただくと、運営していただくと、そういった理念には大賛成でございます。もちろん、議会で決定したことについて異論はございませんけれども、決定に至ったまでの内容、説明をもう少し詳しくご説明を願いたいと思い、今回のテーマに取り上げました。

まず、1点目として、町営の幼稚園・保育所の民間への移譲について、以前に説明は受けておりますけれども、改めて移管先の法人名をこの議会の場で発表していただきたいと思います。また、決定に至っての申し込みのあった法人の数と選定方法、決定した経緯と今後の新体制までのスケジュールをお知らせいただきたいと思います。

2点目として、前議会で議案承認されました各集会施設の指定管理についてでございますけれども、各地区において一昨年から町内負担金というものを徴収しておりますけれども、各町内の負担金はどのくらいになっているのか、また、負担金額とその負担の根拠をお尋ねしたいと思います。

答弁をよろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の幼稚園・保育園の民営化による移管先決定についてのご質問でございます。再度、移管先の法人名についてでございますけれども、ことし2月の議員全員協議会におきましてご説明申し上げましたとおりでございますが、チェリー保育園となんぶ保育園は、五戸町に法人の事務所を置く社会福祉法人未萌会という法人でございます。また、福地保育園でございますが、八戸市に事務所を置く社会福祉法人青い海の会の法人でございます。次に、名川幼稚園でございますが、南部町に事務所を置く学校法人高渕学園となっております。

次に、申し込み状況や選定方法、決定までの経緯などについてでございますが、平成26年8月に学識・知識経験者等で構成する南部町立保育園・幼稚園民営化移管事業者選定委員会を組織し、募集要項を策定後、9月から法人の募集を行ったところ、保育園には11法人、幼稚園には1法人の応募がございました。選定委員会におきましては、法人から提出いただいた書類を審査し、ランクづけを行った上で面接審査も実施し、法人ごとの評価を総合的に行ったところでございます。この結果、保育園は2法人、幼稚園は1法人、合わせて3法人を選定したものでございます。この選定委員会におきます選定結果を踏まえまして、これら3法人につきまして町が最終的な調査及び意思確認等を行い、正式決定をしたところでございます。

次に、移管の条件についてであります。移管の条件は募集要項にも記載しておりまして、主な内容といたしましては、経営全般に関すること、土地・施設備品に関すること、職員の配置に関すること、保育や教育事業に関することなどとなっております。うち、ご質問の土地・建物に関しての条件でございますが、移管先の法人の運営面に及ぼす影響や施設に係る補助金の手続等を考慮いたしまして、無償貸し付けとしたところでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、平成27年度は来年4月の民営化に向けての移行準備期間となっております。民営化をより円滑に進めていくためには、保護者の皆さん、移管先の法人、そして、南部町の信頼関係が最も重要なこととされますので、三者が交流、協議する場として、近々、三者協議会を設置しまして、随時、必要に応じて開催していくこととしており、また、環境の変化による子供たちへの影響を最小限にする必要があるため、移管

先の法人との間で引き継ぎ合同保育を行いたいと考えてございます。このほか、移管先と当町が行う国・県への諸手続等が来年２月ごろまで続く予定となっております。今後、保護者の皆様のご意見を十分に聞きながら協議を進め、民間ならではの創意工夫で多様な保育・教育ニーズへの対応や質の向上が図られる体制を構築してまいりたいと考えてございます。

このご質問につきましては、再質問等について詳細部分がありましたらまた、選定委員会のほうには副町長が入っておりますし、それぞれの担当課長等から答弁していきたいと思っております。

次に、平成25年度から徴収している集会施設の維持管理費負担金についてのご質問でございますが、まずは、集会施設の電気料金や水道料金などの維持管理費などの負担先について、合併当初にさかのぼってご説明させていただきますが、町が施設を建設したいわゆる公設施設については町が負担し、また、町内会等が建設した民設施設については地元町内会などが負担してきたところであります。また、財産区が負担している施設もあり、それぞれの地区によって異なっておりました。こうした負担のあり方が異なる事態は、不公平感があるととも南部町の一体感の醸成や均衡ある発展の妨げとなりかねないことから、負担格差を解消するため、町内会に対する聞き取り調査や町が負担する経費項目などの検討を行ってまいりました。

こうして、平成25年度から公設・民設問わず、町内の全ての集会施設の維持管理費について町が負担する経費項目を定めました。具体的には、電気料の基本料金、上下水道料の基本料金、火災保険料の損金、必要経費部分についてはその全額を、浄化槽維持管理料、消防用設備点検料、借地料については5分の4を町が負担することとし、それ以外の電気料などを地元町内会にご負担いただくことといたしました。このことにより、公設施設が建設されている町内会では新たな負担が発生することとなりましたが、町内の全ての集会施設について同じ基準に統一されたところであります。

地元の負担の根拠でございますが、公設・民設それぞれの要綱を定めました。まず、町が経費を支払っている公設施設については、その年度の実績額を南部町集会施設維持管理費の負担に関する要綱の規定に基づき、電気料などを地元町内会等に負担金として納入いただいております。また、民設施設については、南部町集会施設維持管理費補助要綱の規定に基づき、電気料基本料金などを町から補助金として交付しているところでございます。また、経費負担の特例として、選挙や各種事業などで町が使用した場合は日数割で町が費用を負担することとしております。

これまでも町では、地域間の異なる負担の解消に努めてまいりました。例えば、町内の防犯

灯の電気料については、町内会で負担していた地区もありましたが、全て町が負担することになり、町内会負担の軽減を図ってございます。ここを少しお話しさせていただきますが、合併前、それぞれの町内会さんのいわゆる町内の会と、この支払いについては3地区別々でございました。南部地区さんは街灯料金は町内会負担がなしで、町が負担していた。名川地区と福地地区については、それぞれが町内会で負担をしていたという経緯がございました。ここもやはり統一しなければならないということで、ここにつきましては思い切って全地区を町が負担するというので、名川地区、福地地区の街灯電気料は現在、町が負担をしてございます。これは非常に大きな額でございます。町内会さんによっては年間100万以上の支払いをしていた町内会さんもございます。それがもう軽減されているわけでございます。今回、全地区が街灯料金は町が払ってございますので、それぞれの町内会さんは以前より間違いなく町内会の運営は前よりは楽になっているはずでございます。ただ、なかなかこのことを町内の皆さんに伝わっていないというのも現実でございます。私どももサービスを提供して、やっているんですけども、なかなかそういうサービスを提供したのはPRさせてもらえなくて、そうじゃない部分を指摘されるんですが。

今、そういう中で、全てそういう電気料も町全部負担、また、町内会さんの維持管理費も全部町が負担となっていくますと、これも非常に財政的な部分の課題もありますし、また、補助事業等々を使って、町が建てた場合は町が支払いをしている、町内会さんで建てた、財産区で建てた、そこについては町内会さんが負担をしているというのも、やはりこれは不公平感があるなということで、合併後、いろいろ調査をしまして、町内会さんによっては借地料も払っているところもございました。そういうことで、何とか同じ基準にしたいということで要綱を定めまして、一部維持管理費、基本料金以外の部分は使用料等をいただいたりしている部分がございます。そういうことで、何とか私どもも合併して全地域の不公平感をなくしていかなければならないということで、この取り組みをいたしました。ですから、一部、町内会さんからも集会施設については負担をいただくことにいたしました。割合からするとかなり軽減したつもりでございます。また、今までの電気使用料金を、街灯料金を払っていた部分を考えますと、現在のほうが町内会さん全体の軽減にはなっているはずでございます。

今回、ご説明申し上げました集会施設の維持管理に関する制度により格差が解消できたと考えておりますが、今後、町民の皆様や議員各位からまたいただいたご提言などを参考にし、よりよい制度にしていきたいと思います。今後ともご協力、ご理解をまたよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） それでは、再質問をしたいと思います。

幼稚園・保育所の民営化の件でございますけれども、具体的に動き始めたのが一昨年からでございましたけれども、選定委員会、総合的なことから選んだというお話がありましたけれども、申し込みのあった法人、それぞれいろいろな教育理念があって施設を運営されていると思いますけれども、そういった部分ではどの部分に重きを置いて選定委員では検討していったのか、その辺をもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

また、先日の全員協議会で説明を受けましたけれども、この契約は10年という契約の期間を切っております。八戸市その他の町村では、民間への移譲は期間なしで全て移譲すると、土地・建物も有償・無償にかかわらず、もう永久的に移譲すると、そういった形が多いようでございますけれども、10年という区切りをつけたのはどういう意味でのことであるのか、また、この要綱を見ますと、改築する場合とか、町側と協議するというふうな文言が入っております。民間に移譲した場合に、民間がやりやすいような改築の設備投資をしたいと思いますけれども、ここにも町がかかわっていくのか、そういった部分もお聞きしたいと思います。

それから、幼稚園のほうですが、先ほど答弁いただきましたが、申し込みが1件しかなかったということでございます。入札などでも1件だけの申し込みであれば不調になるわけでございますけれども、1件だけですともう1対1、比べるものがないと。そういった部分になってくると、果たして1件だけの申し込みでそこに決めてよかったのかなとちょっと疑問に思いました。やはり多くの施設、いろんな法人から申し込みをいただいて、その中から適切なものを選んでいくというのが民間的な、民主的な考え方だと思うんですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

また、この10年という契約の中でいろいろな事故、不都合などがあつた場合に、町側の責任、移管先の責任、こういった部分で責任の取り合いをするのか、そういった不測のときの事態の部分についてもどうなっていくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、各町内の各施設の負担金の件でございますけれども、町長がおっしゃるとおり不公平感をなくするために一律にしたと、これはわかります。ただ、この資料を私ももらって調べてみますと、新しい負担金の制度になっても財産区がまだ全額負担している部分がございま

す。上川原、高瀬、上名久井、下名久井、五日市、不公平感をなくするのであればこういった財産区、財産区で多分、収入があつたりとか、收入的に潤沢なものなのか、管理していけるといふ根拠があるのかもしれませんが、やはり統一するのであればこういった財産区の部分に関しても同じ割合の負担をするというのは当然のことだと思うんですけども、その辺のこともお聞きしたいと思います。

あと、この財産区の件に関しますと、例えば定住促進なんかをやって他町村から移り住んできた場合に、その財産区に家を建てる。そうした場合には、その新しい家の方々は財産区に当然入らないわけでありまして。そういった方々は集会所を使うときにはどうするのか。そういう細かい部分がちょっとまだ不透明であるなと思っておりました。そこのところを再質問いたします。答弁よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、1点目の選定委員会ですが、どのようなことに重きを置いて検討してきたのかというご質問ですが、選定委員会におきましては、法人のいわゆる保育・教育理念という1点だけでは一概に評価し、選定することは困難でございました。このため、これらの法人の保育・教育の理念を初めとして、法人の実績あるいは町や地域との連携、それから職員の配置、それから経理・運営の状況等を総合的に評価いたしまして選定をいたしましたところでございます。

それから、10年間の無償貸し付けという期間のことでございますけれども、まず、町といたしましては、民営化して全て法人のほうに移譲するというのではなくて、貸し付けという方法をとしまして、一定の期間、今回は10年という期間でございますけれども、法人とかかわりを持つ、会議を持つ。支援として軌道に乗るまでと言いますか。この期間をまず10年と見まして無償貸し付けという方法をとった経緯がございます。そういう意味で、協議もしていくという要綱にしております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 申し込みが1件しかなかったので不調ではないのかというご質問で

ございます。議員ご承知のように、一般的な入札でございますと予定価格がございまして、価格が安い業者さんをお願いするという部分が一般的なものでございますが、今回の保育園・幼稚園の移管先の募集につきましては、入札のような予定価格という部分がございません。で、このような、先ほど健康福祉課長も申しましたように、その事業者さんの状況等を判断いたしまして移管先を決定したというふうな内容になってございます。先ほど少しご説明いたしましたが、全体的な事業者さんの財務状況とかあるいは地域との連携の仕方とか、教育・保育の考え方という部分が大きなウエートを占めて移管先を決定したというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 財産区で維持費を負担していることについてと、あと、収入があるからといって財産区が負担するということとはということでございますけれども、財産区は市町村の一部が財産を有しているもので、その財産の管理処分については、特別地方公共団体として法人格を与えられているものでございます。また、財産区の基本原則といたしまして、財産区はその住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならないということで地方自治法のほうでうたわれております。特に、財産区とコミュニティーの役割は以前から深くありまして、例えば、神社の例祭を初め伝統的な観光は、これらの人々によって維持されてきている部分がございます。財産区では、収益を地元公共施設の整備や維持管理などの地域の振興のために、さまざまな形で還元していただいて役割を果たしていただいているという現状がございます。

あと、町内に住んでいても財産区に入っていない方もあるのではということでもございましたけれども、これは特別地方公共団体ということで、財産区の構成員は好むと好まざるにかかわらず、区域内の全ての住民ということであつたわけしております。新たに当該財産区に居住することになった方も、構成員ということになります。また、区域外に転居した場合は、当然、引き続き構成員とはなり得ないということになっているようでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 答弁、いろいろありがとうございました。

最初に申し上げましたとおり、民間への委託、移管、これは大いに賛成でございます。まだまだ当町には民間でできるものがいろいろあると思いますし、これからも進めていただきたいと、そういうふうには思っているわけでございますけれども、この保育所・幼稚園に関しては、先ほどの学務課長もおっしゃいました、予定価格があつての普通の入札とは中身が違ふと。もちろん、そのとおりでございます。ただ、私たち議員が聞いていますと、スケジュールありきで進めてきているのかなという誤解を受けかねないなと、そういうふうにも感じたわけでございます。1件しかなかったら再募集したらいいんじゃないかなと、募集方法をもっと広げたらいいんじゃないかなとか、そういうふうなこともやはり考えたわけでございます。そういった中でこの質問を取り上げました。

やはり子供の教育、特に幼児期の教育は、大事な時期を、人格形成をつくり上げる、まさしく「三つ子の魂百まで」と、そういったものでございます。そういった部分で、やはり選定した原因、やはりその施設が、新しい移管される施設がどういった教育の理念を持って、どういった子供を育てたいかというもののほうが本来は重要ではないかなと、そういうふうには思ってこの選定の方法を聞きました。これがやはり町の教育方針とうまく一体していかないと、やはり民間に渡してもその民間の施設がうまい教育をしていないとなれば、やはりこれは町としても移管したほうの責任も出てくるわけでございますので、そのところは10年というくくりの中でかかわっていくということでございましたので、しっかりと監視していただきたいなと思います。

それから、町内の負担金でございますけれども、財産区の件も理解はできます。ただ、一概に、見ますと不公平かなと、そういうふうな感じがしました。

それからまた、私も議員をやっているとして、この町内負担金できたというのは知りませんでした。やはり町内行政員会議で多分いろいろ何回か説明をしてきたと思うんですけども、各町内会長さん、毎年かわる地区も多くございます。そういった中で、行政員会議で出るたび出るたび違う人に説明をして、その説明を受けた町内会長さんがじゃあ帰って住民の方々にそのとおりうまく説明できたかなというところを考えると、説明が十分じゃないなと思います。逆に私たちも、その町内負担金というのはどこから来たんだっけと、そういうふうなことを聞かれても、我々も初めて聞いたような話が出てきたり、そういった部分がありますので、やはり説明というのはしっかりとしていかなければならないと思います。

先ほど町長も答弁されましたけれども、やはり子育て支援、お金をかけなければならない部

分にはかけていく、当然のことです。そして、住民の方々に負担を求めていく、そういった場合には、やはりこういった部分では負担してほしいと。特に、福地地区はこういった負担金が全くなくて、ここ一、二年で各地区大体10万からの負担がふえたわけでございます。そうしますと、1世帯で1年で5,000円以上の負担がふえていくと。ある人は、指定管理を受けないで使うというときだけ借りたらいいんじゃないかと、そういうふうなことを言っていた住民もあります。やはりこういった部分、住民が不安を持たないような丁寧な説明、また、我々議員にもそういった改革をするときには前もって、議案に上がらない、議題にのらない、そういった案件でも説明が欲しいなと、そういうふうに思うわけでございます。そういった部分で今回の質問を取り上げました。

答弁があればお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、幼稚園・保育園の民営化でございますけれども、先ほど課長からもありました、重点的にはしっかりとした実績があるか、そして、経営的にちゃんとなっているか、そういう専門的に見れる方も委員として選定しました。

幼稚園につきましてでございますが、1法人、これに、通常の入札であれば不調という形になると思いますが、まず、しっかりと面接をしてみてもいいんじゃないかということから。幼稚園の1事業者は地元で既に運営している学園でございましたので、そういう部分では、現在、町内の園児たちも通っている幼稚園でもあると、そういうことから、1事業者でありましたけれども大丈夫だという判断での委員会の決定だと聞いておりますので、何とかしっかりと、この後を安心して預けられる。これは保育園にしる幼稚園にしる両方でございますけれども、しっかりここは町のほうも、民営化して移管したとはいえ、しっかり意見を言えるような形もとっていきたいと思っております。

集会施設でございますが、私どもも町内会長さんや行政員、連絡員の方々には負担についてのお話等々もしてまいりました。そしてまた、街灯の電気料の部分については町が全額負担することにしますということを申し上げて周知はしてきたつもりですが、中には私、総会等々に行って挨拶の中で、街灯の料金は今度町が全額見ることになりましたので町内会のほうの経費も軽減されると思いますということを言いましたら、町長、それは言わないでくれと。ということは、恐らく、そのことによって町内会さんの会費を下げるという話になったらちょっと困

るのかなとういふうに私は想像してきたんですけれども。ですから、私どももしっかりとした情報は出してほしいなと思ってございます。ですから、そのときは、我々も、行政側も努力してサービスを提供したときはそういう部分もしっかりとお伝えをしていただいて、その中でまた負担していただくものもありますので、負担していただくときだけ周知するのではなくて、合併していろいろメリットが出ている部分と、確かにデメリット部分も中にはあると思います。そのバランスを考えてやっていかなければなりませんので。ただ、ちょっと残念だったのは、そういうことは町長、言わなくてもいいからと言われたところもありましたので。しっかりと我々は情報をちゃんと出しながら、また、議員からもご指摘ありました、議案に係る部分だけではなくて重点的な部分、そういう部分というのはしっかりと今後も相談をさせていただいて、あくまでも議論はしっかりと議会と執行部側とさせていただき、その議論の後にはしっかりと、100%納得できないとしても総体的にやはりこれは進めるべきだと。こういう認識は一緒になった1つの認識を持ちながら今後も進めさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） これで夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時08分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

1番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（1番 山田賢司君 登壇）

○1番（山田賢司君） おはようございます。

きのう、知事選挙において三村県政が継続になりました。刷新されなかったわけですが、三村知事の今後の手腕に期待したいと思います。

それでは、私の質問をさせていただきます。

ことしの春は雨も少なく、気温の高い日々が続く、作物も時期も早まると予想されておりま

す。田植えも終わり、果樹や野菜の作業に追われている人たちは多いのではないのでしょうか。国は農協改革を行い、ＴＰＰの締結後も耐えられる農業経営を目指しているように思いますが、疑問を感じる人たちは多いのではないのでしょうか。昨年の米価の下落により飼料米の買い取りを進め、食用米の流通を減らし、価格を上げようと考えているように思いますが、根本の改革にはなっていません。飼料米の買い取りに助成し、飼料用穀物の輸入を減らす目的と考えますが、国費を投じることに変わりはありません。地方創生の声も、安保法制の整備に注目が行き、小さくなってきていると思います。各自治体の総合戦略ができ上がり、国に上がったときにどのようなのか不安が残ります。

私は、今議会では２つの事項を質問したいと思います。１つは、臨時職員を利用した定住策であります。

現状を見ますと、相当数の臨時職員を採用していると思われます。広報等から、雇用条件は決して楽な条件ではありません。賃金を見ると、県の最低賃金に近い部署が多いのではないのでしょうか。

最近の雇用状況を見ますと、労働力不足を問題視する企業がふえてきました。数年前までは就職難と言われていましたが、経済の上向きにより労働力の確保が大変になってきております。以前に言われていた建設・農業分野だけではなく、多くの職種で言われるようになりました。それにより、大手企業では賃金アップをしています。総理も経済界に直接、賃上げを要請しています。このままでは、雇用の場も少ない地方は人口流出が進み、過疎化が早まるのではないのでしょうか。多くの地方では、若者の定住・自立についてさまざまな施策を考え、講じています。しかし、雇用の場の確保は難しい課題であります。企業の工場は賃金の安い海外に建設され、新幹線等の交通網の発達により、地方の営業所を廃止し、拠点都市を起点にした活動を行うようになりました。国の出先機関の統廃合も強く言われています。

このような動きの中で、企業誘致も難しいと思われます。定住するには、働く場所があり、安定した収入も必要です。民間の雇用の場が少ない状況では、臨時職員を雇用の場の１つと考えてもいいのではないのでしょうか。そのためには、雇用条件の変更も考えなければならないと思います。町の負担もふえると思いますが、定住を考えている人たちにとっては要件の１つと考えてもらえると思います。町はどのように考えておりますか。

次に、歴史を利用した観光事業の推進についてであります。

当町は、南部藩発祥の地であります。現在行われている発掘調査では、貴重な出土品もあります。広報等により私たちは知るわけですが、実物を見る機会は少ないと思います。歴史に対

して興味のある人はたくさんいると感じています。当町には、奥州街道の名残や歴史的価値のある施設もあります。現状では、その価値がうまく伝わっていないように思います。町村合併から10年がたちました。地域によって歴史に対して意識の差があります。観光事業に対してまだまだうまく利用されてないと感じられます。観光協会では少しずつですがイベント等に取り入れをしてきています。町民や町を訪れる人たちにもっとPRし、意識の高揚を図るべきだと思います。当町の総合戦略を考えると1つの要因になると思いますが、どのように思いますか。

以上、2つの質問をさせていただきました。考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、各部署や施設で雇用している臨時職員の状況についてであります。5月1日現在、合わせて181名の臨時職員がおります。臨時職員は、臨時的任用という位置づけで地方公務員法の適用を受ける職員であり、6カ月以内の任期が定められているものでございます。

次に、臨時職員の給与は低賃金だと感じられるが、若者の雇用の場の確保として活用できないか。臨時職員の賃金を上げて若者の就労意欲の向上につなげ、定住を進めるべきではないかというご質問でございますが、現在の臨時職員の賃金は、近隣町村と均衡を図りながら職務の内容等を考慮し決定しており、一家の生計を立てることを念頭に置いているものではございません。また、若者の雇用の場の確保としましては、臨時職員は人手が不足した場合等に募集を行うため、毎年、同じ職種の募集をするとは限らず、また、臨時的任用という性格上、雇用期間が限られているという制限がありますが、若者が地元で新たな雇用を見つけるまでの間、首都圏等への転出を防ぐという意味においては1つの方策であると考えております。

最近、アベノミクス効果による円安・株高や失業者減少など景気回復が各方面で報道されておりますが、地方も以前よりは回復傾向にあると思います。しかし、首都圏に比較しますと、地方の経済及び雇用の状況はまだ楽観できる状況ではないと思います。当町におきましても、人口減少問題が喫緊の最重要課題であるとの認識を持ち、町独自の施策として、先ほども申し上げましたが、給食費や医療費の無料化など少子化対策に力を入れているところであります。

また、今後、公有地を宅地化しまして若い世代に低価格で提供できるようにするなど、従来とは異なる定住対策も必要ではないかと考えております。定住対策の根本の1つは、雇用の場、安定した収入の確保でありますし、そういった意味において、農業や商工業などこれまで南部町を支えてきた産業を着実に安定・発展させていく地道な取り組みに加え、企業誘致や新たな事業の創出、達者村事業を核としたグリーン・ツーリズムをさらに展開していくなど新たな取り組みも必要であると考えているところでございます。町では合併以来、職員数の適正化や財政健全化に取り組み、約70名ほどの職員の削減を行ってまいりました。そのことによって、財政的にも成果を上げてきたところであります。人口減少対策につきましても、議員各位がご指摘、ご提案されている定住対策を参考にさせていただきながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えてございます。

ご質問のありました臨時職員の賃金増につきましては、人員配置や財政状況も見きわめながら検討してまいりたいと、こう思うてございます。この臨時職員でございますけれども、若い方々には私は、民間会社なり、やはり正社員といえますか、そういうチャンスがあったらどんどんやはり受けて、そちらに行ったほうがいいのではないかと。あくまでも臨時職員というのは期間が限られている部分と、そしてまた、事業によっては臨時職員が削減されていくということがございます。しっかりとした身分保障がされていることもないわけでございますので、できれば安定するためにはそういった部分にもチャレンジしてほしいと。そういう内容で、臨時職員の場合は、仕事の内容等の責任の度合い、また、時間、定時で帰る、そういう部分がございます。ですから、若い方々は、私は民間会社のほうにできれば正職として目指していただきたいと思っております。ただ、1点、臨時職員としていい部分という部分は、どちらかというと結婚されている女性の方々については、土日・祝日がほとんど暦どおりに休みになります。また、定時の時間で帰ることができますので、そういった方々、旦那さんが勤めていて、その中で臨時職員としている部分についてはメリッ特的にもあるのかなと考えておりますので、希望される方々の状況において、臨時職員でいい場合とやはり正規の社員として目指していただきたいという部分、二通りあると思っております。

賃金増につきましても、人数も多いわけでございますので、仮に単純に1日数十円上げたとしても、全体、年間からいくと数百万になります。数十円だったら意味がないというふうに今度、なってくると思います。それ以上になると多額の増にもなっていくと。私どもも、合併して基金のほう、大分積み立てることができております。これも職員も削減をしてきた部分というのは大きな効果になってございますので、全体のバランスを考えながら、どの程度まで上げ

られるのか、また、その場合の負担がどのぐらいになるのか、こういう部分はしっかり考えて、最低賃金の部分というのは当然確保されるわけでございまして、去年からですか、ことしからですか、一部は上げさせていただいております。

次に、町の歴史や施設を活用した観光事業の推進についてお答えを申し上げます。

南部町の観光案内資料等につきましては、平成25年3月に作成しました「南部の旅」があります。この中で、南部町全体の観光関係の説明を行ってございます。他の観光用資料としては、個々に資料を作成しておりまして、利用者が使いやすいように工夫をし、提供を図っているところであります。

議員ご案内のとおり、聖寿寺館跡発掘調査からの貴重な品や、国指定重要文化財の南部利康霊屋、昭和24年に建立されました高さでは日本最大規模を誇る法光寺の三重の塔が、そして、南部藩が栄華を誇る当時に利用されたであろう奥州街道など、全国に発信すべき歴史の町南部町であることは周知のとおりであります。これらを生かした町の総合戦略の考え方についてご質問でありますが、東北新幹線の開業効果を最大限に活用しながら、南部氏関連遺跡・史跡の整備を進め、ロマンあふれる街づくりを目指したいと考えてございます。

また、文化財以外にもえんぶり及び南部七唄や南部七踊りを初めとする伝統芸能、そして、サクランボやゼネラル・レクラーク、福地ホワイト6片種などなど、豊富な農産物を活用し、全国唯一の南部町営市場や直売所など、既存の観光資源の整備・活用を図りながら、歴史・農業・観光、そして、交流資源のネットワークを進めてまいりたいと考えてございます。

この計画につきましては、南部町総合振興計画の後期基本計画の中の「歴史・文化・資源など多様な資源を活用した観光の資源」にも示しておりますが、南部町にとりましても重要な課題であると考えてございます。観光事業の推進につきましては町全体の対策となりますので、今後、観光協会さん初め商工会さん、関係各位のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

歴史的な部分には、何年か前にも青い森鉄道とタイアップしながら奥州街道を散策していただいて観光につなげていくと、そういう事業も行ったこともございます。来た方々は大変喜んでおりました。ですから、今までの農業・観光プラス、そこに私どもの町としては歴史というものをもた入れていくことによって、かなり歴史に興味を持っている方々が多いものですから、そういう連携といいますか、3つを合わせた取り組みというのも展開してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 答弁ありがとうございました。

ただ、臨時職員というとなかなか、ただその場、短期での雇用とかそういう面になるんですけれども、人からここに住んでもらおうと思えば、さっき町長が述べたとおり、生活が安定しなければ住めないという部分が多いと思うんです。今、町には総務省のほうから地域おこし協力隊の皆さんが2人来ておりますが、その地方版と言えはおかしいんですけれども、当町にとりあえず住んでもらうために、こういう職場がありますと。ところが、民間ではやっぱりそれを確約できない部分がある。そうすれば、今言った臨時職員の場合の中に3名とか4名とか枠を設けて、その枠の中で生活支援をしていく。そういうもので、3年間だったら3年間、どうぞ町に住んでみませんか、この町を見てみませんかという方策も考えられると私は思うんです。全ての臨時職員を賃上げするという話でもないし、やはり仕事の内容によってはもう少し賃金アップを図るところも出ているのではないかなという思いはちょっと感じております。そういう中で、定住策、ひと・まち・しごと、国の政策の中の仕事というのも大事になると思うんですよ。そういう面をやっぱりもう少し私たち地方も考えていかなければならないのではないかなと思っております。臨時職員181名いると、相当数の数だと思います。それをうまく利用しない手はないなと、私は考えておりました。

次の歴史の認識であります。私たち合併して10年たちまして、南部地区、名川地区、福地地区というふうな感じで合併したわけですが、歴史の意識というのは、私から見ていて、南部地区の人はやっぱりいろんな昔からのそういう名残があると。やはり名川地区、福地地区に至っては、まだまだ歴史観の認識というのは持っていない部分が多い。前にも話をしたような気がするんですけれども、小学生・中学生、遠足等でそういう歴史を見るというのがない。やはり小さいころからそういう歴史認識を持たせる。当町はこういう町なんだと、こういうすばらしいものもあるんだと、そういうものをやはり幼児期からやるべきではないかなと。特に、合併して、変な言い方ですが、南部地区のほかというのはまだまだそういう部分を持っていない。その辺をやっぱり教育することによって、ああこの町に残ってみたい、残りたいという方々もふえてくるような気はします。やはりその辺をもう少し教育の場、また、そういうふだんの生活の場でも持つべきではないかなと考えております。特に、出土品の中に相当数、重要と言えはおかしいですけれども、貴重なものがあります。それを見る場というか、見る機会すらない。そういうものはやはり、期間限定でもいいのでいろいろな場に出していただき

たい。考古学者もそうですけれども、発掘の現場はもう自分の宝のように思ってなかなか出さない人もいるという話をよく聞きます。そうではなくて、やはり皆さんに見ていただく、見る価値があるものですから、その辺はもう少し検討していただきたいと思います。

以上、ちょっと私の意見も入れながら話をさせていただきましたが、その辺について答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、臨時職員でございますが、1つの考え、提案いただいたと思っております。その点については、地方自治体になりますので、そのことによってまた臨時職員の中での不公平感にならないかどうかというのも確認をしながら取り組んでいきたいと思っております。

臨時職員の賃金は一律ではございませんでして、その内容によって賃金が違ってございますので、資格を持っている方々の場合はそれなりの賃金になっているはずでございます。また、一例としまして協力隊員、現在2名いて、ことし3年目になるわけでございます。2人とも、何とか地元で残って続けたいという意思があるようでございます。そこについては私どもも何とか支援をして、できるだけ残ってもらえるようにしていきたいなと思っておりますが、そこに臨時職員が直結というのは今の段階では申し上げられませんが、何とか2人は地元に残るために、町としてもどういうことを支援していけば、手助けしていけばいいかということとは考えたいと思っております。

それと、歴史の件でございますけれども、非常に歴史に関しての、皆様興味があると思っておりますけれども、やはり南部地区においては南部藩という歴史をずっと語ってきたわけでございます。当時、私は名川地区でございますが、その前は白華山法光寺さんをPRをずっとしてきたわけでございます。今は合併して南部藩のほうを強調しておりますが、私は職員には、課長会議でも、法光寺さんも現在の住職は38世ですか、700年余りある歴史あるお寺でもございますので、南部藩とあわせて法光寺さんのほうもしっかりとPRしなければならないと。そのことによって、1カ所ではなくて2カ所を巡ることができるわけでございます。恐らく福地地区にも、大きな部分はなくても歴史的な部分でここは価値があると、そういうところがあると思いますので、しっかりと町民の皆さんも歴史に関心を持っていただけるものと思います。

また、教育委員会のほうでは、それぞれ学校が発掘調査とかそういう授業もたしか行ってい

るはずでございます。そういうことも子供たちの時代から関心を持っていただくように、そして、非常に珍しい青銅器ですか、が出ております。私も議員と同じで、見せなきゃ意味ないじゃないですかと。職員にもちょっと言って、いろいろあるようでございますけれども、やはりそういう部分をしっかりと見せる、展示できる立派な建物の展示というものは今後の課題となっていくと思いますが、いろいろなイベントが行われている町でありますので、そういうときにしっかりと皆さんが見られる、そういう部分というのは非常に大事であると思ってございます。ましてや貴重な部分でございますので。今、教育委員会のほうでは、いろいろな出土した部分で、専門の方から鑑定といえますか、そういう調査も今、行う予定に進めておりますので、そういう部分がまたはっきりして認識されてきますと非常にまた効果が大きくなってくる、そう思うのでございますので、教育委員会のほうも今の質問、答弁、聞いておりますので、取り組みをまた強化してまいりたいと思ってございます。

ちょっと補足的になりますが、臨職の場合、やはり安定した部分の雇用というのが一番大事になってくると思っております。八戸の北インター工業団地、今まではかなり残っております。かなり1区画が10ヘクタールとか5ヘクタールとか、非常に大きな区画の販売から、区画を小分化しまして2ヘクタールから3ヘクタールぐらい、そうしたら一気に企業が買いました、先週、事務職の方が来たときに、販売であと数カ所になったということでした。ですから私も、定住自立圏構想等を含めながら、当町に一番いいのは企業が来てくれるのが一番いいんですが、現実的に非常に厳しい状況があります、企業を持ってくるとなると。そういう部分で、北インターは私どものエリアからは通勤できるエリアでありますので、そういう企業にやはり郡部のほうからも採用していただくと、こういう部分もしっかり力を入れていきたいと思ってございます。

また、ことし初めに東京へ出張に行ったときに、地元出身の大学生に、男の学生、ちょっと時間がとれましたので食事をしながら話をしていましたら、地元にはやはり戻りたい、地元で仕事をしたい、これは当町に限らず八戸を含んだ中で言うておりました。ですから、若い方々もやはり、思いは地元に戻ってきて仕事をしたいんだなということを感じましたので、やはり雇用という部分は今後も、かなり難しい部分ですが、いち南部町だけではなくて、やはり広域的に、特に八戸さんも一緒になって雇用を確保していくことが大事であると、こう思うのでございますので、またいろいろなご指導をいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 先ほど町長からも答弁がありましたとおり、小学校の方々に今、聖寿寺館の発掘体験学習、発掘をさせております。また、小学生を対象にいたしまして奥州街道ウオークということで奥州街道を歩いていただいて、町の文化財を見学していただいて、また、町のほうで子供たちに説明し、小学生から町の貴重な文化財があるということを学習していただいております。

また、もう一つが、先ほど議員ご指摘の、町の聖寿寺館の発掘に貴重な遺物が発掘されている、それを皆さんに紹介したらということで、昨年度からイベント等で移動博物館という形でりんご市とかで見せているんですけれども、やはり貴重なものということで、今年度、予算を措置していただきまして、移動の展示収納ケースを5月に購入いたしまして、各イベント等で展示ケースを持って皆さんのところに回って見ていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。山田賢司君。

○1 番（山田賢司君） 質問ではないんですけれども、これからの雇用の場の確保というものは大変なものになってくると思いますから、先ほど言われた八戸、広域的連携ということで町長さんお伺いのようなようですので、ぜひ町長にはその辺をよろしくお願いいたしますと思います。

また、歴史に関しても、いろいろな場面でことしは回って歩くそうですので、多くのところで皆さんが見られるような態勢をとっていただきたい。要望にしまして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午前11時55分）

○議長（坂本正紀君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。6月定例議会に当たり、一般質問を行います。

自治体における自衛官の募集についての質問です。

ことし2月の広報なんぶちょうには募集案内として予備自衛官補（一般）の募集が掲載され、問い合わせは自衛隊青森地方協力本部八戸地域事務所となっております。

次に、本年度予算、歳出2款1項12目19節負担金補助及び交付金に6万6,000円の説明の1つに、負担金、八戸地域自衛官募集事務協議会に6,000円を支出しています。この支出内容は、自衛隊員の募集をすることと考えますが、自治体の仕事なののでしょうか。自衛隊員の取り巻く環境が今までとは多く変化している中、自治体が募集することに町長は疑問を感じてはおりませんか。戦争法案が強行され、戦闘地域でも活動するようになれば、殺し殺される危険性は格段に高まり、多くの隊員が犠牲になるのは必至です。若い自衛隊員から、災害復旧や災害救助に憧れて入ったのに人殺しはしたくないとの痛切な訴えがあります。自衛隊員や若い世代の中に戦争法案への不安と怒りが急速に高まっているとき、自治体として自衛隊員の募集をかけることはいかなものなのでしょうか。八戸地域自衛官募集事務協議会に参加し続けるのでしょうか。答弁願います。

次の質問です。集団的自衛権行使容認の閣議決定をしたもとで、自衛隊員の安全は守られると考えておられるのでしょうか。

憲法の条文を読みますと誰でもわかるのが、立憲主義という大原則です。権力を縛るための憲法であるという立憲主義と、憲法9条に代表される恒久平和主義に反する決定が集団的自衛権行使容認ではないのでしょうか。アメリカが世界のどこであれ戦争を始めたら、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所まで行って軍事支援ができるようにする。日本が攻撃されていなくても集団的自衛権を発動し、自衛隊が海外での武力行使に乗り出す。以上の内容が集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化の内容ではないのでしょうか。

安保法制関連法案の国会審議が報道されております。憲法9条戦争放棄をうたった憲法がありながら、なぜ平和が脅かされる不安を感じなければならないのでしょうか。戦争で真っ先に犠牲になるのは前途ある若者であり、自衛隊員ではないのでしょうか。集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する一連の法案の国会審議を通じて、町長は自衛隊員の安全は守られると考

えておられるでしょうか、答弁願います。

次の質問です。国民健康保険税の負担軽減策についてであります。

今議会には国保税引き下げとなる条例改定が行われる予定で、長年、国保税引き下げを訴えてきた1人としてうれしく思うものであります。これを契機にさらなる国保税引き下げを訴えていかなければなりません。国保税は、もはや負担は限界というところまで来ています。国保行政は自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられております。基金の取り崩し、一般財源の繰り入れなど、自治体独自の取り組みで国保税引き下げの努力が求められるわけがあります。

そこで、提案なのですが、南部町でも申請減免を取り入れていただきたい。減免条例、規則を拡充し、生活実態に即した免除・軽減が図られるよう最大限の努力を行うことを求めます。負担軽減策の1つである法定減額以外の方法で国保加入者世帯に対する負担軽減策を実施する考えはありでしょうか、質問するものであります。

3点目の質問です。学生、高校生への奨学金制度の拡充について質問いたします。

南部町奨学金貸し付け条例は、経済上の理由により就学が困難な世帯にとっては、就学に必要な資金を貸し付ける制度としてなくてはならない条例です。しかしながら、年々、若者の就職状況が厳しくなり、思い描いていたようには返済できずにいる人が出ているのではないのでしょうか。返済が困難な状況に陥った場合、相談してほしいと行政側は再度訴えておりますが、悩んでいるうちに期限が来て、延滞利子である年14.6%の利子を掛けられることになるでしょう。返済型の貸し付け制度であるため、当然の措置ではあります。高校中途退学者の数が問題となり、家庭の経済状況がかかわっていると考えられる理由もあり、教育費負担の軽減が図られてまいりました。公立高校でも無償になるのは授業料のみで、入学金や教科書、教材費、修学旅行費、クラブ活動費などが依然として大きな負担となっております。教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるべきではないのでしょうか。

そこで、提案なのですが、給付型の奨学金を創設する考えはありでしょうか、答弁願います。

次の質問です。初めに、簡易宿泊施設の火災が発生し、死者を出した問題で、違法な建物であったとか長期滞在者で保護受給者がいたなどの報道がありましたが、記憶に新しい報道ではないのでしょうか。死亡された方の中には、不幸な境遇となり、この場所で暮らさざるを得なかったと考えられます。この問題の根底には、住宅、家、住まいの確保はどうあるべきかという観点があると考えます。

国の住宅政策は持ち家が中心で、家は買うものという政策です。現在、非正規雇用が多数となり、低所得世帯が広がっている中、住宅ローンを組むことは困難です。賃貸住宅や公営住宅に住んでいても、家賃や年金の変化で生活が苦しくなり、住みかえを考えるも条件に合わなかったりしています。就職先を考えると、どこに住むかによって生活が変わっていくでしょう。このように、住宅問題は重要であるにもかかわらず個人の問題になっているのではないのでしょうか。あることわざに「福祉は住宅に始まり、住宅に終わる」とあります。単身者用住宅や家族の人数に合った住宅の確保を国の責任として施行させる運動が大切ではないのでしょうか。住宅問題にも光を当てることを要望するものであります。

そこで、自治体として支援できる内容は、若い世代の定住支援ではないのでしょうか。若者向けの低家賃住宅の導入や低所得者向けの家賃補助を実施する考えはありませんでしょうか、答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、町では八戸地域事務所管内自衛官募集事務連絡協議会に、昭和40年12月発足時より加入しております。構成市町村は三八地区7市町村で構成されております。この協議会の目的がありますが、自衛官募集事務に関する事項の研究協議、市町村と自衛隊地方協力本部との相互調整を図ることとされております。事業としましては、自衛官募集の現況についての研修会や自衛隊入隊予定者の激励会等であります。ちなみに、南部町出身者の自衛隊入隊者について、3年間を見ますと、平成25年度には4人、平成26年度は4人、平成27年度は6人となっております。

また、南部町には南部町自衛隊父兄会として、会員55名で構成されている団体がございます。この団体は、南部町出身者の隊員とその父兄相互の理解と親睦、防衛意識の高揚を目的とし、自衛官募集への協力を柱に、地元出身隊員への激励や研修会を行っております。

このように、入隊者が毎年継続的にいることや、南部町自衛隊父兄会の活動などを踏まえ、近年の災害時における自衛隊活動の実績を考慮いたしますと、町の役割の必要性が重要であることから、この協議会への参加は今後も続けていくことが不可欠であると考えております。

次に、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしたもとで自衛隊員の安全は守られると考えてい

るかというご質問でございますが、政府では、安全保障関連法案の今国会会期中の成立を目指し、5月26日の各党代表質問で国会審議入りしたところであります。国会は、戦後日本の安全保障政策を大転換する安全保障関連法案を成立するのか、不承認を決定するのか、今現在、審議しているところであります。自衛隊の安全に関し、安倍首相は、自衛隊の海外活動の拡充に伴う自衛隊のリスクについては、隊員のリスクを極小化するだけの措置をしっかりと規定していると答弁をしております。

いずれにしても、集団的自衛権行使の要件がどのように決定するのか、自衛隊員がどのような状況のもとで派遣されるのかによるところですが、自衛隊員の安全が最優先に確保されることだと思います。今後の動向を注視していきたいと考えております。先ほども申し上げました。どのような行使条件になるかによって状況が違うものと考えております。

次に、2点目の国民健康保険税の負担軽減策についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、国民健康保険税の軽減についてご説明いたします。当町で適用しております国保税の軽減は主に2つございます。まず、1つ目が低所得者世帯軽減で、内容といたしましては、世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額が定められた金額以下の場合に軽減されるものでございます。軽減割合の種類は2割、5割及び7割でございます。2つ目が、特定世帯軽減で、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者がいることによりまして、世帯の国保加入者が減少して国保税が上がってしまう場合、国保を離脱した方も含めて所得軽減の判定を行うものでございます。これによりまして、従前と同様の軽減措置が受けられることになるものでございます。

続いて、平成26年度の軽減の適用状況についてご説明申し上げます。国保加入全世帯3,926世帯の中で7割軽減が1,315世帯、5割軽減が580世帯、2割軽減が498世帯で、全体の60.95%の世帯が軽減適用されております。また、軽減額につきましては、均等割額が8,400万4,880円、平等割額が5,748万9,950円、合わせて1億4,149万4,830円となり、国保税全体の19%が軽減されているものでございます。

現在、当町で適用しております軽減は、いずれも法に基づきまして行っているものでございます。議員ご質問の法定減額以外の軽減策についてでございますが、国の法改正に伴い、本年度から軽減が適用される世帯がふえる見込みとなつてございます。また、今定例会におきまして条例改正の提案をさせていただいているところでありますが、本年度に国保税の減税を実施する予定としておりまして、現段階におきましては法定軽減以外の軽減策は考えていないところでございます。

次に、奨学金制度の拡充についてのご質問でございます。

初めに、南部町の奨学金貸付額は、大学生は月額4万円、短大・専門学校は月額3万円、高校生は月額2万円で、平成26年度中には64名の方々へ年間約2,900万円を貸し付けしております。給付型の奨学金でございませんが、合併前の旧名川地区にあった返還免除制度を合併後は、大学及び短大・専門学校を卒業後、引き続いて10年以上南部町に居住した場合に貸付額の半額を返還免除する制度を町独自で行って実施してございます。

現在、奨学金の資金として町民の皆さんが負担された税金を投入している状況であります。免除制度も設けておりますので、今のところ、給付型の奨学金の創設は考えてございません。なお、大学や企業、各種団体で給付型の奨学金制度を設けておりますので、必要に応じて学生や保護者の皆さんへの情報提供に努めてまいりたいと思っております。基本的には、借りたものはお返しするというのは私は基本ではないでしょうか。そういう中で、できる限りの町としての軽減策というのでも考えて実施しているところでございます。

次に、若い世代の定住支援についてお答え申し上げます。

まず、若者向けの低家賃住宅の導入についてであります。当町では、公営住宅法に基づき建設した公営住宅と特定優良賃貸住宅に関する法律に基づき建設した特定公共賃貸住宅を整備しております。現在、公営住宅のひろば台団地整備事業を実施しており、引き続き南部地区の団地建てかえ計画に取り組む予定であります。

公営住宅の基本的な入居条件としては、住宅に困窮している者、算定基準の収入を超えない者、現に同居または同居しようとする親族がある者としており、特に若者に特定した優遇措置はございませんが、条件を満たす低所得者の若者世帯には公営住宅に入居いただきたいと考えております。

また、所得制限のない若者向けの低家賃住宅の整備については、公営住宅の建設と比べ町の財政負担も大きくなりますが、今後、若い世代の定住支援に向けた検討を考えてまいりたいと思っております。

町では、定住促進のため、森越、法師岡、小沢田の3地区におきまして宅地分譲をしておりますが、今後は旧剣吉中学校跡地についても、特に子育て世代を対象とした価格を抑えた分譲地として検討しているところであります。

次に、低所得者向けの家賃補助の実施についてであります。若者定住を促進化するための有効な政策と考えておりますが、行政サービスの公平性など課題もありますので、他町村等も参考にさせていただきながら今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、1点目の自衛官の募集についてであります。国会のやりとりを見て感じますことは、なぜ憲法9条があるもとで町長に自衛隊員の死者が出るか出ないかと質問しなければならぬ状況がどうして来ているのか、私自身、全くわからないのでありますが、一般質問はいわゆる町長に対しての質問で、これも大事な議員の仕事ですので、きっちりとやはり、自衛隊員に死者が出るものと考えているのかどうか、状況が違うと違っていくだろうというような象徴的なことではなく、今の国会のやりとりを見て死者が出るのではないか、このように心配しているとはっきりとご答弁できるのであれば集団的自衛権行使容認をきっちりと理解されていると理解するわけでありますが、その点はどのように考えておられるでしょうか。安全を確保するものと注視しているなどという象徴的なことではなく、本音でお答え願いたいと思います。これは、これからの自治体運営に対しても大変貴重な町長の考えの1つですので、はっきりとお答え願いたいと思います。

ところで、自衛官募集事務協議会にはこれからも参加し続けるということではありますが、状況が変化し、やはり自衛隊員に死者が出たとしてもこの協議会に参加し続けるのでしょうか。私は国会のやりとりを見て、本当に自衛隊員の皆さんは大変な心労をいたしている中で、自治体自身がそういう危険な状況に協力するような立場をこれからもやり続けていくことが本当によいことなのかどうか、もう一度考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国保税引き下げについては、なんとかここまで具体的に、同僚議員からも国保税引き下げの意見があり、ここまで来たものとうれしく思っておりますが、なかなか、他の自治体がやっております減免申請という制度をどうして当町では導入されないのか、この点をお聞きしたいと思います。先ほどの答弁では、法定減額以外はなされていないのであって、私の一般質問にきちんと答えているということにはなっておりませんので、もう一度答弁をお伺いするわけであります。

現在、私が問題にしていますのは、国保税が法定減額にも当てはまらないぎりぎりの世帯の皆さんが、生活実態からいって高過ぎて困っている世帯の皆さんに、減額基準を所得基準ではっきりしていただいて、減免申請を受け付け、実態を把握しながらケース・バイ・ケースで措置する制度を導入していただきたいと何度も訴えてきているわけでありますが、どうしてこの

申請減免がこの当町で採用されないのか。なぜですか。この点をお聞きしたいと思います。

この申請減免の根拠というものは、国保法77条にきちんとあり、保険者は条例または規則の定めるところにより、特別の理由があるものに対して保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるときちゃんと決まっていますのであります。分納して納めるだけのやり方では、国保加入者の負担軽減策には残念ながらなっておりません。この国保税の算定基準が前年度の収入その他を計算に入れているわけですので、現在、苦しい状況になっている世帯に対して、何とか軽減策をつくってほしいと言っているのであります。ある方は、役場に行って、今苦しいので何とか国保税を、この金額ではなく引き下げてもらいたいとお話ししましたら、払ってもらうことが原則ですということで全く相談にならなかったと言っております。これでは何のために相談に行ったのかわからないと私に訴えております。ぜひ国保税の申請減免基準を導入することを強く求めるものでありますが、いかがでしょうか。

3点目の奨学金制度につきましては、大変改善されてきているものと思ひ、うれしく思っておりますが、先ほどもお話しした答弁のとおり、借りたものは返してもらうのは原則、これでは何の解決にもならないのでありますが、大変若い人方の就職状況が厳しくなっている中で、借りたものは返さなければなりませんけれども、返すことのできない状況になってきている人の状況もきちっと把握されておられるでしょうか。また、10年以上住み続けていると免除されるというよい条件も生まれてきておりますが、就職先に恵まれなければこの条件にも合わないということになります。

そして、世界的には、教育費の問題は無償というのが世界の趨勢になってきております。給付型でない奨学金があるということを外国人の学生の皆さんがお聞きになると大変驚いていたそうであります。このように、まだまだ日本の奨学金制度は後進的だと言わなければなりません。自治体1つだけで解決するものではないとは思いますが、八戸市でことは給付型の奨学金制度を導入しております。ぜひこの点をご参考にしていただき、給付型の奨学金を創設する方向で考えていただきたいと思います。

4番目も1自治体だけではなかなか解決できるものではないとは思いますが、要は公営住宅の増設が余りにも厳しく、そして、条件が大変狭められているために、使いたくても使えない世帯があるということをぜひご理解していただきたいと思います。これから公営住宅の増設など計画されておるのでしょうか。その中で、やはり若者向けの低家賃住宅、新しく建てば建つほど家賃の金額が高まっていくようではありますが、それではなかなか使いにくいところもあるので、その改善はこれから望めるでしょうか。その点をお聞きします。

そして、先ほど答弁にもありましたが、家賃補助は大変よいものであるというご答弁をいただきましたことは大変うれしく思っております。ぜひこの家賃補助制度を研究されて当町にも当てはめるようにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問であります。ご答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、自衛隊関係でございますけれども、死者が出ないのかと。先ほど私は答弁しているつもりであります。行使内容によって、それはいろいろ異なりが出てくるのではないかなと思っています。そこを今、国会が議論しているわけございまして、安倍総理も自衛隊のリスクにはならないように規定しているというふうな答弁をしております。繰り返し、行使内容によって全く違ってくると思っております。

それと、協議会の参加でございますけれども、当町からも自衛隊に入隊しているいわゆる出身者がいる中で、当町だけその協議会に参加しないで、そういうときにいわゆる激励会、いろいろな催しがあったときに、当町から逆に誰も出ていないということは、私は逆に、入隊している隊員に対して逆に失礼になるのではないかなと、こう思っております。これは、協議会は参加していきたいと思っております。

それから、国保税含め奨学金、若者定住でございますが、基本的に立花議員さんとの違いは、何でも無料、軽減をしてしまうと、逆に日本の国はどうなってしまうのかなと思っております。奨学金の中で1つ私は、お借りしていたものはお返しするのがこれは基本的ではないのかなと、そう申し上げました。議員もさっき、そういうふうに言っておりました。そういう中で、やはりお返しいただくことを前提にしながら、これが次の方々に貸していく資金にもなっていくわけであります。そういう中でも、どうしても状況によってすぐ返せない方々、そういう部分においては、教育委員会のほうでも相談に乗っておりますし、中にはどうしても返還ができなかった、そういう方々もおります。強引に徴収しているものではありませんし、ただ、やはり基本的にはお返ししていただいて、その資金がまた新たな人たちに還元されていくということは考えていただきたいなと思っております。

国保税でございますけれども、法に基づいて行っております。これは当然、所得に沿って7割軽減、5割軽減、2割軽減と行って行っておりますので、基本的にその中で軽減策を講じてまいりたいと。そして今回、今まで議員からもご指摘もいただいております基金、3億

5,000万ほどあったこの基金を活用させていただいて、大体年間8,000万ぐらいになると思います。これを4年間、今の議会で可決いただければ、軽減した額でまずは4年間は行けると。ただ、その後においては基金がほとんどなくなる状態になりますので、そのときにまたこれは相談させていただきたいということで、我々もできる部分については軽減をしているつもりでございます。

申請減免等々のお話もありました。ここはまた担当課のほうから説明を受けながら、基本はちゃんと、その方の所得に応じて軽減の幅がありますので、その中で今は取り組んでいきたいと思ってございます。

若者向けの低家賃等につきましては、今後、町営住宅の計画もありますし、公営施設のみならず、民間で建てた場合はどういう部分ができるのかと。これは実施するしないは別にしても、そういうのまで検討もしていきたいと思っております。課長会議のほうではそういう話もさせていただいて。

ただ、全てこれは財政に関係してくるものでありまして、あれもこれもということはやはり町としても難しい部分があると思っております。八戸市さんの例もありました。八戸市さんがやっていない大きなサービスも私ども、やっているわけでございます。1つの部分だけを取り上げて、そして、ここでやっているからどうかということに関しては、じゃあ、我々が8,000万つぎ込んだ給食費の無料化、これはじゃあ何カ所がやっているんでしょうか。こういうことも考え、総合的に取り組んでいきたいと、そう思っております。

○議長（福田勉君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 立花議員ご指摘のありました国保税の減免申請の件についてでございますけれども、議員ご指摘の生活といいますか、経済上の理由から、国保税の減免申請をお願いしたいということでございましたけれども、町長からの答弁もあったように、国保税の減免の実施を予定しているわけでございますけれども、さらに今言った減免申請、経済的理由といいますか、生活上の理由でこの減免申請という制度もまた実施するということは、さらに要するに財源が必要、減免した分の財源が必要ということになりますので、現段階においては現制度のままを継続してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 町長の答弁にもありましたけれども、公営住宅の増設などを計画されているかということについて、現在、名川地区のひろば台団地を実施しております。計画では、平成30年をめどに完成の予定でございます。引き続き、南部地区の団地建替えを計画に取り組む予定になっております。

若者向けの住宅の考えですけれども、これも現在、公営住宅では若者向けの優遇措置はございません。町単独の住宅として建設は、国の家賃補助等もなくなりますので財政負担も大きくなりますが、今後、検討していきたいと考えております。家賃補助制度を研究され、当町に当てはめるかということですが、近隣の町村では期限を区切って二、三年とか、あと、年齢の条件を40歳以下ということで実施されている町村もございますので、その町村等を参考に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 具体的にさまざま出てきたのは、うれしい答弁の内容でありました。そこで、具体的に私もお話ししますけれども、私自身の性格で、何でも無料と言っていると町長のお話でありましたが、納税の義務というものをきちとわきまえての話であり、これは税金の使い方のよしあしを訴えているのでありまして、お間違えのないようにしていただきたいと思います。また、いち自治体だけでは難しいけれども、国に対しても住宅問題や奨学金制度は改善を求める立場にあるのですので、その性格を利用していただきたいと思います。

次に、再々質問が前後しますけれども、国保の引き下げの問題は一步前進ということでうれしくは思っておりますけれども、現在の国保税に苦しんでいる国保加入者に対する解決策が全く機能していないがために、何度も何度も改善を迫ってきているわけであります。まして、不納欠損とか免除などの法的措置もとれるわけありますので、払えない状況なのに何年も何年もその金額を積み重ねて払わせるという態度はいかがでしょうか。もう少し法的措置をとりながら、不納欠損で落として、ここから、始められる金額から納めていただくことはできませんかと丁寧な返答をしていただくことはできないのでしょうか。いかがでしょうか。

そして、申請減免は、これはどこでも受け付けている制度でありまして、受け付けていない

自治体ほど珍しいところはないのです。その制度自体をもう少し研究していただきまして、分納だけではなくケース・バイ・ケースで、じゃあこの金額はいいですので今年度からこのぐらいは払えますかと相談していただくように再度求めます。

公営住宅は、国の計画としても大変厳しい状況になってきており、低家賃で安心した住宅を確保すること自体が難しくなっていることは事実でありますので、これは国に対してもきちんと住宅問題を解決するためには、公営住宅の増設を図るように地方からも訴えることはできるのではないのでしょうか。公営住宅は、ここではまだ入れるような状況もあるんですが、中央などでは公営住宅は30倍という倍率だそうです。ですから、一番最初に訴えた簡易宿泊施設などの問題が起こっているのではないのでしょうか。1自治体だけで解決できないとは思いますが、ある程度建材などを管内で回すならば、建設会社の皆さん方が自治体とタイアップしながら、安価な住宅を供給し、家賃補助などももらえれば住民の皆さんも安心してそこに住むことができるのですので、日本だけの住宅状況でなく、ある程度先進国での住宅問題も研究されることを提案いたします。

いみじくも、先ほどの同僚議員も話された、若い世代の就労意識のためには、ある程度、臨時職員の皆さんの給料アップとか住まいの確保も訴えられている方がおられて心強く感じているところでありますので、私一人だけが訴えているのではありませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

若い世代の定住支援については特に力を入れてご研究なさることをご提案申し上げまして私の質問を終わります。何かありましたらご答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁ありますか。町長。

○町長（工藤祐直君） 国保税につきましては、最初から不納欠損処理をするというのは、もう最初から払わなくてもいいという気持ちになっていくと思いますので、そういう中で、どうしても状況によってという部分は担当課のほうも相談に乗っているはずでございます。ただ、町側と議員さんの若干の考えの違いがあると思いますが、最初から不納欠損というのは、これはもう逆に大変な状況を生み出すということになると思いますので、そうならないようにしながら対応していきたいと思ってございます。

それから、公営住宅でございますけれども、これは人口増、そういう必要性に応じて考えていかなければならないと、こう思ってございますので、今、いろいろな部分で立花議員さんが

言われた部分と午前中の山田議員さんの部分、同じ部分もあるんですが、基本的な考え方の中では違う方面の考えでの取り組みを主張している部分もあると思ってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後1時50分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） いよいよきょう最後の質問となりましたので、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、全国の自治体で進められている地方版人口ビジョンと総合戦略策定に係る当町の取り組みについて、また、介護保険制度の運用に当たり、介護保険料が現状ではさらに上昇すると予想される推計がある中で、当町での取り組みについて質問をいたします。

最初に、地方創生に向けてであります。

第60回定例会において、国・県の総合戦略の作成に係る具体的な内容や詳細なスケジュール等は明らかではないとの前提での答弁の中で、基本的な考え方は県が策定する総合戦略を勘案して策定するとのことでありました。また、町の総合戦略の策定に当たっては、各分野にわたっての基本的な考え方は明らかにしていただきましたので理解しているつもりですが、今回の地方創生においては、目標設定や施策の実施に当たっては政策5原則を定めております。それは、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を重点的に、短期・長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的に指標により検証し、必要な改善等を行う等であります。

また、今回の地方版総合戦略について、創生本部から、地方議会の関与が必要であるとの文

言が指摘されております。そこには、「地方版総合戦略については議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要である」と記されております。

そこで、地方版総合戦略の策定に当たり、当町の取り組みについて次のことを質問いたします。

1点目は、県の人口ビジョンと総合戦略を勘案した上で、当町の重点項目と今後のスケジュールについて質問いたします。

2点目は、総合本部が求めている議会の関与の問題で、今後の策定や効果検証の段階での議会に対する対応についてどのように考えておられるのか質問いたします。

次に、介護保険制度に係る問題について質問いたします。

介護保険料に関する報道がテレビ、新聞等で多く取り上げられ、各市町村でもこの4月から引き上げられるとのことであります。厚生労働省の推計でも、今後さらに上昇すると予想されております。

当町でも、介護サービス費用を抑えるための対策として、介護予防教室の開催をし、介護予防事業の強化をすとの方針は示されておりますが、私は、さらに強化した高齢者への対策を初め町民の健康に係る政策を推し進めていく必要があると考えております。町内に施設整備が進み、サービスを受けやすい環境になることによって、そこに住む保険料対象者の保険料を高く負担しなければならないということになれば、元気な高齢者が住みにくい町になってしまいます。そうしたことから、他市町村に比べても保険料を抑える政策を検討する必要があると思います。介護予防事業も大事ですが、元気な高齢者に対して笑顔と喜びを与えられる政策、元気なことによって得られる、また、生きがいに結びつく政策が必要だと思います。

そこで、次のことを質問いたします。

1点目は、介護保険料を抑えるための政策としてどのようなことが考えられるのか質問いたします。

2点目は、老人または高齢者の方々の生きがいに結びつく政策について質問いたします。

私たちは、直面する諸問題に果敢に取り組み、地域の特性を生かした、求められる総合戦略を策定しながら、地域づくりに取り組み、また、現在の高齢化社会の問題にも解決策を見つけていかなければなりません。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、地方版総合戦略についてのご質問でございますが、今後、一層進む人口減少の克服と地方の創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に公布されました。これは、各地域によって状況や原因の異なる人口減少問題に対して、その地域に応じた対策をそれぞれの自治体において講じていくというものでありまして、市町村においては国が定めているまち・ひと・しごと創生総合戦略及び県が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、それぞれの市町村の実情に応じた地方版創生総合戦略を定めるよう求めることになっております。

国の総合戦略は昨年12月27日に閣議決定され、全国の自治体へ示されておりますが、青森県の総合戦略につきましては平成27年9月の完成を目標に現在作成中であるとのことで、県内市町村へは先月中旬に総合戦略の骨子案が示されたところであります。そのため、当町においては、国の総合戦略で示している以下の4つの基本目標に沿って、当町の実情に照らし合わせて作成していくことにしております。

1つ目は、地方における安定した雇用を創出する。2点目に、地方への新しい人の流れをつくる。3点目に、若い世代の結婚、出産、子育てへの希望をかなえる。4点目として、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するとしております。今後の具体的な作成スケジュールであります。今月中に私を本部長とした南部町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げるとともに、産・官・学・金・労・言、金は金融機関、労は労働団体、言はメディア等というふうになっております。の各分野から委員を委嘱し、概要説明を実施する予定としております。また、各種の統計資料などから将来人口推計の分析、中長期の将来展望、人口ビジョンを作成し、地域特性を生かした総合戦略の案を作成する予定としております。その総合戦略の案を各分野からの委員や議会へお示しして、皆様からのご意見をお伺いしまして取りまとめ、3月ごろには報告できるように進めていくこととしております。

このように、国・県・市町村で総合戦略を策定し、地方創生を目指して取り組んでまいりますが、人口減少に歯どめをかけることは難しい課題であり、短期的に結果の出るものではないです。また、当町におきましても以前から子育て対策、産業振興対策など、さまざまな人

口減少対策に取り組んでおり、評価もいただいておりますが、事人口減少に関しましてはなかなか特効薬が見つからないのも現状でございます。今後は、行政だけではなく、住民、地域で人口減少の危機感を共有し、知恵を出し合い、人口が減少していく将来をしっかりと視野に入れて着実に取り組んでいくことが私どもに課せられた責務であるというふうに考えてございます。

次に、総合戦略に係る議会との関係についてでございますが、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部からの地方版総合戦略策定についての通知の中では、議会と町執行部が車の両輪となって推進することが重要であるとされているほか、石破大臣から全国の地方公共団体の首長及び議会議長宛てに出された書簡の中でも、策定における各段階において地方議員においても十分に議論されることが期待されています。議会と町執行部の具体的な連携のあり方としましては、総合戦略の策定に当たって一律に議決を得ることを求められているものではありませんが、ご意見をいただきながら策定いたしまして、全員協議会等で報告させていただくなど、策定段階はもとより、その後の効果検証に対しましても積極的にご意見をいただき、それをさらに反映できるように努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、2点目の介護保険制度における当町の今後の対応と政策についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、介護保険料を抑えるための施策についてでございますが、初めに、当町の介護保険の状況についてご説明いたします。

介護保険制度は、平成12年度にスタートし、今年度で15年目を迎えます。制度開始当初は介護給付費は約11億8,000万円でしたが、14年を経過した26年度におきましては約23億9,000万円で、制度開始当初と比較すると約12億1,000万円の増となり、2倍以上の給付額となっている状況であります。今後におきましても、少子高齢化の進行、要介護認定者の増加やこれに伴う介護サービス利用者の増加が予想されることから、平成27年度から29年度までのいわゆる第6期介護保険事業計画におきましては、27年度が約25億円、28年度が約25億7,000万円、29年度が約26億3,000万円で、3年間の総給付費を約77億円と見込みまして介護保険料の基準月額を5,400円から7,000円に改正したところでございます。

介護保険料を抑えるためには、介護給付費を抑制していくこと、また、高齢者の皆さんが介護サービスを必要とせず、いつまでも元気な状態であることが重要であると考えております。介護給付費を抑制していくためには、介護給付費の適正化をさらに強化していく必要があります。

す。介護サービスの利用は、居宅介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが、サービス利用者本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活環境などに配慮し、介護サービス計画いわゆるケアプランを策定いたしますが、町は保険者としてケアプランのチェックやサービス利用者への聞き取り調査などを実施し、不要なサービスを見直し、サービスの質や量の適正な提供に努めてまいります。

また、高齢者の皆さんが介護サービスを必要とせずいつまでも元気な状態でいられるよう、重点的に介護予防事業に取り組んでまいります。介護予防事業の1つとして、前年度に2地区におきまして試行的に地域による介護予防教室を実施してきたところですが、本年度からはこの事業を町内全域に拡大して実施してまいりたいと考えております。ふだん生活している地域を参集範囲としまして、高齢者向けの体操を行ったり栄養の講話や健康チェックなどを行ったりするもので、介護予防のみならず、うつ予防、自殺予防、健康づくりなどを同時に行い、みんなで集まることができる交流の場をふやし、生きがいをつくることも目的として実施していくものであります。

このほか、当町では、認知症予防のためのあたま元気教室や筋肉や関節の機能向上のためのからだ元気教室、口の運動である口腔機能向上のためのみがいて元気教室、バーデハウスふくちのプールを利用した高齢者水中運動教室、お達者ぴんしゃん塾などを開催し、介護予防に取り組んでいるところでございます。また、B & G海洋センターにおきましては、転倒・寝たきり予防教室を開催し、室内運動による運動機能の向上に努めているところであります。さらに、今年度におきましては、町民体育館やB & G海洋センター、バーデハウスふくちに新たな運動器具を導入し、運動器具を活用した健康づくりに役立ててもらい、平均寿命と健康寿命の差となる不健康な期間の短縮に努めてまいりたいと思っております。

この健康寿命、南部町はおおよそ約70歳と言われております。平均寿命、男性が79.幾つ、約80歳となっております。問題は、ここのいわゆる健康寿命の70歳と80歳、この10歳の違いが、いわゆるここで福祉施設に、また、医療機関にお世話になる期間がその分長いということになりますので、先般、講演を聞いたときに講師の先生がこの話をしてございました。いわゆる健康寿命を長くしていく政策をしていかなければならないというふうに思っております。そのことが介護保険料を抑えることにもつながっていくものと考えております。

次に、高齢者の皆さんの生きがいに結びつく政策についてのご質問でございますが、何を生きがいと感じるかは人によってさまざまあるかと思いますが、一概に定義できるものではございませんが、例えば家族や友人との交流の中での親和、愛情の欲求が満たされたとき、ある

いは社会のために役立っているときという役割意識を持ったとき、あるいは学習や趣味等の個人的な活動を通じて達成感が得られたときなどに生きがいを感じるのではないのでしょうか。内閣府が実施した高齢者の地域社会への参加に関する意識調査によりますと、健康を維持し、親しい友人や仲間との良好な関係、親密な交流が生きがいを高める要因であるとの結果が出ております。

高齢者の皆さんがいつまでも達者でいられるよう、先ほど申し上げましたように地域による介護予防教室を開催し、みんなで集まることができる交流の場をふやすことや、平成25年度からの高齢者の生きがいづくり事業として開校しておりますまべち笑楽校、笑って楽しく行う学校、まべち笑楽校など、楽しみながら生きがいを見出していく取り組みも進めてまいります。それとともに、健康を維持するため、特定健診やがん検診による早期発見、早期治療の推進も図ってまいりたいと考えております。また、ボランティア活動などによる社会貢献は、社会の役に立っている、必要とされているといった満足感が得られることで生きがいを感じておられる高齢者も多いと聞いております。町社会福祉協議会では、気軽にボランティア活動ができるようボランティアセンターを設置しているところであります。町といたしましても、積極的に事業の協力を図りながら取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 答弁ありがとうございました。

まず、総合戦略作成ですけれども、きのうですか、県知事の当選者のインタビューでも、県知事は町村から人口ビジョンについて上がってきた数字をもとに県ではまとめるというような、それが基本だという答弁をしていました。ですから、さっき町長のスケジュールの中で、来年3月までということですが、もっと早く町の意向というものを打ち出す必要が私はあるんだろうと思っています。これは恐らく、きのうの県知事への取材の中では、市町村から上がってきたものを、数字をもとにして県の人口ビジョンを考えるというような答弁ですから、まだ上がってきていませんと言われるとおくれていくような気がしますので、そのスケジュールをもうちょっと早める必要があると思いますけれども、その辺についてはどういうふうに考えているか。

それから、さっき専門委員会といいますか、委員会を立ち上げて検討に入ることです

たけれども、やはり若者の声をいかにこの総合ビジョン戦略の中に取り入れていくかということとは、もうどこの市町村でも大事だろうし、それがまた、行政の意見といいますか、そういうものを特別に、そうした枠を設けた委員の設定といいますか、若い世代の意見を取り上げる機会というものをこの戦略会議の中に必ず生かしていく必要があるだろうと思いますので、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

それから、基本は人口が減るということを前提にした総合戦略をつくっていかなければいけないというのは、これはもう、どこの自治体といいますか、専門家に聞いても、ふやすということはもう至難のわざだから、減るということを前提にした総合戦略というのをいかにつくっていくかというのがこれからのまちづくりの基本になるだろうという考えですから、その辺の、専門委員会に恐らく事務局案といいますか、事務局では重点項目を挙げて、これとこれとこれとこれについてどうすればいいかというのを投げかけるのか、それとも、委員の中から出てきたものをまとめ上げた戦略をするのか、その辺の基本的な考え方をまず1つ聞いておきたいと思います。

さっき町長が言われました基本4原則の中には、こういう形でいかにつくっていくかというのは各町村の競争ですから。それから、地域の独自性をいかにそこに組み入れていくかというのが戦略作成の基本になるということももう言われていますので、南部町として特徴あるこれというものです。さっき同僚の山田議員から言われました、歴史をPRすることによって交流人口その他のふやす政策にどうだという意見もありましたけれども、そうしたものをいかに組み入れていくかというものがあると思いますので。委員の方々も専門的な立場からいろいろな戦略をまとめていくと思いますけれども、いろいろな角度からそういう意見を聞く機会をつくっていく必要があるだろうと思いますけれども、その辺についてはどういうふうに考えるかお聞きしたいと思います。

それから、介護保険の問題ですけれども、南部町にも恐らく、施設がこれだけ充実された地域ということで新聞でも紹介されていますし、県内でも優秀な地域ということで認識されているようですけれども、恐らく住所特例を使った入所者もいるのかどうか、私はそこまではわかりません。二、三日前に、地方に高齢者を移住させたらどうだというような話ししている方々もいましたけれども、介護を必要とするような高齢者に来られたら各地方の自治体は参ってしまうということで、県内では三八地区は対象になっていませんでしたけれども、この辺では、今ある施設の中で、それ以上ふやす、地域には認められていないようですから、そういう心配はこの地区ではないかもしれませんが。さっき町長の答弁がありましたように、元気な

高齢者といいますか、いかにつくっていくかというのが一番の大きな検討課題ではないかなと思っています。

そこで私は、さっき町長が言いました、笑楽校がありますけれども、私は全町、高齢者、例えば65歳以上を成人大学生にして、元気な大学生には学割制度を設けて、介護保険料を少し割り引きするような思い切った制度を考えながら、元気でいれば保険料も安くできますよというような思い切った政策を打ち出しながら、特徴ある町の介護保険制度に対しての取り組みも必要ではないかなと思っていました。そういう考え方に対してはどういうふうに思いますか。「しょうがっこう」より、やっぱりそれぞれの分野で頑張ってきた方は、「しょうがっこう」に入学するよりは名前だけでも大学に入学したほうが、プライドがあると思います。その中で、自分が今まで築いてきた実績その他を何かの形で町民にも還元する、また、地域でも還元するような、そういう制度も考えていって、南部町ではこういう制度があって、これをもとにして高齢者対策をやっているというものがあってもいいと思うんですよ。そういうところに対して、そういう考え方に対してどういうふうに思うか、もし考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先般、知事の当選の弁の中で、私も見ておりました。市町村から上がってくる、ちょっと私は疑問を持ちました。国の総合的な考えを県に示し、市町村に示し、それで県が総合的な考え方を示して、それを市町村が作成していくというふうに私は解釈しておりましたので。今、私どもも委員会を立ち上げ、県内の市町村、一、二カ所ぐらいは3月末で立ち上げたところがありますけれども、恐らく具体的な中身の検討はどこの市町村もまだ入っていないと思います。今、入り始めたと思います。そういう中で、市町村が出した数値を県がもとにするというのは私は間に合わないだろうと、こう思っておりまして、ちょっときのう、知事のお話を聞いておりましたが。やはり、しっかりとした県の方針を出して、その県の方針を参考にしながら市町村がつくっていくものと思っておりましたので、その中で独自性は出していくということで、仮に市町村から上がってくるものを県がまとめてということになると、私は年内とかというのは間に合わないのではないかなと思っております。やはりそう簡単に将来人口を含めながらできるものでもありませんし、しっかり議論も必要だと思っておりますので。きのうの知事のあれは、私もちょっとわからない部分がありました。

いずれにしても、市町村は市町村の計画を策定しなければならないわけですので、先ほども申し上げました、重点的にはやはり人口減少対策、そこの中の若者定住を含めながら、子育て支援、そういう部分が中心になってくると思っております。国の考え方としても、国の人口が減少しているということからの対策として今のまち・ひと・しごと創生戦略になったと思ってございますので、当町に限らず、恐らく人口対策、若者定住等々がほとんどの市町村の重点事項になってくるのではないかなと思ってございます。

それから、委員会のメンバーでございますけれども、今考えているのはワーキンググループ、これは庁内の職員、課長補佐、班長級を組織しまして、全く白紙から委員の皆さんにもどうですかと言ってもこれは議論が大変だと思っておりますので、ある程度ワーキンググループで詰めていき、そこで戦略委員の方々に見直しを含めながら議論していただくと。対策本部がありますので、それをまた本部のほうで確認しながらという手順になっていく予定でおります。

委員でございますけれども、今、担当課と協議しているのは、議員からもありました若い方々、女性の方々を入りたいということで、全体の委員は今、十六、七名ぐらいの予定で検討しておりますけれども、おおよそ半分ぐらいは若い方々と女性の方々、半分はちょっと切るかもしれないけれども、それぐらいは委員として入っていただきたいなと思っておりますし、あと、それぞれのやはり各団体の会長さんがおりますので、それぞれの団体のご意見というもの伺っていききたいと思っておりますので、そういう中の構成にして取り組んでいきたいと思っております。議員の皆さんから、そういう部分である程度の策定が煮詰まってきた中では、議員の皆様にも当然、全員協議会等々でも検討していただきたいと、こう思っております。

高齢者の生きがい、また、元気に生活してほしいということでございますが、元気な高齢者の方々をつくっていくためにはいろいろな部分の、地区によっては寄り合いっこみたいなものを行っているところもあります。非常に生きがいを持って、私もお案内いただいておりますけれども、そういう部分をふやしながら取り組み、そして、議員からありました例えば元気でいる人たちは、逆に保険料を下げるといいますか。一時、国保給付などで使っていない、いわゆる元気だという方々を表彰するようなことも考えたらどうかというようなことを職員に話をしたことがございます。1つ課題として上がったのは、そういう表彰なり、逆にそっちのほうを目指して、本来、病院に行かなければならない、行ったほうが良いというもの、あともうちょっとと我慢してしまうというようなこともあるということで、ちょっと表彰制度を、検討したんですけれども討議までは実現できませんでした。いろいろなやり方があると思っております。

その中で、いろいろまた担当課のほうとも協議をしながら、いかにしてまず元気な高齢者を多くしていくかということだと思っておりますので、先ほども言いました、私も非常に重要だなと思ったのは、平均寿命を意識するのではなくて、健康寿命の数値を意識していかなければならないなと思っております。そのことが介護保険料を抑制することにつながっていくと、こう思っておりますので、そういう政策をしながら、大学という名前がいいんじゃないかとありました。今、取り組んでいるのは、「しょうがっこう」であります、字は笑って楽しい学校ということで、逆に子供時代を思い出しながら、そのカリキュラムの中には修学旅行、そう銘打ったりしているものもございます。いろいろな部分でさらに工夫を凝らしながらさらに生きがいを持てるような事業を展開してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問は。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 創生戦略をつくるのは、我々が議員になった4年前と比べれば、約1,000人以上の人口が減っています。今現在ですね。4年間で1,000人減っていますから、なかなかこれは将来、人口をふやすというのは大変だと思いますけれども。元気な、それこそ人口が減っても元気な明るい町というのは、これは将来、我々が考えていかなければならないまちづくりだと思います。私、なぜ「大学」という名前を出したかと言いますと、なかなか高齢者の方々は、自分が今までやってきたものにプライドを持っています。ですから、そういう場が、発表する場があればさらに元気な高齢者がふえるかなと思いましたが、今の学校、教育制度の中では、大学が一番高い制度ですからそういう名前を言いましたけれども、せっかく我が南部町、達者村という、そういう名前でも呼ばれています。達者村村立大学、いいなと思っていました。全員がもう大学生という形で、南部町においては大学生だよということをやりながら、少し話題に飛んだ政策というものを今後、検討してみる必要があるかなと思いましたがこの問題を提案してみました。どうぞこれからもひとつ、一緒になってまちづくりを頑張っていきたいことをお約束して質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月9日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時40分）

平成 2 7 年 6 月 9 日（火曜日）

第 6 2 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第62回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年6月9日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 馬 場 又 彦

1. 果樹園の欠損している防風ネットについて

15番 川守田 稔

1. 農業の6次化について
2. 町産品の品質の保証、品質管理について

2番 八木田 憲 司

1. 生徒数減少に伴う小学校・中学校の適正規模について
2. コミュニティスクール制度について

16番 工 藤 久 夫

1. 農業制度改革による農家への影響及び農家の所得向上策について
2. 南部町総合振興計画の平成29年度までの後期基本計画とその後の計画の企画方針について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君

15番 川守田 稔 君

17番 坂 本 正 紀 君

16番 工 藤 久 夫 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	赤 石 裕 之 君	農業委員会事務局長	中 里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第62回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、馬場又彦君の質問を許します。馬場又彦君。

（13番 馬場又彦君 登壇）

○13番（馬場又彦君） おはようございます。久々に雨が降りまして、農作物には恵みの雨かなと思っております。それでは質問をいたします。

先に通告しておりました、1点についてお伺いいたします。

青森県は全国1位のリンゴの主産地であり、大きく分けて弘前を中心とした津軽地方と当町を中心とした県南地方に分かれております。県は、基幹産業である農業。特に生産に関しては、様々な対策を行ってきました。その一つに、気象災害からの防護策として、防風網の設置補助事業等がりんごに継続的に行われております。当町でも生産者は、補助等を利用し防風網を設置してきました。その防風網も年数の経過とともに網、ネットが破れ、そのままの状態の園地が多数見られます。

ネットを張り替えるにも経費がかかるため、そのままにしている園地が多いが、落果防止等により高品質の果樹生産を目指すため、何らかの対策を講ずる考えはないかお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、馬場又彦議員のご質問にお答えを申し上げます。

町内の果樹園で、ネットが破れている防風網が多数みられるが、落果防止等、高品質の果樹生産を目指すために、何らかの対策を講じる考えはないかというご質問でございますが。

南部町は農業が基幹産業であり、中でも果樹、そして、リンゴにおいては栽培面積、生産量も多く、重要な作物でございます。また、青森県においてもリンゴは、経済そして地域社会を支える位置づけとなっております。

果樹栽培は、年間を通して病虫害の防除はもとより、天候への対応も必要不可欠であり、中でも収穫期を迎える夏から秋にかけては、爆弾低気圧の発生や突発的な強風、また、台風等の影響もあり、これら暴風に対応するため、防風網は必須となっております。

また、最近では桃の病害として桃穿孔細菌病がありますが、この病害の防除として防風網の設置がかなり効果的であるとされており、リンゴ以外においても園地の維持、そして高品質な生産物を収穫するうえでも、防風網が重要視されております。

これらのことから、リンゴをはじめとする、果樹栽培に欠かすことのできない防風網の設置に関しましては、青森県青果物価格安定基金協会で実施している、果樹経営支援対策整備事業の特認事業として、平成20年度から補助率を2分の1以内で、経費を補助しているところであります。

現在、防風網の必要な園地は、すでに導入し対応しているところでありますが、消耗部材であるネットが、経年劣化により破損し、効果を発揮できない状況となっている園地も多く見られ、果樹生産者からネットの更新に対する経費支援の要望も上がっております。

しかしながら、設置してからの防風網のネットの更新に関しましては、施設の維持的な経費とのか見解となっております。施設の維持管理経費については、農業近代化資金等の低利な農業制度資金の活用も考えられますので、ご検討していただきたいと思っております。

町としましては、県町村会を通し青森県へ、また県基金協会でも中央果樹協会に対し、果樹栽培に欠かすことのできない防風網のネットの更新に係る補助事業を新設していただくよう、今年度も要望しているところでございます。

私も直接、農家の方々が数年前に馬場議員からご指摘をいただいた。「支柱はそのまま使えるのだけでも、ネットが老朽化して、ネットの補助事業というものがないか」というお話をお聞きしまして、翌年、県との意見交換会の際にもお願いをしてまいりました。なかなか、スピードス

プレーヤーの願いと同じように、前向きな回答がなかったわけでございますけれども。今年度も要望してございます。また、議員の皆さんにも一つお願いを申し上げたいのが、私も農協の理事の方々にもお願いしたいと思っておりますが。町内にも農協の理事の方々が居られます。町村からだけではなく、例えばりんご協会、またＪＡさんから正式に知事なり県の方にもそれぞれの団体が要望活動をしていくことが大事だと思っております。そういう中でなんとか我々も、県の方もしっかり補助していただく。そこにまた、町の方も負担してなんとか整備していきたいなと思っております。効果は非常にある防風ネットでありますので、要望に対応できるように努力していきたいと思っております。

５メートル四方で２万５,０００円ほどかかるというふうに積算が出ておまして。そこで、県の方も、やはり私は、知事もあれだけ農業立県。特にまたリンゴについては全国一なわけでありますので。何とか県の方も県の基幹産業の中のまた、１番のリンゴ県ということで、県の方も支援してもらえようをお願いをしながら、町の方も考えていきたいと思っております。

ただ、スピードスプレーヤーに関しても、「県の方はもう、見通しがこれはないな」という判断で、町独自で毎年６００万円の計上を単独費で行っております。すべて町単独で行うことも難しいわけでありまして。ただ必要性は、私も本当に重要なネットだと思っておりますので、県に働きかけると同時に、町でも検討はさせていただきたいなと。どの位かかるものか、また、ＳＳと同時に両方、町単独でというのも厳しくなりますので。今、ＳＳの方も２年連続、３台導入されております。ただ恐らく、毎年３台という要望にはならないのではないかなと思っております。ある程度の整備がされるとその結果が、恐らくＳＳの方は要望がない時もあるだろうと思っております。そのＳＳで今、持っている予算。もし、ＳＳが１台の要望だったと。そういう時に残りの部分を防風ネットの方に回すことができるかどうか。そういうことも、町としては一応、検討はしてまいりたいと思っております。ただ、基本的には私は、県も、あれだけリンゴ県ということを行っているわけですので、そういう中においてはやっぱり、県の方もしっかり支援をしていただきたいなこう思っております。

また、補助事業を活用する場合には、１つ条件が、果樹共済に加入しているという条件がこれはもう必ず付いてきております。そうなった時に当町は、非常に果樹共済の加入率が県内においても低い。十二、三％位だと思います。町では、果樹共済掛金の２５％を町単独で助成もしております。他の自治体は、その掛金の補助金がなくともうちより加入率が高いんです。うちは町で独自の掛金も補助しても非常に少ないというのが現状でありまして。恐らく掛金が果樹共済の場合は非常に高いというイメージがあるのかなと思っております。そういう点におきましても、

我々も、町としての支援はしていきたいと思っておりますし。農家の方々もやはり、万が一そういう時において、自らもやはり保険に入っていて、災害等被害があった場合に活用できるようなそういうことも農家の方々もまた、考えていただく必要もあるのではないかなとこう思っております。

いずれにしても、国・県の方に働きかけをしながら、消耗品的な部分の扱いをされてありますので、非常に難しい課題でもあると思っておりますけれども。しっかりと要望として訴えてみたいとこう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。馬場又彦君。

○13番（馬場又彦君） どうも、答弁ありがとうございました。県内では弘前市で平成25年から防風網の張り替えに要する経費に対する補助事業を今、県内では多分1カ所だけだとは思いますが、実施しておるようでございます。

平成2年の台風19号で津軽地方の園地が壊滅的な状態になって、その時から県でも防風網の補助が実施されて、その時の防風網の県からの補助ですと9割ぐらいの補助率で、個人負担1割位でかなりの人が防風網を設置しましたがけれども。その時の防風網がネットがもう破れて大変な状態になっているわけでございます。

それで、県でも様々な補助事業をやっているわけですがけれども。平成20年以降、果樹経営支援対策事業が実施されておりますけれども、防風網施設全体のもので、ネット単独のものが無いということで、これに関しての国の事業で何かありましたらお願いします。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 馬場又彦議員のご質問にお答え申し上げます。

国の事業ですが、青森県果樹物価格安定基金協会が実施している果樹経営支援対策事業の特認事業がございます。

これは、防災施設の整備ということで、内容は防風網の新設ということです。これは、ネットだけではなくて、支柱とネットのセットということになってございます。この事業は平成31年度まで実施するという決まっております。

要件としましては、受益面積が10アールから5ヘクタール未満の樹園地ということで、果樹共

済に加入していることということが条件になってございます。まず、果樹共済に入りますとすれば、防風網が設置されていれば果樹共済の加入金も安くなるという制度となっております。共済組合の方はですね。

種類につきましては、補助率なんですけれども、2分の1補助ということでございます。詳しいことは資料等を後でお渡ししたいと思います。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。馬場又彦君。

○13番（馬場又彦君） 様々な補助事業ありますけども、皆さん生産者の要望に応じて、防風網のネットだけの張り替えの経費を町単独でもいいですから、やってもらいたいと思います。

町長はバナナとミカンとパイナップル以外は何でもできると日頃言っておりますけども、果樹の安定生産を目指すためにも、達者村の果樹園の景観を損なわないためにも考えていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） これで馬場又彦君の質問を終わります。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） おはようございます。私は2点について質問したいと思います。

一つは農業の6次化についてであります。何回も6次化につきましては皆さんも質問に取り上げたりしているところではあるんですが、あえてその辺、今回取り上げてみたいと思います。

そもそも町は、農業の6次化ということについてどの程度重要と考えておられますでしょうか。どの程度と曖昧な質問ですが適切にお答えください。

2点目であります。2点目は町産品の品質管理ですとか品質保証に関してでございます。先日、先月になりますか。5月15日、台湾への日本の食品の輸出が全面禁止となった事態がありました。産地証明を要求されてそれに伴う適切な対処があったようで、部分的に再開しておるとのことですが、実態がどうなのかは私はまだわかっておりませんが、全面禁止となりました。その背景というのが、福島原発事故に伴う放射線汚染ということが背景にあるようなのですが。この事情を抱えて、それは特殊な事情なのかのかもしれませんが。ほかの例をあげますと、アメリカとの貿易にあたっては、アメリカへの輸出食品にあつては、ハサップによる衛生管理が要

求されている状況があるようであります。世界中移動して歩く食品という時代になって、品質管理衛生管理において、これまでにない高度な管理体制が必要になっているのだと感じます。それが世界的な潮流として、当たり前のこととして考えるのは。今の現状を思うと適切なことだと思います。一部そのような流れの中であって、末端の自治体としてどのような取り組みが必要なのか町の、当局の所見をお伺いするものであります。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

当町の例も出しながら答弁をさせていただきたいと思います。

農林水産省では、平成27年3月31日閣議決定された、新たな「食糧・農業・農村基本計画」の中で「農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化を促進する」ことといたしました。

これにより、「農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する」とし、また続けて「こうした取組を通じ、消費者のニーズ等を踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農業経営体の創出を推進する」としております。

町といたしましても、6次産業化・地産地消法の事業計画認定の推進はもちろんですが、6次産業化を広域的に事業展開できる農家経営者が、少しでも多く起業することは、競争力ある農家が育成・確保されるものと考えております。

また、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保につながるものと考えております。

以前の議会での答弁と重複する所もありますが、南部町内の現状について申し上げますと、国の計画認定を受けた事業者が3件あり、東北農政局のホームページでも紹介されているところでございます。

ここにつきましては、平成29年9月の根市議員へも答弁しているところでございます。まず、平成24年には沼畑総合ファーム、25年には株式会社アグリデザイン、そして25年5月に南部農園株式会社が認定をされております。

また、国の認定は受けておりませんが、チェリーセンターをはじめ、各産直施設での約20年間の活動や農産物加工品の販売・直売など、農家個々の6次産業化への取り組みは、小規模ではありますが根付いているものと思っております。

現在、町内の産直施設では、約4割の農家の方が農産物の加工に取り組むなど、6次産業化を意識しないまでも、自然に6次産業化が推進されてきているものと考えております。

しかしながら、国の計画認定を受けるには、規模拡大の検討、内容として施設整備、雇用の確保。また、販路の確保としましては、「売り先があるのか売れるのか」そのための営業が必要となるなど、コスト的な問題や高齢化、後継者不足の問題を抱えており、計画認定を受けることが懸念される現状にあります。このことから、青森県6次産業化サポートセンターでは、「認定計画のとおり実施していくには、経営者自身が実現できる計画認定の策定に取り組んでほしい」としているところであります。

ここで、産地直売施設の経営を主体的に進めている女性農業者について若干、申し上げますと、国の集計では、女性農業者は農業就業者の約4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売価格が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている。と「食糧・農業・農村基本計画」の中で言われております。

町として、6次産業化を推進していくためには、6次産業化についてまず、農家へ周知を図ることが必要不可欠であり、まず関心を持ってもらう事と考えております。「青森県6次産業化サポートセンター」では、加工や流通販売などの取り組みを積極的に支援するため、専門分野のアドバイザーによる対応しておりますので、当町での説明会の開催や、個別指導による事業計画の策定支援、商品開発・事業経営アドバイス、認定事業計画のフォローアップなど6次産業化に向けた取り組みを総合的にサポートしたいと考えております。

これらのことから、町では、平成26年12月に広報なんぶちょう12月号で6次産業化の紹介と「青森県6次産業化サポートセンター」の情報を掲載いたしました。町の推進体制は、6次産業化の周知と事業化に向けた希望者への仲介役としての役割を果たすことも重要であると考えます。

今後も若年農業者の育成、新規就農の支援、県のビック・ウーマンなど女性農業者の認定推進など、経営感覚をもった人材の育成・確保に取り組むことで、引き続き6次産業化を推進して参りたいと考えており、「青森県6次産業化サポートセンター」及び国・県との連携を図りながら、優良事例の取り組み等の情報収集や広報等に情報を掲載し、6次産業化の周知を図るなど、総合的支援に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、台湾の輸出全面禁止やアメリカのハサップによる衛生管理など高度な管理体制が必要な流れの中にあって、自治体としてどのような取組みが必要かということでございますが、議員ご案内のとおり、5月15日の新聞等報道では、台湾政府は東京電力福島第1原発事故を理由とした日本産食品の輸入規制強化策が実施されました。これは、従来の措置、福島県近隣の4つ県。茨城県・栃木県・群馬県・千葉県でございますけれども。の食品輸入禁止の他に、残る42都道府県の全食品を対象に産地証明書添付を義務付け、一部都道府県の産品には放射性物質検査を課すとの内容でした。

台湾ではここ数年、産地偽装などの食の安全をめぐる問題が相次いでおり、政府の対策強化によるものなどと、新聞等で報道されました。

ハサップにつきましては、第60回3月定例会での回答と重複しますが、ご存じのように、食品の製造過程における危険要因を特定し、それぞれの工程においてそれを連続的に排除していくという衛生管理システムで、国際的な標準になりつつある概念であると理解しております。

ハサップ方式と従来方式との違いであります。原材料の受け入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法であります。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされております。よって、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法の一つで、問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能なシステムとされております。

また、厚生労働省では、ハサップを導入するメリットとして大きく5点ほどあげておりますが、一つ目は、製品へのクレームやロス率が下がり、品質のばらつきが少なくなった。二つ目としては、取引先から評価が上がった。三つ目としては、衛生管理のポイントを明確にして、記録も残すことで、従業員の経験や勘に頼らない、安定した安全な製品が作られるようになった。四つ目としては、工程ごとに確認すべきことが明確になった。五つ目としては、従業員のモチベーションが上がり現場の状況が把握しやすくなった等のメリットを掲げ、推進をしているところです。

青森県では平成26年8月より、あおもりハサップが施行されました。第1回の認証はことし2月20日に第2回の3月31日に行われ、認証施設はことし3月31日現在で、26施設で24事業所となっており、当町では、「名川果汁」さんが、認証を受けてございます。

あおもりハサップに関しましては、施行後1年を満たない制度であり、県内の事業者には周知徹底されていない状況であると思っております。また、認証基準をクリアするためには、製造管理、品質管理、施設・設備の維持管理、衛生管理それぞれに管理責任者を配置することとなっており、

衛生管理に係る責任者については、講習会を受講する義務もございます。更に、製品の説明書や製造工程の一覧図の作成など、事務的な作業はもちろん、危害を防止するための重要管理点とその基準をあらかじめ定め、各担当責任者が記録してくという作業が必要になっております。

また、当町においては個々の農家が行っている小規模な加工施設が多く、専門業者とは異なり、書類の作成や日々の気象など農作業以外の仕事がふえ、人的に難しい問題があり、懸念されております。なお、老朽化した施設などでは衛生管理が難しくなるため、施設の改修が必要となる場合もございます。

青森県の「平成27年度青森県食品衛生監視指導計画」では、食品等事業者による自主的な衛生管理の徹底を図るため、食品衛生事業者が自らの責任において食品等の安全を確保するため、自主的な衛生管理に取り組むよう指導することとしております。

また、食品等事業者に対するハサップ導入については、自主衛生管理を進める食品等事業施設を認証し、ハサップの普及促進を図る。また、と畜場及び食鳥処理現場におけるハサップ導入については、導入を希望する施設に対して、きめ細かな指導助言や衛生管理が適正に実施されているか監視指導を行なうこととしております。

町産品の品質保証・管理からも、食の安全・安心の確保は大きな問題でございます。このことから、町としては生産・加工・販売を行なっている農家の方々へも、ハサップの考え方を取り入れた、自主的な衛生管理が出来る食品等事業者となっていただくよう進めていかなければならないと考えております。

小規模な加工施設の取り組みの問題や先ほどの6次産業化の現状でご説明した課題等でもあることから、町としても情報収集を図り、農家の方々のご意見をいただきながら国・県、関係機関と連携を密にして、より良い方向で取り組んでまいりたいと思っております。

少し、長々と答弁いたしました但6次産業化においては3件、なかなかそのあとの方々がふえてもらえないという場合、やはり、経費的な部分もかかるということもあるだろうと思っておりますが、周知徹底をしながら新たな取り組みをしてもらえるような情報を徹底しながら増やしてもらえるように努力してまいりたいと思っております。

ハサップにおきましては、この前、県の認定を受けた名川果汁さんからも少し聞き取りもいたしましたが、「今のところ認定を取って目に見えるメリットがない」ということも話されておりました。ただ、食の安全・安心という部分においては、私は日本の国は一番、世界でも最高の安全・安心を保っている国だと思っております。また、より以上に安心・安全の農産物を提供するまた、衛生管理をしていくといううえにおいては、そういう認定を受けながらというのは非常に

消費者の方々にとっては一番安心になるところだところだと思っていますので、しっかりと情報を周知徹底しながら。小規模の方々、非常に難しい部分があると思います。「そこまでしなくても」という方々が、当町においては大半が小規模の方々だところだと思っていますが。重要性、必要性の認識、ご理解というものを図りながら進めてまいりたいところだと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

町長の基本的な姿勢として「民間でできることは民間で」という、そういった考え方が答弁に反映ささってるのかなって思いながら、ちょっとげすな勘繰りしながら答弁聞いてたんですが。その、なんて言いますか。本当であれば私、ハサップに限ったことで話ししようとは思わないのですが。例えば品質管理ですとかそういったものであればISOがあつたりですね、農産物であればGAP（ギャップ）があつたりですね。食品加工においてはハサップですとか。それぞれヨーロッパの基準があつたり、ドイツだとかそれぞれの基準があるわけなんですけれど。ハサップということがやっぱり大事になってくるというのは、約1年位前あたりから、日本中で「ハサップというのが義務化される方向なんだよ」という話が出始めたような記憶があるんですよ。

「まさかな」なんて色んな人が思ってたつたと思うんですけど。何かここに至って、約3年後を目途に義務化の方向で考えているというのが厚労省の担当課の中での考えのようであります。3年後って言いますと結局、東京オリンピックの開催に合わせてそういったものが義務化されるであろうという。それがもっとずれ込むのかどうかわかりませんが。義務化っていう流れは避けて通れないだろうというのが厚労省の中でのある意味、決定事項のような現状のようであるようです。遅かれ早かれその義務化っていうのが成されますと、なった時点で、町長もおっしゃいました「俺んど関係ないよね」って思ってる人たちが「対象じゃないよね」って思ってる人たちが多分いっぱい居ます。別に農産物を加工しているようなそういう本当に小さい人たちじゃなくて、八戸の水産加工の中にもそういった人たちが多分、ずいぶん数、割合でおられるというのは多分、現実だと思うんですけども。これがもし、義務化って。まあどっから義務化って、最初っから全体にダンと掛けてくるわけではないみたいでして。例えば食中毒が多発するような業界ですとか、大規模調理施設、給食施設ですとかそういった主だったところから始まるようではあるんですけど。例えば、スーパーマーケットにそういう義務が課せられたとしたらどうな

るんでしょうかと考えるんですよ。例えば、産地直売の棚がどこのスーパーにもあったりして、色んな農業の団体の人たちが納品したりしていますけども。例えばスーパーマーケットでハサップの衛生管理。今は行っていないそうです。ハサップによる管理というのはスーパーマーケットというのはやってないんだそうです。やってないところから聞きました。他はやってるかもしれませんが。そういった時に、ハサップとは言いませんけれども。例えば、ハサップと関連してギャップで管理したような農産物でなければ、そこさ置いてもらえないとか、そういった事態というのは、当然考えられるわけなんでっすよね。ですから、ハサップに限定した意味ことではないというのはそういう意味もあるのですけれど。その日本っていうのは、何で義務化っていうのが謳われるようになったのかっていうのをちょっと調べてみました。調べてみたらですね、「ああなるほどな」って事情があるみたいなんです。WTOの協定の中に、SPS協定っていうのがあるそうです。SPS協定っていうのはわかりやすく言うと、日本で行っていないことを貿易相手国にその基準を求めるのは「ルール違反ですよ、公平ではないですよ」と。つまり、日本に入ってくる例えば食品に関して、厳格な基準を相手国に求めるのであれば、日本自体がそういう義務化っていうその体制を、少なくとも体制をとっていないと、どったらもんでも入ってきて、それを拒否することができないっていう事情があるんだそうですよ。これを裏返しにすれば、結局、国内の生産者を保護するっていうことができないってことになるわけですよ。「ああ、なるほどね」とそういうふうに思いました。ですから、SPS協定を盾に守られるべき生産者もやはりそれなりのレベルの管理をしないと、WTOの調停に訴えられるっていうようなことが多発するんだと思うんですよ。そういう背景から考えますとやっぱり、避けて通れない。例えば、私は中国でできたものはなるべく買わないようにしてます。スーパーでは買いません。ですけど、外食してその中の食材として中国産だとか韓国産だとか、ああいう衛生管理をしているようなお国柄の物を食ってるかもしれません。それは仕方ないと思いますけども。私は買いませんけれども。そういう意味で望むと望まざるに関わらず、食して体内に取り込んでいるという現状があると、それをどの時点でか分かりませんが。やはりちゃんと拒否するものは拒否する。受け入れるものは受け入れるという選択が必要になってくる時があるんだと思うんですよ。そのためのハサップの義務化っていうのが3年後に迫っているということの事情があるわけです。

それで、私は町に対しては、民間の業者のあくまで自主的な管理なわけですから、「そりゃ民間に任せときゃいいでしょ」ってそういう姿勢は、ごもっともだと思うんですけど。「そうじゃないだろう」と思うんですよ。昔は、あらゆる補助金だとか県からの補助金だとか国からの補助金にしても何にしても、町を経由して入ってきたわけなんですけれども。今は直接事業者の方に

交付になったりとかっていう時代になってきました。そういった事情と民間にできることは民間についていうその考え方っていう。まあそういうのが相乗効果があるのかもしれませんが。本当は、「昔はこういうこと役場でやってましたよね」っていうようなそういった役割分担のような意識っていうのが非常に希薄になってきているのではないのかなって思うわけです。それで6次化にしても、ハサップにしても、本当は町が主導して取り組まなくては、多分、推進できないんだと思うんです。周知徹底がどうのこうのってそういうことで、民間の人などが動くとは思えないんですね。八戸の第3魚市場、そのハサップ施設であります。あれは市役所の職員の方が一生懸命、毎日取り組んでらっしゃいます。ああいった姿勢というのがやはり、町村にも必要なんじゃないのかなと思うわけです。それで、具体的にどういったことをやってほしいかなって思うことは、例えば、ここは農産物の産地ですから、農産物であればギャップの規格があるわけなんです、例えば、指導員っていうような方が必要になってくるんですね。こういったのはどういう人たちがやっているかという農薬メーカーの方だったり、資材屋さんの方が兼任してみたり。結局は、自分とこの商売とつなぎ合わせてみたいそういった戦略があって、そういうポジション取りしているんだと思うんですけれど。ギャップにしる、ハサップにしる基本的な管理の仕方っていうのは共通してるところがあるわけですから。そういったことをどなたか、前回の質問でも申しましたが。役場の職員が、何人かがそういう専門職的な取り組みをなさって、そうやって具体的なところを農家なり産直の現場だったり、入り込んで対応していくことをしなかったら、進めれないと思うんです。

○議長（坂本正紀君） 川守田議員。質問をもうちょっと絞って、質問していただきたいと思います。

○15番（川守田 稔君） 前置きを今、言ってますので。すみません。

そのような職員の貼り付け等をお考えになったらどうでしょうかということ言うために、長々と言いました。6次産業化に関してもそういった物の考え方です。以前、6次産業化やろうった時に生産者が居って、加工する人が居って、売る人が居ってっていう、それぞれの役割分担があるかと思うんです。そうすると、農家の人は栽培するのは得意だけでも、どういった材料をどういうふうな加工したらどういった商品が出来上がるかとか。それをまた、店舗において売れるかどうか。そういった一連の流れが必要になるわけなんです。例えば、6次化っていうのは、なかなかその1次産業に携わっている人たちが興しづらっていう性格があると思うんですね。

それで、どこがやるかという加工担当するところであったり、販売を担当するようなところがあったりします。ですけど、そういった人たちが主導権をもって6次化っていうことに取り組みますと、結局しわ寄せを食らうのが1次産業に携わっている人たちっていう現場を一つ二つ見たことがあるんですよ。ですから、先ほど答弁でもおっしゃいました。商品開発、売れるか売れないかっていうことが問題になります。営業活動もしなくちゃなりません。実は、商品開発ですとかその営業活動に莫大な時間と莫大なお金がかかるわけですね。そういったところをやはり、町で担うべき体制を組むべきではないのかなと思うわけでありまして。長々とすみませんでした。その2点、ご答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ハサップ等でございますけれども、非常に課題もある中において。先ほど議員のお話の中でありました。自国が実施していなくて、他国に条件を持ってくるのはおかしいのではないかと。WTOの見解ということで。まさしく、その通りではないかなと私、聞いておりました。自分のところも実施して初めて、他国なり他に求める事によって、その国の国民の方々が安心できる。これは、内も外からも安心できるとそういうことのお話であったと思っています。

職員の専門的な部分でございますけれども。どの程度の資格取るには、時間的な部分必要なのちょっと検討させていただいて、現在は県の方にもそういう指導的な機関はあると思いますので、まず、そちらの方からしっかりと必要時際には出向いていただくなりして、対応していきたいと思っています。ここはちょっと、どの程度必要な部分が出てくるのか少し勉強させていただきたいなと思います。

6次産業化でございますけれども、現在、3人の方々が頑張っておられます。何とか若い方々が新たな企業を興してほしいということで、6次産業化が始まったわけですけども、課題もないわけではないと。そういう中で、町の方もどこの部分を支援していけばいいのか。また、サポートセンターがありますので、そちらの方では専門の方々が色んな角度から、指導員が居られます。そういう方々からの指導を受けて、開業した、企業興した後も色々な勉強会なり、指導もさせていただくセンターとなっておりますので、そちらの方を有効に活用させていただきながら、6次産業化の必要性また、議員からもありました。今までは生産する専門的な部分、加工する専門部分、販売する専門部分そういう流れできていたわけですけども。今、農家のいわゆる生産者の立場か

らの所得を上げていくということを考えていくと、生産から加工することによって、仮にソバであれば、ソバは、生産から粉にすると確か8倍になるというふうに聞き。その粉を今度、ソバにすると16倍になると。それを店頭で販売すると確か36倍でしたか。そういうふうに加工作ると上がっていくということで、所得を上げていく。ここを生産から加工、販売をやって農家の方々の所得を向上していくという狙いが6次産業化だと思っております。

色々な部分で専門的な部分で取り組んでいる業者等々もあると思いますが、農家の方々ここは自分自身の経営をどういうふうにしていくかという、自身の考え方が重要になってくると思いますので。そういう道に進みたいという場合には、町の方も積極的に支援できる体制はしてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ハサップを認証受けようと思うとですね。やっぱり、何か月かとか1年やその位じゃ無理でしょうっていうのが、何人かのコンサルタントの方々と話したことがあるのですが。そういった物の見方です。やはり、「最低1年じゃできないよね」って「2年、3年かけて構築していかないとこれはできるもんじゃないんだ」というのが一般的なことだと思います。

ですけれど、例えばそれを本職となさってるコンサルの方が職場に入って、コンサル業務をやると月々どん位のコストがかかるのかなという、最低でも1人選任の従業員を雇った位の金額にプラスアルファの金額を乗せた金額になるんだと思うんですよ。ご想像にお任せしますが。ただ、そういったコストをかけて、幸か不幸かそんなに南部町の中ではそれに匹敵するような企業はないんでしょうけども。もし、やるとすればそういうことになるわけですね。

ですが、そういったハサップですとかギャップですとか、例えばISOの22000的なフードチェーンを網羅したような規格であればやはり、何かしらの対応してくださいということになると、それに対応しないとどうにもならなくなる時代が来るということなんです。当事者が気が付かないとそのまま行けるんだと思うんです。ただ、何かしらの志を持って外に出ていくと、そういったことを思い知らされて帰ってくるという、そういう現実になるんだと思います。そういう時期が来るんだと思うんですね。これすなわち「取り残された」ということになるわけです。ですから、6次産業化を考える時にしても、そういった品質管理ですとか衛生管理というのはついて回ります。両方の観念でもって、専門的に公の立場で指導・推進できるような職員の配置つ

ていうのをぜひご勉強なさって、来年でもいいと思いますけれども、そういう部署をちょっとど
っかの課の中に作って、対応してもらいたいなと私そう思って質問させていただきました。そう
いうことでした。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

2番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（2番 八木田憲司君 登壇）

○2番（八木田憲司君） 今朝の新聞で青森県総合戦略素案の決定の報道がされておりました。
きのうの同僚議員の質問でも取り上げられ、町長もこれから南部町版総合戦略の策定を進めると
の答弁をされておりました。本日の私の質問も関連するところがあると思い、通告しておりました
2点につき、質問させていただきます。本日私は、通告しておりました2点につき、質問させて
いただきます。

まず、一点目の質問といたしまして、生徒減少に伴う小学校・中学校の適正規模についてであ
ります。今年1月に文部科学省から各都道府県教育長・知事あてに、公立小学校・中学校の適正
規模・適正配置等に関する手引きの策定について通知がありました。

学校規模の適正化が課題となる背景として、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め
合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校
の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとあります。

これまでの学校統合に関しましては、文部省時代の昭和31年から始まり、昭和48年に公立小・
中学校の統合についての通知をして、学校規模の適正化や学校の適正配置を推進するよう求めて
きたと思います。その結果、南部町においても町村合併以前に各地区の小・中学校の統合が実施
されおります。

しかしながら近年、社会問題となっている少子化の進展がこれからも継続することが見込まれるなかで、学校の小規模化に伴う教育上の課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されております。このような中、各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を、継続的に検討・実施していくことが求められております。

具体的には、小学校の学級の適正な数として、複式学級を解消するためには1学年1学級以上であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同じ学年に複数の教員を配置するためには1学年2学級以上あることが望ましいとあります。

中学校につきましても、小学校と同様に1学年2学級以上が必要となります。また、免許外指導をなくして、全ての授業において教科担任による学習指導を行うためには、9学級以上を確保することが望ましいとあります。いわゆる、中学校であれば3学級以上が必要となってくると思います。

その他、学校統合によるさまざまなメリットが考えられておりますが、手引きの中では、統合による魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のままデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択するなど複数の選択方法が考えられております。

今回、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きが青森県に通知されたことに伴い、次の3項目につきまして、町としてどのように考えていくのかお伺い致します。

(1) 生徒数が減少していく中、活力ある学校づくりのために南部町の小学校・中学校の適正規模・適正配置はどうあるべきか。(2) 三戸町で現在実施されている、小・中一貫校について、当町としてどのように考えているかお伺いいたします。(3) その他、現在検討している計画があればお伺いいたします。

次に、2点目の、コミュニティースクール制度について質問致します。この制度ができてから10年以上経過しておりますが、昨年4月で全国1,919校が指定を受け活動しております。残念ながら青森県内ではまだ指定されている学校はありません。この制度は地域の人が、学校や家庭と一体となって学校運営協議会を設置して教育を担っていくという制度です。先ほどの文部科学省の手引きの中でも提案されておりますが、学校統合を検討をする際に、保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組むコミュニティースクール制度を積極的に導入して、地域と学校のより密接な協働関係を構築していくとあります。学校を地域コミュニティの核としてとらえ、地域と一体になった学校づくりのためにも県内初の指定を目指し、制度導入を検討してみ

はと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問でございますけれども、詳細、具体的な部分に関しては教育長の方から答弁をさせていただき、私から相対的な部分で答弁を申し上げたいと思います。

まず、今朝の新聞一面に大きく青森県の総合戦略、県の人口減少等々の数値が出ておりました。やはり、気持ち的には我が南部町も増加する対策ということを取り組んでいきたいと思っておりますけれども現実的に、現在の人口からふえていくというのは非常にやはり、現実的に捉えた時に厳しいと思っております。これは恐らく県も同じ思いから、極力、減少率を緩やかにしていくというふうに県の方の考え方も出ておりました。その中において、当町においても子育て支援策、昨日から色々と議論させていただいておりますが、対策は練っていききたいと思っております。そういう中で減少していく。今現在は、統廃合等の考えてる部分は、今現在はありませんが、今後やはり、さらに減少していく。そこにどの分、歯止めをかけられるかと。数値を見ながら、いずれは、そういう議論はしていかなければならない時期にはなっていると思っております。

ただ、すべて統廃合ありきという議論ではなくて、その後の各小・中学校区の区域の人口推移がどうなっていくかという部分も検討しながら、その中で、現在のままで行くべきなのか。やはり、統廃合ということを考えていかなければならないのか。そういう、検討・議論というのは、今後、していく時期にはなっているなというふうに思っております。

2点目のコミュニティースクール制度でございますけれども、いわゆる「学校運営協議会制度」ということで、現在、県内でも実施しているところはないと。当町においては、学校評議員という形で制度を実施してございます。その学校評議員これをできれば、町内学校・学区において全部、設置できるようにしていきたいというのが教育委員会の方の考えでございます。

非常に私どもの学区の皆さんは、児童生徒そしてまた、学校、保護者、地域の皆さんが本当に一体となって色々な事業も行っている町でございます。そういう中で学校運営協議会制度とその現在実施している学校評議員。同じようなことを二つ作っても私は、重複してしまいますので、それぞれのそれぞれの方々が忙しくなるばかりでありますから、この学校運営協議会の制度がどういうものなのか。今、実施している学校評議員。いわゆる検討、話し合いをしてやっている内

容がどうなのか。ここを精査して、学校評議員制度の中で十分それが、運営協議会制度と同じような役割を果たされているということであればあえて、運営協議会というのを設置しなくてもその学校評議員の中で実施して行ってもいいのではないかなとそういうふうに思っております。

いずれにしても、それぞれの地域の方々が一緒になって学校を盛り上げていくと、地域を盛り上げていくという部分においては、教育委員会の方でも考えている。また、町としても考えていることでありますので。後は、教育長の方からまた、答弁をいたしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） それでは、八木田憲司議員にお答え申し上げます。

まず、児童・生徒数が減少していく中、活力ある学校づくりのために、南部町の小学校・中学校の適正規模についてのご質問でございますけれども、今年１月、文科省の方からの通知で「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において望ましい学校規模は、小学校、中学校ともにクラス替えができる、１学年２学級以上とそういうふうに示されております。

当町の８小学校並びに４中学校で、この規模を充足しているのは現在、今年、名川中学校、南部中学校の２校でございますけれども、福地中学校は３年生が１クラス。１・２年生は２クラス、２学級となっている状況であります。

また、学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小学校・中学校ともに１２学級以上、そして１８学級以下と、学級数で設定されております。これを小学校で置き換えますと、学年２学級以上そして、３学級以下。中学校では学年４学級以上、６学級以下というふうに５９年前、こういうふうな基準が設定され、現在、先ほど手引きで示されたように変更になっていることでございます。

当町の小・中学校で、この法令上の設定規模を充足している学校はありません。

また、手引での通学距離は、小学校で概ね４キロ、中学校では概ね６キロ以内で、通学時間は概ね１時間以内を目安としておりまして、これを大きく上回る場合や地理的条件、交通安全の状況等を考えて、スクールバス等を導入するなど、適切に設定することが望ましいとされております。

当町の現状でございますけれども、国が設定している標準等を決して満たしているものではないと思いますが、各小・中学校独自の裁量により、特色ある学校経営事業を展開しております。保護

者をはじめ地域住民の皆さんと連携し、活力ある学校づくりに努めているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、少子高齢化の波は着実に押し寄せており、児童・生徒数が減少しているのは確実でありますので、町の少子高齢化対策と連携しながら、今後、小・中学校の統廃合を含めた検討が必要ではないのかなとそう考えております。

次に、三戸町で実施されている小中一貫校についてでございます。当町の考え方でございますが現在、三戸町では三戸小学校、斗川小学校、三戸中学校の3校をもって「小中一貫三戸学園」として、平成25年4月に開校され、ことしで3年目を迎えております。その主な仕組みでございますけれども。小学校1年生から4年生までこれを初等部。小学校5年生から中学校1年生までを中等部。中学2年と中学3年を高等部。この3部門に分類して、独自で道徳、総合学習などを融合した新教科「立志科」のほかに、中等部の小学五、六年生のクラスに中学校の教諭が授業を行うなどの教育活動が行われております。この小・中一貫の施設には、3パターンあります。同じ施設内で小学校から中学校まで一緒に教育活動をする「施設一体型」。また、敷地内に校舎が隣接している。くっついていないで隣接している。そういうふうなところで小・中一貫を行う「施設隣接型」。更には、小学校も中学校も離れている。そういう中で小・中連携を行う「施設分離型」こういう3パターンがあります。現在行っている三戸学園は、施設一体型でございます。三小の施設のところに中学校の施設を建ててやっておりますけれども。まず、大変な予算がかかるというふうなことで、今現在、進めているところでございます。

文部科学省が示しているこの小・中一貫教育の目的、要約しますと小学校から中学校へ進学し、新しい学習生活へ移行した場合に、不登校等の新たな問題となる事態俗に言う「中1ギャップ」小学校6年生から中学校1年生にスムーズに入って行けない。学習障害とか不登校を起こす。そういうふうな塩梅を中1ギャップと言いますけれども。そういうふうなことに直面するケースがあり、小学校から中学校への接続が、こういうふうな小中一貫することによって円滑にできる。そういう利点がある。

2点目は、少子化やコミュニティ不足、核家族の進行により、児童・生徒の人間関係が固定化しやすい中、多様な先生方、教職員、児童・生徒同士と関わる機会を増やして、児童・生徒の不安感を軽減できる。

3点目として、中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生であることを自覚し、自尊感情を高め、暴力行為やいじめの解消につながる等々のメリットを掲げております。

小中一貫教育は、当町としても、参考になる部分が多々ございますけれども、当町では、不登校または、暴力行為やいじめ対策として、南部町の小・中学校が連携し、学校教育の課題を検討す

る小中連携部会や生徒指導部会を組織しております。特に、南部、名川、福地、杉沢の各中学校区では、小中学校の先生方が小中連携研修会を開催し、学習、生活、部活動等の学校課題を話し合い、共通理解を図り、連携を深め、教育活動を行っており、小中一貫教育の目的の一部を達成している部分もあります。

次に、その他現在検討している計画等についてですが、現在、検討している具体的な統合計画等はございませんが。先ほど、町長答弁ありましたように今後の事を見据え、予想される児童・生徒数の減少を鑑み、今後、学校の適正配置と統廃合を協議していただく組織体制づくりを検討していかなければならないなとそう感じております。

ただ、統廃合の推進には行政主導だけではなく、現在の状況と将来の見通しをきちんと説明し、保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域と共にある学校づくりのこの視点を踏まえて、丁寧な議論と検討を進めてまいりたいなとそう思っております。

2つ目のコミュニティスクール制度の質問でございます。「学校運営協議会制度」は、保護者や地域住民の皆さんが連携・協働し、学校の運営に参加する仕組みであります。八木田議員のおっしゃるとおり、現在、青森県内ではコミュニティスクールとして指定されている学校はございません。

コミュニティスクールが設置された背景としては、人口減少や少子高齢化によって、地域と学校の連帯意識が希薄になり、地域の学校に対する関心が弱まったことが挙げられております。

このことから、コミュニティスクールの目的・狙いは、学校と地域が力を合わせ、町全体で子供を子供を育てることにあります。

学校運営にあたっては、保護者をはじめ、地域住民の皆さんとの連携が非常に重要で欠かせないものとなっております。このコミュニティスクール制度と同等とは言えませんが、本町では似た制度として各学校に保護者や地域住民の皆さんから、学校の運営に関して意見を述べてもらう「学校評議員」の制度を設けており現在、福田小学校、福地中学校でこの制度を活用しております。

また、南部町では、小・中学校の要望に応じて、各分野の専門家、愛好家に学校教育活動の講師として参加してもらい児童・生徒の基礎的事項の定着を図り、地域に対する愛着の心を育むことを目的とした「学校と地域ネット推進事業」行っております。その他、各小・中学校が独自の裁量により、活動をする「特色ある学校経営事業」があり、町でその活動に対して補助を行っております。具体的には活動として、えんぶり、三味線、南部手踊りなどの伝統芸能また、農作物栽培等を行っております。また、クラブや部活動では、保護者や地域住民の皆さんなどを外部指

導者として依頼している学校もございます。特に南部町独自の事業である、特色ある学校経営事業を実施し、各小学校、中学校とも教育活動を行っており、他町村では見られない各学校での特色ある教育活動が行われており、関係者から高い評価をいただいているところでございます。

今後、児童・生徒数の減少で、学校が小規模化していくことが考えられるため、保護者や地域住民の皆さんが学校の運営に関わる「学校評議員」の制度を、多くの小・中学校で活用してもらうことを第一段階として、今後、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 大変、丁寧なご答弁ありがとうございました。今のご説明を受けた中で大体、私が調べて、感じてきた部分をほとんどご答弁いただいたと思っております。

それで、町長の最初の答弁の中でもお話しいただきましたコミュニティースクールに代わるのか、学校評議員制度というものが現在、今実施されているということです。ただ、内容的なものはまた、先ほども答弁の中にもございましたとおり、やはりちょっと精査していただいて。コミュニティースクール制度はあくまでもボランティア等が学校の授業まで参画していくという、そういう部分も持っているし。色んな意味で学校支援・協力とか、そういう部分でも様々行っている部分もございますので、二つ併せ持った部分として内容を検討していただければなと思っております。

そのほか、手引きの中にも謳っておりましたが、運営協議会ではなくて、学校支援地域本部とってただ、学校の運営に対して参画して、協力していくというそういう制度もございます。あと、放課後子ども教室。これは結構、全国的には取り入れている学校数が多くて、コミュニティースクールよりは浸透している感じの制度となっております。その辺も踏まえて、これから検討いただければと思います。

あと、中高一貫校に関しましては、今の教育長の説明の中では、あえて、南部町においてはそれが必要であるのかないのか、私も議論する中でちょっとわからない部分が半分ございまして。これからの統合を考えていくなかで一つの判断材料としてこれも検討いただければなと思っております。まず、今回の手引きの大きな目的は、小規模校を解消して、クラス替えができないような1学年2学級以上がなければどうしても子供たちに対して、その集団というそういうものに対して、生活していく中で1クラスだけではどうしても足りない部分があるのではないかということで多分、2クラス以上という部分が謳われたと思いますけども。それがはたして、いいのか悪

いのかは、ちょっと私も判断付かないところではございます。うちの福地地区の中で、杉沢中学校地区での取り組みを見てみますと、運動会の運営も小学校、中学校一体となって地域の住民も参画しながら、一緒に運動会を行なっている姿を見ていますと。ああいう地区でやっても結構な活動になっているのかなという感じがしました。だから、あえて規模を大きくすればいいだけのものではないのかなという部分が少し調べた中でも感じられたところでございます。

どっちにしても少子化の中で、子どもたちが減っていく中でどうしても、少ない人数で習うことがどういうものなのかということのをこれからも議論していただきながら、考えていただきたいと思います。

それと、ちょっとこれは通告はしておりませんでしたが、今現在の通学状態をもしわかりましたら、これは徒歩、先ほどの説明の中でも4キロ以内とか。中学校であれば6キロ以内。バス利用であれば1時間以内とか、そういうものが定められてなっている中で今、現在の南部町の各学校の徒歩通学割合とバス利用の割合ですかね。この辺ちょっと、もし資料があつてわかりましたらお知らせいただければと思いますけども。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 通学手段といいますか…の状況というお話でございしますが。具体的に調べた内容はございませんが、中学校関係がほぼといいますか。名川中学校関係をちょっと参考までにお話ししたいと思います。名川中学校では、徒歩が大体3分の1でございします。あとの3分の2弱は里バスを利用されていると。その他に自転車が数人。あとは自家用がまた十数人というふうな内容でございします。統合された小学校等ではスクールバスで運行しておりますが、ちなみに福地小学校さんでは約半数の方がスクールバスで通学をしております、後半数は徒歩というふうな内容になってございます。各地区の小・中学校それぞれ事情が違いますので、詳しいことはまた調べてお知らせしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 大体先ほどの2回目の再質問の中で大体のことはお話ししたつもりですので、これから学校統合を考えていく中で、1つ基本としていただきたいのは、地域のコミュニティーの核となる学校ですので、統合することによってそれが壊れていくようなことも避けて

いかなければならないのかなとも思います。その辺も色々と考慮しながら、これからも検討していただければなと思っておりますので。以上で質問の方を終わりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） これで八木田憲司君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後１時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今定例会最後の通告者として質問させていただきます。

まず、通告に基づいて１点目として、昨年後半から米の価格の急激な低下や農協改革あるいは農政の改革を巡って、政府与党と全国農協中央会、いわゆるＪＡ全中との間で今年の２月に合意がなされました「農業改革」の意図。それは、全国に七百弱あるといわれる地域農協の自由度を高め、経営の創意工夫や効率化を進めるために必要だという安倍政権の規制改革の本気度を示す結果が表れた言われております。

現在、政府が法案提出に向けて準備している中には、全中の組織を見直しのほか、昨年の規制改革会議からの提案に沿って、以下のような事項も含まれております。

１つは、農業委員会の制度の見直し。農業委員会の選出を、選挙から市町村議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変更する。農地利用の集積、集約化の役割を果たすため仮称「農地利用最適化推進委員」を置く。

次に、農業生産法人要件の見直しとして、６時産業化等に向けた資本増強の必要性に応じ、個人農家以外の者の議決権を50パーセント未満まで認める。つまり、出資を認めるということだと思います。

しかしながら、今回も企業による農地所有の解禁は見送られたようであります。今までにも国の農業政策は時代の環境の変化に合わせてなのかどうか、何回も変わってきました。しかし、全

国の農村地帯で高齢化や後継者難から耕作放棄地だけは確実に増加しております。

農業委員会に関する法律の第1条を見てみますと、目的として次のように書かれております。

「この法律は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するための農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定めることを目的とする」とあり、以下は細かく定められております。

この法律は、昭和26年3月に制定されて何回となく改定されて現在、64年経過しております。終戦後の食糧難の時代に制定された法律が基本的な部分はほとんど変わらずに今になって改革されて、本当に南部町の農家に良い影響が及ぶのか私は不安と不信を持つわけですが、いずれにしても個々の農家の所得が向上しなければ町内の農家は大変になると思いますから、必要なこれからの施策について答弁をお願いしたいと思います。

次に大きな2点目として、南部町総合振興計画の平成29年度までの後期基本計画とその後の計画の企画方針について伺います。1点目として、若年女性人口の増加策。2番目として、世帯収入の増加策。3番目、健康寿命の長寿命化と働く場、生きがいくりについて。4番目、上記を具体化に向けて町に必要な取り組みと視点は何か。5点目として、目標モデルとすべき地域や自治体があれば示してほしい。とこのように通告しましたが、実はその後の先月の5月29日金曜日ですけれども。夜のNHKの番組で「どんと来い人口減少、2040年の予測」という放送がありまして、私は大変、興味を持ってこの番組を見ました。

簡単に私から放送内容を紹介させていただきます。この番組では、東北地方の3つの町の事例が紹介されておりましたが、いずれも過去、地域の発展のために工業団地を造成して中央から企業を誘致して雇用を増加して地域を活性化させるという、今までのような人口も生産力も右肩上がりの発想ではなくて、今までの地域の人間が気付かなかった地元の資源、魅力、価値のあるものを探して、それを生かした町づくりといたしますか。外部の人から見て何が魅力か。思いがけないところに眠っている宝を生かす町づくりをするという点でした。

まず、その事例として、秋田県中央部の五城目町が取り上げられておまして。五城目町は50年前は人口約2万2,000人の農業と林業の町でしたが、現在、ピーク時から見ますと50年後ですけれども、人口は約1万人。これが、あと25年経って2040年には半分の5千人に減少すると予測されている町ですが、昨年からは地域づくり協力隊として2名の女性を東京から招いてピンクガールズと称して若者の定住者の誘致や地元で仕事を作る秘策として、地元の人が気が付かなかった古民家を再生して民宿にするプロジェクトを立ち上げて、インターネットで出資者を都会から募って、集客や地域の特産品を生かすネットでの発信に力を入れたり、道の駅での特産品のデザイン

を変えたりして、都会から定住者と町の応援者を増やすような、いわゆる土着ベンチャーという組織を創って、活気を取り戻した例などが紹介されております。

次に、岩手県紫波町のオガールプラザを中心とした紫波町の紫波中央駅西口の約10.7ヘクタールを開発して、役場や図書館、子育て応援センターなどや産直等15の施設を整備した賑わい創出の事例が紹介されていました。

私は、この番組を見て非常に興味がわいたものですから、先週6月4日に気になってここに行ってきましたが、想像していたよりも広くて。駅前にある関係で駐車場も駅のパークアンドライドの駐車場も兼ねた数百台のスペースで。ぜひ、このような施設は南部町でも今後の参考にすべき施設ではないかと、皆さんにも見学を進めたいと思いました。

このオガールプラザは平成19年以来、「公・民連携元年」として日本語の「おがる」つまり、成長するという意味とフランス語の駅を意味する「GARE（ガール）」という横文字を組み合わせた造語のようですが、10.7ヘクタールの敷地に今年5月に開庁した役場庁舎やビジネスホテル等もあり、また運動施設やアリーナもあって、非常に集客しやすい、町民が集まりやすい施設として、参考になると考えて見てまいりました。

この図書館は年間利用者17万人を目標に計画されたそうですが、結果は25万人来てエリア全体では年間80万人が訪れて若者のライブを行なったり、子育てのお母さんの情報交換の場にもなり、予想以上の賑わいを創っているとのことでした。

次に3つ目の事例として、宮城県の女川町が取り上げられておりました。女川町では、4年前の震災以来、約1万人の人口が30パーセント流出して、どうやって以前の町を取り戻すかを考え、結果として住民がどんな町を望んでいるか。特に、女性の声を聞いて「金銭ではないここに住んで良かったという満足をいかに得るか」という意見やデータを多方面から集めて教育を前面に出した町づくり。小中一貫教育の学校の建設や島根県海士町の教育再生をなしとげた宮崎稔さんに協力していただいて、女川のお年寄りに学校で地元の良さを教えてもらったり、子どもたちが地元に住みたくなる教育の実践をしたり、色々な情報を集めて議論して、将来の町づくりに生かす計画の作成、女性の声を聞いて、女性が頑張れる政策の立案等を取り上げていました。

このNHKで言っていた3つの大事なキーポイントというのを言っていましたが。その1点目は、大事なことは今まで見つけていなかった地元の宝を探して、それをお金にして、地元でお金を循環させるという、そういうことが一つのポイントだと。2点目として、町の中に自宅の居間にいるような語り合いのできるスペースを作って、集まる場所を創るということだと。3つ目は、お仕着せでない、自分の幸せを見つけることができる希望が持てる地域にすることだと。以上が

キーワードになるような内容でした。

私は、ビデオにとってありますから、皆さんにもぜひ見ていほしいと思います。少し脱線しましたが、昨日から似たような質問もあり、重複する部分もあると思いますので、簡単に答弁をお願いして、質問とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。色々答弁の方も多くなっておりますが、議員の方から簡潔にという部分もありましたので、途中、割愛させていただきながら答弁させていただきたいと思います。

まず、農業制度改革による農家への影響及び農家の所得向上策についてでありますけれども。ご存じのとおり、政府与党とＪＡ全中との間で「農協改革」の合意がなされたことによる農家への影響についてであります。議員ご案内のとおり、今年２月に、政府と全国農業協同組合中央会が農協改革について大筋合意したと報道されたところであります。

その内容につきましては、現在、国会で審議中であり、詳細について示されておりませんが、分かる範囲でお答えもうしあげたいと思います。

新聞等の報道では2019年９月までに、現行の全国農業協同組合中央会を一般社団法人に移行させるとともに、地域の農協に対して行う監査部門を監査法人として分離、独立させ、公認会計士法に基づく監査制度に移行する。

また、全国農業協同組合連合会、いわゆる全農を、農業者の利益増進に資する観点から、グローバル市場における競争に参加するため株式会社に転換し、大きな付加価値を獲得できる組織として再構築する。

また、地域の農協で実施している指導事業や経済事業である農産物販売等、信用事業である金融、共済事業は、経済事業の赤字を信用事業と共済事業が補う構造になっており、農産物販売等の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、信用事業を農林中央金庫へ移管するというものであります。

このことによりまして、地域の農協がその地域の特性に合わせた経営や農業指導等で自立することができることから、農家の収入増が見込めるという、成長戦略としての農業再生であると認識しております。

いずれにしても、農協改革につきましても、地域農協のみならず、農業者にも強い関わりがあると考えますので、詳細が示されましたら周知してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会の制度見直しによる農家への影響についてでございますが、農業委員会制度の見直しにつきましても、今国会において審議中であります。詳細については明確に示されておられませんので、現時点において分かる範囲でお答え申し上げます。

まず、農業委員会委員についてであります。現在は農業者の中から選挙で選ばれた選挙委員と、農業団体及び市町村議会が推薦した者を市町村長が選任した選任委員で構成されております。

今回の制度改正で、この選挙制度と推薦による選挙制度を廃止し、議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するものでございます。

また、選挙制度の見直しのほか、各地域における担い手の育成・発展の支援を推進し、農地集約化や耕作放棄地の状況の調査など、農地の利用調整活動を行う「農地利用推進員」を新たに設置するとしております。

農地の賃貸借等の権利移動についての許可は、法人の場合を除き、農業委員会の許可制から届出制とする。また、農業振興地域整備計画の農用地区域における、販売加工施設など、農業の6次産業化等に資する農地の転用については、転用基準の緩和を図る。などが主な改正の内容となっております。

今回の制度の見直しについては、昨今の農業をめぐる社会経済の構造の変化に対応して、遊休農地対策や転用違反對策に重点を置いて、業務の積極的な展開を図ることを目的としていると認識しております。

なお、農家への影響についてであります。農地の賃貸借等の権利移動が届出制となることから、手続きが緩和されると考えております。また、転用基準が緩和される点では、6次産業化の推進に期待されるものと考えております。

次に、農地利用の集積、集約の方法や農業生産法人要件の見直し等による影響についてでございますが、昨年3月に「あおもり農林業支援センター」が、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農用地利用の集積集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織である「青森県農地中間管理機構」として青森県知事から認可されました。

これにより、青森県農地中間管理機構が農地を貸したいという農家から農地を借り受け、農地の集積集約をして経営規模拡大を希望する担い手へ農地を貸し付ける農地中間管理事業が平成26年度から始まっており、町が機構から委託を受け申請受付や現地調査、機構への登録業務を行っております。

当町においては5月末現在で貸し出し希望者は16名で合計約9ヘクタールの農地が貸し出し希望地として機構に登録されており、借り受け希望者は7名となっております。このうち機構のマッチングにより、貸し出し希望者7名分の約4ヘクタールの水田が、7名中のうち、1名の借り受け希望者に期間10年で貸し出されております。

当町では貸し出しが多くなっておりますが、県また全国的に見ますと貸し出しが少なく、借り受けの希望者の方が多いということになっておりますので、ここの貸し出し借り受けを同じにするためには、やはり現在進めている制度を私は若干、見直しなり検討をしていく必要があるのではないかなとこう思っております。

これまでは相対による貸借が主でしたが、高齢や後継者不在により農地を貸したいと思っても、借りる相手を見つけることが出来ず、その結果、作付け出来ないがために農地が荒廃していくという現状がありました。農地中間管理事業は所有者自らが探すよりも効率的に受け手を見つけることができるものとなっており、機構の貸し借りを通じて農地の荒廃化防止と耕作農地の集団化により農業の生産性が高まるものと考えます。

また、農業生産法人要件の見直しですが、農地を所有できる農業生産法人の要件を緩め、農地制度の規制緩和を図り農外資本の積極的参入をめざすことにしているもので、農業以外の企業が農業に参入する際のハードルが下がることによって、新たな農地の有効利用につながることも期待できると考えております。

次に、個々の農家の所得向上が図られるために必要な施策についてであります。農林水産省では、農家の所得を増やし、農村のにぎわいを取り戻すこととし、農業改革の三本柱として掲げております今回の農協改革は、その重要な柱の1つで、農協組織における主役は、まずは農業者、次に地域農協であり、地域農協がそれぞれの地域の特性を活かして創意工夫しながら、自由に経済活動を行い、農業者の所得向上に全力投球できるようにすることとしております。

国では、昨年度より農地中間機構の創設、経営所得安定事業の見直し、水田フル活用等米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設等の改革を進めてきました。今回の農業改革はさらに意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境となるよう、農協、農業委員会、農業生産法人の三つの改革を一体的に行うこととしており、特に農業協同組合については、農家の所得を増やすため、意欲ある担い手と地域農協が力を合わせ、創意工夫を発揮し、ブランド化や海外展開を図っていける体制に移行するとしてあります。

今後とも国の施策を注視しつつ県及び農業協同組合や農業関係団体との連携を密にして、農家の所得向上が図られるよう6次産業化の促進による新たな価値の創出や、農林水産物の販路拡大

のため、輸出促進も含め、需要の開拓や農地中間管理機構による農地集積、担い手の育成、経営所得安定対策の推進、競争力強化などの生産・供給体制の整備、多面的機能支払制度の推進などにより、総合的に進めて参りたいと考えております。

次に、総合振興計画における若年女性人口の増加策についてお答え申し上げます。

総合振興計画は、町の望ましい将来像を定めるとともに、その実現に向けた基本方向、基本目標及び重点プロジェクトを体系的に示し計画したもので、後期計画は少子高齢化の進行、地方分権の進展等時代の変化に対応していくため、前期計画で取り組んできた事務事業の成果や課題等を再検証し策定いたしました。

後期計画では、将来人口の減少に対し、様々な施策を講じていくこととしておりますが、短期的には人口減少に対し歯止めをかけることが出来ていないのが現状でございます。

生産者数の減少と若年者の町外への転出であります。要因としてはこの2つになります。特に若年女性の転出は、次世代の子どもの減少にも繋がり町の人口減少が加速して行くことから、若者の転出を抑制するためには、早急な雇用機会の創出も重要であると考えております。

雇用機会の創出として、後期計画では既存企業の育成・振興や優良企業の誘致など計画されておりますが、町独自の企業誘致はもとより、八戸市の北インター工業団地の分譲が平成25年度は実績がなかったものの、平成24年度の5社、平成26年度4社と近年、好調に推移していることから、八戸市を中心とした8市町村で構成する定住自立圏事業での広域的連携による企業誘致の促進、この地域ならではの独創的な産業づくりの推進などを新たに計画に取り入れ、人口の増加策にしたいと考えております。増加については、大変、厳しいとは思いますが、目標は増加であります、減少率を緩やかにしていくことも大事だと思っております。

次に、世帯収入の増加策についてでございますが、まず、当町における生産年齢人口は平成27年3月31日現在で、10,954人となっております。合併当初の平成19年は、13,126人でありました。2,172人の減少となっております。

このように生産年齢人口が減少していく中で、世帯収入を増加させることは非常に厳しいことと考えられますが、先ほどもお話ししました。広域連携での企業誘致促進による雇用機会の創出、農産物の加工・販売の一本化による新たな産業の振興などを今後の検討課題としてまいりたいと思っております。

また、先ほど議員から従来の誘致企業等の視点から、また、地元を生かした地域づくりというのが重要ではないかと。他町村の事例もいただきました。まさに並行的な取り組みをしなければならないと思っております。企業誘致の場合は、人数的にもかなりの雇用の場が出てくると思

いますので、そこに少しでも私どもの町民の皆さんも雇用できる。そういう体制づくりとともにまた、それぞれ南部町が持っている地元を生かした所得向上含めながら、人口減少の歯止めとそういう部分を並行的にといいですか。両方向、取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

次に、健康寿命の長寿命化と働く場、生きがいつくりについてでございますが、町総合計画の後期計画ではすべての就業者が生きがいを持ち、快適に働ける環境づくりを推進する基本方針を定めております。この基本方針を実現させるための1つの方策として、当町では先般5月下旬に、「公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会」の賛助会員に加入しており、「シルバー人材センター」を設置している自治体と同様に、働く意欲のある町内の60歳以上の方が登録することによりまして、就業先の確保やサービスの提供等が図られ、生きがいつくり結びつくことが期待されるところであります。

県におきましては、昨年度開催された「健康あおもり21ステップアップ県民大会」を契機といたしまして、健康で長生きな長寿県を目指し、県内の各自治体や企業が健康宣言するなど、健康づくりに対する取り組みの機運がいつそう高まってきております。

当町におきましては、今年度10月下旬を予定しておりますが、健康で明るく幸せに暮らせる社会づくりの実現に向けて、町民一人ひとりが健康に関する知識を高め、実践する力を身につけるとともに、生活習慣の改善・疾病予防に努め、総合的な健康づくり運動を推進するため、『健康宣言』をする予定でございます。

議員ご指摘のとおり、健康寿命の長寿化によりまして、高齢者の皆さんの働く場の確保と共に、生きがいつくりが重要だと考えております。当町では10月に健康宣言をする予定でございますが、働くため、生きがいのためにはまず健康であることが何よりも寛容でございます。今後の計画策定につきましては、健康で生き生きと自立して暮らしていけるために健康づくりを重点とし、雇用の場の提供や生涯学習の充実など関連する各種事業の成果や課題等を再検証してまいりたいと思っております。合わせて先ほども今回の一般質問でも申し上げましたいわゆる健康寿命、平均寿命とともに健康寿命、ここを延ばしていくことによって、高齢者になっても働くことができるわけでありまして、いわゆる介護保険料、これを抑制していくためには、やはり健康寿命という部分の数値を高めていくことによって、介護保険料も抑制することができると考えておりますので、健康づくり非常に今後、重要な課題となって取り組んでいかなければならないと認識しております。

次に、町にとって今必要な取り組み等についてでございますが、全国的に少子高齢化などによ

る人口減少問題に対する政策が重要になっております。当町においても議会においてその対策について幾度とも議論し、様々な施策を展開してまいりました。

今後の計画においても、人口減少抑制策を第一義とし、先ほど説明しました、地方版総合戦略の策定と整合性を図り、将来の人口見通し等を勘案し、本町の将来像を見据えた柔軟な観点での計画となるように進めてまいりたいと考えております。

またこのほかに、「魅力と個性のある産業の展開」を目指し、農産物の生産・加工・販売に関して新たな展望を開拓すべく、更なる農業・商業の活性化策を図りたいと考えております。

続きまして、目標モデルとすべき地域自治体についてであります。各分野において先進的な取り組みを展開している自治体は全国に数多くあります。先ほど、工藤議員さんからも東北3町のモデル的な紹介もいただきました。時間的に私まだ見れない時間でしたので、見ておりませんけれども。また後でお借りし、拝見させていただきながら、それぞれの地域性、地域を生かした取り組みというものが本当に大事だと思っております。その中で、当南部町においては、どこの部分を伸ばしていくべきなのか、そういう部分もしっかり捉えながら、合併して10年になります。まだまだ地域、それぞれの合併前の地域の取り組んできたものここはやはり、しっかりと引き継ぎながら、取り組んでいかなければならないと思っております。合わせてやはり、南部町として、何を特に重点して取り組んでいくかということもそろそろ考えていかなければならないかと。やはり、1つのPRしていく中において、色々あるのも弱いと言いますか。そういう部分もございますので、これという所を1つ強調して、そこにまた他の農産物含めながら進めていくということも戦略の1つではないかなと思っておりますので。決してそれぞれが取り組んできたものを軽視するものではなく。そこを生かしながらその中においてもやはり、これというものをそろそろ打ち出していくことを考えていかなければならないのかなと思っておりますので。そういう部分においてはまた議員の皆様方からも、関係団体等からも色々議論していただきながら、新たな取り組み戦略してまいりたいと思っております。

そしてまた、今非常に円安でありますので、輸出に関すれば有利な部分がございます。そういう円安の時代に合わせた輸出、そういう部分の強化というものも大事になってくるのかなと思っております。現在、りんごにおいては、台湾輸出組合があり出荷しております。また、その他の果物等もできるものかということも調査しながら、輸出戦略というのも考えていかなければならない。このようにこう考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　まず、農業委員会とかの農業の色んな制度改革についてですけども。私は農業委員会というのを今までずっと見てまして、本来農業委員会っていうのは何のためにあるかという、農業の生産の効率化とか、農家の地位向上つまり所得がふえることを一番に、本当は動かなければならない組織だと思っているのですが。今までの経過を見ますと、ただ農地の転用だとか用途変更についてかたくなに制限だけ加えて、色んな意味でこの町全体の発展というのを見ると、アクセルを吹かすよりは、ブレーキ掛けて妨げている部分っていうのが結構あったように思うんですよ。もし、私は町村長の任命で議会の同意を取り付けて委員を選ぶようになるとすれば、ぜひやってほしいのはもうちょっと高い視点から農家のトータルの所得がふえるために何をやるべきか。そういう、ちょっと広く見れるような人材を農業委員に選んで、もうちょっと柔軟な対応をするような。そういう発想の委員をふやしていかないと、ここの町の農業というのは発展しないんじゃないかなとそう思うんですが。それに対する所見を伺いたい。

それから次に、世帯収入の増加という点でいくと全国の統計を見れば北陸の富山とか石川、福井県というのが世帯収入が多い地域って言われています。その理由は、これは私の想像も含んでいるわけですけども、2世代3世代が同居した家族構成が多いので、子どもはおじいちゃんおばあちゃんが面倒を見て、夫婦共稼ぎが多いから。また、そのお父さんもお母さんも働く場があるからって言われているのですけれども。その結果として、全国の学力テストをやっても北陸の3県というのは割といいレベルのところにいるんですよ。これはなぜかという、核家族化して暮らしているよりもおじいちゃんおばあちゃんと一緒に暮らしている方が色んな意味で子供の教育に相乗効果が上がっているからではないかなとそういうふうに想像するわけですけども。そうするとこの南部町も考えてみればですね。大都会ではなかなか大家族と一緒に暮らすというのは難しいと思うんですけども。この南部町内であれば十分、そういう大家族で働く場があれば、可能だわけですよ。こういうこうメリットのある点を強調して、2世代3世代が一緒に暮らした場合にこういういい点がありますよ。それをもうちょっとPRするような地域の色んな政治の在り方っていうのが、必要ではないかなと思うんですけどもね。その点についてどのようにお考えかあればお答えしていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　農業委員会の組織でございますが、今までは3条、4条、5条。農地を

守ることが重点的に行われてきている組織であるわけであります。そういう中において今回、農協改革含めながら農業委員会等の見直し、委員の見直し等も出てきております。

今度は、議会の同意を得るということになりますので当然、色々な角度からの…まあそうなった場合ですね。委員の選考というのが重要になってくると思いますので、成立して議会の同意を得る時になりましたら、色々各方面から相談、情報をいただきながら選任していきたいなと思ってございます。

そしてまた、3条、4条、5条に限らず、農業委員会というのは農地を守ることが種の委員会だと思うんですけども。そこだけにとらわれなくやはり、農業後継者の育成、そういう部分も積極的に発言をしてもらいながらまた、取り組んでいけるような組織にしていく、1つはチャンスにもなるのかなと思っておりますので。ここは、その時また慎重に対応してまいりたいと思ってございます。

そしてまた、2世帯、3世帯世代、決して私も悪いことばかりではないと思っております。非常にお父さんお母さんまた、おじいさんおばあさんたちと一緒に暮らすことによって、人との関わりまた、高齢者の方々への子どもの時からの対応と言いますか。そういう部分も出てくると思ってございますので。また、議員からお話しありましたおじちゃんおばあちゃんたちが子供も面倒見れる。そういうことも2世帯3世帯でいるからこそできることなわけでございますので。色んな部分でデメリット的なものもあるかもしれませんが。決してそこだけを強調するのではなくて、メリット的な部分の強調というものをいいという部分も周知していくことも私も大事だこう思っておりますので。また、広報担当職員等にもシリーズなりそういう部分を掲載するように話ししまして。このことばかりではなく、大事なことでありと私も思っておりますので。前向きに進めてまいりたいとこう思っております。

○議長（坂本正紀君） 他に質問はありませんか。（「質問なし」の声あり）
これで工藤久夫君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。
なお、6月10日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 1 時44分)

平成 2 7 年 6 月 1 0 日（水曜日）

第 6 2 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第62回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成27年6月10日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成26年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第 2 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 3 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 4 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 報告第9号 平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第10号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 10 議案第48号 南部町財産区管理会条例及び南部町特別会計条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 11 議案第49号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第50号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第51号 南部町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 14 議案第52号 財産の無償貸付について
- 第 15 議案第53号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市
町村総合事務組合規約の変更について
- 第 16 議案第54号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森

縣市町村職員退職手当組合理約の変更について

第 17 議案第55号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）

第 18 議案第56号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 19 常任委員会報告

第 20 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

第 21 議員派遣の件

追加第1 発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	川守田貢君

商工観光交流課長	西村久君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	板垣悦子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	赤石裕之君	農業委員会事務局長	中里司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	夏坂由美子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第62回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成26年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明します。処分理由でございますが、特別交付税、地方消費税交付金などの収入金額の確定及び除雪経費の精査に伴い、平成26年度南部町一般会計予算に補正する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。平成26年度南部町一般会計補正予算（第6号）。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,076万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,734万1,000円とするものでございます。第2条は繰越明許費の追加でございます。平成27年3月31日付で専決したものでございます。

歳出からご説明いたします。12ページをお願いします。2款総務費、1項16目公共施設整備基金費でございますが、1億9,416万4,000円を追加し、6億9,604万1,000円とするものでございます。これは、公共施設整備基金の積立金でございまして、特別交付税や町税など決算見込み確定により得られました財源を将来の公共施設整備に備え、基金に積み立てるものでございます。

なお、この金額を積みますと平成26年度末で公共施設整備基金の残高は28億9,800万円余りとなるものでございます。

次に８款土木費、２項１目道路橋梁維持費でございますが、除雪経費について１,３４０万円を減額するものでございます。その他は、歳入補正に伴う財源の内訳を補正するものでございます。

続いて歳入を説明いたします。９ページをお願いします。１款町税、２項１目固定資産税のつきましては９５３万２,０００円の追加計上で、収入見込額確定により補正するものでございます。

続きまして、２款１項１目地方揮発油譲与税から１０ページの７款１項１目自動車取得税交付金までそれぞれ増減がございますが、これらにつきましても決算見込額の精査により増減調整をはかったものでございます。

次に９款地方交付税、１項１目地方交付税でございますが１億２,８５４万４,０００円を追加し、５７億３,１３８万２,０００円とするものでございます。これは、特別交付税の確定により、計上いたしましたものでございまして、最終的に平成２６年度の特別交付税の確定額は５億４,３５４万４,０００円となっており、前年度に比較しまして約２,３００万円の減となっております。

続いて１９款諸収入、５項３目雑入につきましては２,８００万円の増額であります。原子燃料サイクル事業助成金の確定により今回、計上したものでございます。

最後になりますが６ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費の追加について説明いたします。１０款５項、史跡正寿寺館跡公有化事業。これは毎年実施しております公有化について今年度予定しておりました箇所が変更となったことで、年度内完了が難しくなったことにより、繰越明許費の追加をするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第２号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは14ページをお開きください。報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。処分の理由は、特別調整交付金（直診施設分）の交付額確定に伴い、平成26年度南部町国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

15ページをお開きください。専決第4号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,923万1,000円とするものでございます。専決処分の日には平成27年3月31日でございます。

歳入からご説明申し上げます。18ページをお開きください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金4,000万円の増額補正でございますが、特別調整交付金（直診施設分）でございますが、調整交付金の確定に伴い4,000万円の増額をしたものでございます。

歳出をご説明申し上げます。19ページをお開きください。11款諸支出金、2項他会計繰出金、1目直診施設勘定繰出金4,000万円の増額でございます。直診施設勘定繰出金、本町の場合は病院事業会計、特別会計でございますが、歳入の調整交付金4,000万円そのまゝを病院事業会計に繰出金として全額4,000万円を繰り出すものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第3、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは20ページをお開き願います。報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。処分理由でございますが、特別調整交付金の交付額確定に伴い、平成26年度南部町病院事業会計予算を補正する必要が生じ、緊急を要したため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決第5号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。第2条の科目、第1款資本的収入に4,000万円を追加し、7,858万8,000円とするものでございます。3月31日付けで専決したものでございます。

23ページをお願いいたします。平成26年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明いたします。収入の1款3項繰入金、1目国保事業勘定繰入金でございますが、項及び目を新設し4,000万円を計上するものでございます。内容はオーダーリングシステムなどの医療情報システム更新に伴う国保直営診療施設調整交付金が確定したため補正したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第4、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは説明いたします。説明資料に基づきまして説明させていただきます。よろしくお願いします。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴いまして原動機付き自転車、二輪車、小型特殊にかかる税率について、税率の1年間の延長の措置をおこなうというふうなものでございます。更に、軽自動車、軽4輪の燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するというふうな改正もございます。これは、28年度のみ軽自動車税を軽減すると

いうふうなものでございます。

それから、ふるさと寄付金制度の見直し。これは、今まで特例控除額上限、個人住民税取得割につきましては1割だったものが2割に拡充されたものでございます。それから、今まで確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと納税を行う場合にはワンストップで控除等の手続きをするというふうな手続きの簡素化の措置を行うというふうなものでございます。

それから、住宅ローン減税につきましても、消費税10パーセントの引き上げの変更に伴いまして、その対象期限を1年6か月延長するというふうなものでございます。

その他、各種の規定の所要の改正を行うというふうなために、議会の承認を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは、2 ページをお開きいただきたいと思います。南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

主な改正内容といたしましては、資産に関する証明手数料についてでございますが、今まで1枚当たり300円を手数料として納入していただいていたものを1件につき300円と改めるものであります。これにつきましては、実質的には軽減されるというふうなことでございます。これは申請者の負担を増やさないため条例を改正する必要性が生じたためでございます。そのために議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは3ページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、医療給付費分1万円、後期高齢者支援金分1万円、介護納付金分2万円の限度額の引き上げと。それから、国民健康保険税の軽減対象の拡充といたしまして、5割軽減は1万5千円、2割軽減は2万円の軽減対象の拡充を行うもの。その他の規定の整備を行うというふうな内容になってございます。以上で議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の説明にありました最高限度額引き上げについての質問です。どの程度の方が引き上げになるのでしょうか。その方々は、本当に余裕のある方と言える人たちだけでしょうか。ご質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 今のご質問につきましてお答え申し上げます。今、賦課限度額の額が上がったことによって、こういった人数が影響を受けるかというようなご質問でございましたが。これにつきましてはまだ、今現在まだ想定はまだしておりません。

それと、当然この保険税の引き上げに伴うだけではなくて、あくまでも国民健康保険税の軽減対象の拡充というふうなことにより、保険税が減額される方もいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） やはりこういう引き上げということになりますと大変、厳しく見られるわけですので、影響額とか世帯数なども事前にお示ししていただくことは議会運営上も必

要ではないでしょうか。

ところで、全体的に引き上げの皆さんの様子がわからないということではありますが、余裕のある皆さん方も大変苦勞して納めているということをご理解していただきたいと思います。

2の軽減対象の拡充ということに対しましては、多くの自治体や運動隊の皆さん方が国保税引き下げなど改善のためのため、このような結果になったことはうれしく存じております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 一部の層は下げて、最高額は上げてとか。上げたり下げたりとか。ものの考え方がよくわからないのですけれど。下げてもいいよという前提が、基金が3億5千万いくらでしたか。それぐらいあるので、広域化する前にそれ全部使ってしまって、広域化に参加しようじゃないかというのがことの発端なのかなと私は大雑把に理解してらったんですが。それならば、全体的に下げりゃいいものだと思ってらったんですが、何で最高額というのを上げなくてはならないのですか。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 今回、条例の制定をするにあたりまして、これは地方税法の一部改正に伴って条例改正をするものでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決処分第8号、南部町国民健康保険税条例の一部変更についての討論を行います。国民健康保

険税の最高限度額の引き上げについて医療給付費分1万円の引き上げ、後期高齢者支援金分1万円の引き上げ、介護納付金分2万円の引き上げ、合計で81万円から85万円に引き上げられるものであります。高額所得者と言われる人々も生活実態は厳しい状況にあり、全体として負担増となるのが実情です。最高限度額の引き上げには反対するものであります。以上の理由を述べ、反対討論いたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席ください。起立多数です。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第7、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは4ページをお開きください。南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

主な改正内容といたしましては、他の条例に合わせて納期限を変更するものでございます。今回の後期高齢者の条例改正につきましては、第6期の12月1日から同月31日までとありますものを12月1日から同月28日までと変更するものでございます。なお、金融機関等々とは協議済みで

あることを申し添えまして議会の承認を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第8、報告第9号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の86ページをお願いします。報告第9号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。報告理由でございますが、平成26年度南部町一般会計予算の地域住民生活等緊急支援事業、橋りょう補修事業、史跡聖寿寺館跡公有化事業の事業費の繰り越しについて繰越計算書をもって報告するのでもございます。

次のページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、これまでの各補正予算に計上され、議決されておりますが、この繰越計算書は繰越事業名並びに翌年度繰越額を最終的に取りま

とめて報告するものでございます

2 款、1 項、地域住民生活等緊急支援事業でございますが、翌年度繰越額は 1 億2,410 万円となっております。国の補正予算に伴いまして実施いたしますプレミアム商品券発行などの事業となっております。

8 款、2 項、橋りょう補修事業は、橋りょうの長寿命化対策として整備を図るものでございまして、繰越額は4,200 万円でございます。

10 款、5 項、史跡聖寿寺館跡公有化事業は、例年実施しております館跡の公有化を図るものでございまして818 万5,000 円でございます。

平成26年度一般会計の繰越明許費の翌年度繰越額総額 1 億7,428 万5,000 円となっております。なお、財源内訳に関しましては、その右側の表に記載してあるとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第 9 号を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第 9、報告第10号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） 議案の88ページをお開き願います。商工観光交流課から報告第10号、平成26年度一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものでございます。経営状況について地方自治法施行令第 173 条第 1 項に規定された書類を持って議会に報告いたします。

まず、施設利用者の状況についてご説明申し上げます。お手元にお配りしてあります南部町健康増進公社の経営状況についての5ページをお開き願います。バーデハウスふくちの入館者数の状況についてでございますが、20万5,664人で平成25年との比較では、5,441人の増となっております。収入につきましては1億4,037万3,000円、支出は1億3,818万3,000円となりましたので、差し引きで219万円となりました。

6ページをお開きください。アヴァンセふくちの利用者、宿泊数は5,165人で平成25年との比較では409人の増となっております。収入は2,842万6,000円、支出は2,784万1,000円となりました。差し引きで58万5,000円でございます。

7ページをお開き願います。屋外プールの利用者は1,170人で平成25年との比較ではマイナス48人となっております。収入は363万3,000円、支出は361万2,000円となりましたので、差し引きで2万1,000円となっております。

8ページをお開きください。ふくちアイスアリーナの平成26年度の冬季のみの利用者は3万8,287人で、平成25年との比較では4,482人の増となっております。この年度の夏季の使用についてでございますが、コスト縮減を図る目的から休止といたしましたので利用者はゼロ人となっております。平成25年度には1,110人の利用があったものでございます。9ページをお願いいたします。アイスアリーナの収入は4,285万2,000円、支出は4,303万1,000円となりました。差し引きで17万9,000円マイナスでございます。

最後にレストランの運営状況について説明いたします。レストラン飲食の提供者は1万5,061人で平成25年との比較では969人の増となっております。収入についてですが4,391万7,000円、支出は3,975万3,000円となり、差し引きで416万4,000円となっております。平成25年度と比較しまして303万7,000円となっております。

14ページをお開き願います。施設ごとの収支状況を示しておりますが、収支の合計欄に2億5,920万1,000円、支出の合計欄に2億5,242万円となりまして、差し引きで678万1,000円のプラス、黒字となっております。

10ページから14ページにつきまして、第23期平成26年度決算報告書。15ページから19ページには参考資料を添付しております。内容につきましてはこれまでの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上で商工観光交流課からの南部町健康増進公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○5番(夏堀文孝君) 説明資料の14ページの収入の方なんですけど管理委託料が8,284万9,000円。前年度はまだ7千万円台だったと思うんですけれども、8千万円台にまで負担がふえたと解釈するんですけれども。ただ今の説明を聞きますとプール以外は全般に利用客が増えているというそういうった中で、委託料がふえていくというのはどういった要因でしょう。

○議長(坂本正紀君) 副町長。

○副町長(坂本勝二君) 今のご質問についてご説明申し上げます。指定管理料の増額分につきましては、燃料費が大幅に上がるということでございました。それから電気料も上がるということで、その部分の補充。それから消費税の関係が取扱量がふえてくるということで、その辺につきまして14ページで少し説明を申し上げます。

14ページのところの燃料費でございますが、ここに掲げている金額が相当600万ほどふえておりますし、消費税の関係につきましては300万を超えている。それから燃料費につきましては途中でかなり安くなっておりました。ただ、冬の寒くなる時期が早くなったことと、機械の管が漏れたりしてその分の多く燃料を燃やしたという部分があって、使用量につきましては、通常は前の年に29万ほどリットル使っておりましたけども約1割くらい多く使わったということで。総額では100万を少し超える支出となっておりますので、それに充てた部分で今お話ししました前年度に比較した指定管理料を超えているという状況になってございます。以上です。

○議長(坂本正紀君) ほかに質疑ありませんか。中館文雄君。

○3番(中館文雄君) 同じ今の関連するような内容になると思いますけれども。みんなぱっと見れば、大分内容が良くなったように見えますけれども。内訳見ますと単なる燃料費だけの高騰によってふえた、管理料がふやして当然ふえたっていうような内容ではないんですよね。見れば当然、去年より814万9,000円、去年25年度よりは26年度が管理料、指定料を多くしていると。それで、一般財団になった時に確か、利益をある程度確保しなければ解散命令が出る財団なわけですよ。強制的にですね。これ見れば、必要な分は管理料としてどんどん出していく。あくまでも利益はある程度確保していかなければ、財団としては認められない財団になるわけですよ。この公

社そのものが。そうすれば、施設全体が運営できなくなるというような状態になると私は危惧して見てたのですけども。これは基本的に経営の立場なのか町長の立場からなのか。あくまでも公社を維持していく。そしてまたこの施設を維持していくとなれば、必ず必要な分は財源をどんどんどんどんつぎ込んで、ある程度利益を確保した状態を保っていくという考え方なのか。それとも精査してみて、不必要なところはカットするとか。施設のね。必要じゃないというかどうしても赤字がふえていくってところはカットして、必要なところだけ残していく。基本的な考え方をどうしてもこれは検討しなくてはいけない時期に来ていると思うんですが、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） そのとおりでありまして。実質の伸びに…26年度につきましては数字でも示されておりますが、レストランの部分は売り上げが伸びております。収支で約400万ほど。ここはお客さんがふえているということでもあります。それからバーデゾーンにつきましても、人数がふえたことによって、その影響による数字が上がってきておりますので。そこにつきましてはいわゆる機械を動かしますので、動かすにあたっては一定の費用がかかります。要は、利用者をふやしていくということに尽きると思いますので、その辺につきましては26年度も努めましたけれども、これからも利用者の増に努めていきたいと思っております。また、費用につきましてはかなりシビアに絞っておりますので、先ほどお話がございましたけれども、アリーナにつきましても夏季の利用者が1,100人ほどございましたけれどもその部分につきましては、やはり、経費の方が大きくなるということでそこは廃止してございます。ただ、収支だけ考えていきますとそういう状況になりますが、あまりにも今度は絞っていきますと、利用客に影響がでけますので、その辺を考慮しながら収入増、支出の抑えということで努めていきたいと思っております。

もう一点であります。これまではマイナスの状態でありました。4,000万ほどの債権といえますか。こちらのほうは債権免除。公社の方から申し上げますと逆にそれを免除していただいたということで、その影響もあります。その辺も含めて、もう一度職員一同気持ちを引き締めてこれからの運営また、経営に当たりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 確かにレストラン部門が今いいということですけど、去年までの決算って我々に報告した数字はですね。例えば、レストラン部門の給料、手当は…まあこれは直営にしたということもあるかもしれない。1,647万円の報告が上がってました。今年度は1,135万6,000円。全部、直営に採用した格好で給料、手当見た。全然、内容が、中身ががらっと変わってる。去年の場合は、議会でも言ったように公募してそれがだめだということで急きょ、1年間の猶予ということで今の財団法人に委託してやったということですけども。今年度からはまた、もちろん我々はもう承認してますから指定管理者どうのこうのという問題は出しませんけれども。よほどここ吟味してかからないとずーっとつぎ込んで足りない分はそれこそ赤字になって強制的に解散させられないためには、300万の利益っていうのを計上していかないとすればどんどんつぎ込むような私は形になっていますので。もう一度全体の運営の仕方というものをこれは検討してみる必要があると思って見てました。

それから、給料その他も、賃金その他も例えば、バーデハウスにかかわる賃金でも、去年は1,351万5,000円の我々への報告あったんですけど、ことしは1,500万ですね。だからどうしてもその辺が安易な管理の仕方といいますか。経営の仕方といいますか。その辺、どうしても必要な分は金が出てくるという考え方のように見えてしょうがないのですよ。ですからその辺をもうちょっと中身を吟味しながらやっていく必要があると思いますけれどもその辺についてはどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今のご質問でございますが、指定管理料につきましてはやはり線引きをして。人件費につきましては営業に伴う部分でありますので、これは職員の方で頑張っていかなければならない。指定管理料につきましては、管理していくうえでの費用についてお願いをしていくということでありますので、そこはしっかり線引きをしていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、報告第10号を終わります。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第10、議案第48号、南部町財産区管理条例及び南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは説明資料の5ページをお開き願います。議案第48号、南部町財産区管理条例及び南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。南部町上名久井財産区議会の財産区委員会への移行と名称変更に伴い、南部町財産区管理条例に南部町名久井岳財産区を追加し、南部町特別会計条例に南部町名久井岳財産区特別会計を追加するものでございます。施行日は平成27年12月1日になります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第11、議案第49号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。主な改正内容といたしましては、固定資産税にかかる医療費分これを40パーセント。それから支援分10パーセント。介護分10パーセントの今まで行っておりましたが、すべての資産割を廃止するというふうなことでございます。

それから、平等割につきましても医療費分につきましては4,000円、支援分につきましては1,000円、介護分につきましては1,000円合わせて6,000円を減額するものでございます。

なお、補足説明といたしまして、平成27年4月21日第1回国保運営協議会において税条例改正についての諮問をし、同月24日妥当との答申を受けたものでございます。

これについて、改正を行うというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 国民健康保険税の賦課方式及び賦課割合を変更するための条例の制定についての質問です。まずはじめに、資産割額の廃止はこれまで国保税引き下げを訴えてきました一人として大いに評価できる改正です。どの程度の皆さんに引き下げの効果を実施していただけるのでしょうか。

次に、説明資料の6ページのこの改正の概要に使われております表の数字についてであります。これは特定のモデル世帯の数を表しているものではないと思いますが、この表を素直に見ますと大変な下げ幅となるように、このように下げ幅が大きければ本当にうれしいのですけれども。資産割額の増減に応じて様々な数字が表れると思いますが、どのように理解すればよいのかご説明願います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それではまず1点目のご質問でございますが、資産割を賦課している世帯につきましては、今現在1,995世帯で全体の55%を超える世帯となっております。

それと、この基準的などれ位の保険料が下がるのかというふうなご質問であろうかと思いますが、これにつきましては前にも立花議員にご説明したと思いますが、様々な各家庭の要因がございまして。例えば資産あるいは所得等々によりましてかなりの違いがございまして、一概にこの数字になりますというふうなことは申し上げられませんが、ここで言えるのは、説明したとおり資産割につきましては当然、廃止。それから、平等割につきましては合わせて6,000円の減額というふうなことは明らかにできる数字でございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 次の質問なのですがすけれども、これは本当に喜ばしい議案で、本当に心から喜んでいるのでありますが、なかなか国保税を取り巻く環境が厳しいものですので、あえて言わせていただきます。

固定資産を有する皆さんには大いなる朗報とは思います。これまで、保険料の平準化と呼ばれて実施されてまいりました所得に関係なく一律に保険料を課せられる応益割比重がふえて、低所得者は大幅な負担増を強いられております。均等割り額の変更も実施するなら更なる軽減を感じられるとは思いますが、どのように考えておられるでしょうか。この国保税の審議をする時、外してならないことは高い国保税の原因は国の姿勢の表れであります。現在の国庫負担補助制度は、国の負担額を減らして、加入者と自治体に負担を押し付け、国保法に謳われた国庫負担制度の形がい化を押し付けたものであります。この立場にたつての質問ということをぜひご理解いただきたいと思います。これからも国保会計に対しては不安の残る数字が続くものと考えておりますが、これからの国保税を巡る内容といいますか変化を同僚議員が言いました、広域化とか都道府県化も合わせて一方では引き下げはうれしいのですけれども、いずれ一般財源からの繰り入れ等も行わなければならない事情になっていくのかどうか、この動向をお知らせいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 今のご質問にお答えいたします。まず、所得割、資産割、均等割、

平等割と4つの項目がございます。その中でも応能割、応益割の中の均等割を軽減できる検討はないのかというふうなことのご質問だと思いますが。まず今回、先ほどご説明いたしました国保運営協議会におきまして限られた額を有効に使っていただくというふうなことを色々な角度からシミュレーションをしながら、検討をしていただいて、今回のこの条例の制定に至ったというふうなことをまずもって、ご理解いただきたいと思います。

この均等割りというものの削減となりますと、今の町の中で今3億5,000万というふうな金額があつという間になくなるというふうなことで、今この運営協議会においてかなりのシミュレーション、検討を加えた結果このような形になったというふうなことを重ねてご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど最後のご質問でございましたが、一般財源からの繰り入れも考えるべきではないかというふうなご質問でございましたが、一般財源からの繰り入れを行うというふうになりますと、確かに国からの補助金等がなくなるというふうなことも聞いておりますのものですから、そこまでは踏み込んだことは双方にとってマイナスになるというふうなことでございますので、それはご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 繰り返しになるのかもしれませんが、改めてさっきの質問をします。広域化の前までに基金を使って、新たな体制で広域化に参加しようという姿勢はそうなんでしょうかっていうこと。

資産割を廃止しました。均等割りですか。均等割りの部分を下げました。そうすると、その部分の金額っていうのが税収としてすっぱり抜けるのですが、それを基金からとり崩して補充していくという考え方でよろしいですかっていうのと。

減らした分を例えば応能割とかで調整しているようなところがあるのでしょうかとその3点ちょっとお願いします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。まず、広域化ですが県営の広域化が平成30年度から開始いたします。先ほど、税務課長が国保税減税の様々なシミュレー

ションを協議会の方で行ったと答弁いたしましたけども、平成30年度に広域化されますので、基金の額を29年度に7,000万円になるように。7,000万というのは1ヶ月の医療費。多額な医療費が発生した場合、対応できるような額を確保しておくために29年度に7,000万円の残額になるように様々シミュレーション。色んな形で計算して、検討した結果が本日ご提案申し上げた減税の額及び種類でございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） よろしいですか。（「聞き取り不能」の声あり）質問ですか。立って質問してください。（「先ほど質問しました」の声あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 平等割額というんですけど、資産割は廃止なんですけど、均等割額、平等割額それから所得割額3種類の種類がございますけれども。これらの種類を最終的に29年度に7,000万円。今3億、約5,000万円ほどあるんですが。27年度、八年度、九年度、この3年間で最終的に7,000万円に落とすと言いますか。減額の分財源が必要となりますので、様々、この3種類をシミュレーションいたしまして、今日ご提案申し上げた減税の額に設定したわけでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうすると30年度、平成30年。それ以降はどうなるんでしょうかね。今はいいですよ。こうやってちょっと貯め過ぎた分を取り崩してその分下げましょと。それも3年間ですよ。27、28、29。それで、30年度から県単位になるのか県をいくつかのエリアに分けてあれするのかわかりませんが、そういう意味で広域化していくという。そうなった時に、新しく提示される保険料っていうのがどういった水準になるのかなんてことは今はわからないでしょうかね。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 30年度から県の方が保険者となって、県全体を見るわけなんですけど。現在、30年度以降の保険料がどうなるのかまだ決定しておりません。県内統一の額にするのか。あるいは市町村別にするのか。あるいは、例えば三八地域、上北地域、津軽地域というふ

うな保険料にするのか。現段階でまだ決まっていない状態であります。ただ、30年度以降につきましても医療費につきましては対処していかなければなりませんので、今現在、各市町村にある基金については県は没収といいますか。吸い上げという意向はないと聞いております。それぞれの市町村については医療費、緊急の医療費拡大といいますか、支出があった場合に備えるためには基金はずっと備えておかねばならないことだと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうすると残った基金というのは吸い上げるのではなくて、持参金にするのではなくて、そのまま各町村で持っていてもいいということなんですね。ってなればあまり目くじらたててびりびりと全部使っちゃう。それもいかなものかなと思うのですが。やはり、余力として適正範囲のなかである程度確保しながら広域化していくということの方がいきなり新しい保険料の水準にチェンジするよりは、何らかの緩和的な期間を設けることができると思うんですが。そういった考え方もありなんじゃないかなと思うんですが、どのような姿勢で考えてますか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 先ほども答弁いたしましたけれども。現段階では、県の方は各市町村にある基金の取り上げといいますか。県として。「取りあげる」ということはちょっとあれなんですけれど。そういうことは、現段階では想定していないということを聞いております。

したがいまして、現在もそうなんですけれど医療費が突発的なことによって増大した場合に備えて、今後ともずっと基金は蓄積といいますか、続けていかなければならないと考えております。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

(午前11時08分)

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

.....
◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第50号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは議案第50号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。説明資料の7ページをお開きください。

27年度から28年度2年間の介護保険料につきまして、第1段階の者、具体的には生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者及び、世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者でございますけれども。現行の年額4万2,000円、月額にして3,500円ですけれども、これを年額3万7,800円、月額にして3,150円に改正するもので、年額にして4万2,000円、月額で350円の軽減をするものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号及び議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) お諮りします。日程第13、議案第51号、南部町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について、日程第14、議案第52号、財産の無償貸付についての議案2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第51号及び議案第52号の議案2件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(夏堀常美君) それでは説明資料の8ページをお開き願います。議案第51号、南部町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてでございます。

平成28年4月1日から民営化される名川幼稚園のほか、平成26年4月から休園しておりました南部幼稚園を同時に廃止することに伴い、本条例を廃止するものでございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第52号、財産の無償貸付についてでございます。平成28年4月1日から名川幼稚園を民営化するに当たりまして、募集要項の規定に基づきまして、その運営に係る町有財産を10年間無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして、

議会の議決を求めるものでございます。

無償貸し付けをする財産でございますが、土地につきましては南部町大字下名久井字宗前17番地7の内の1万2,105平方メートルでございます。建物は校舎と物置でございますが、校舎につきましては850平方メートルの床面積でございます。物置は7平方メートルと8平方メートルのそれぞれ1棟ございます。付帯工作物といたしましては、外構施設と屋外付属施設、遊具等でございます。

無償貸し付けの相手方でございますが、南部町内の大字福田字あかね3番地122に事務所がございます、学校法人高渕学園さんでございます。無償貸し付けの期間でございますが、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間というものでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 議案第52号についてであります。財産の無償貸し付けについての質問です。10年間、町として名川幼稚園の運営を監視、監督するためには最良の判断と考えられての方針と受け取ってよろしいのでしょうか。質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 名川幼稚園を民営化するというふうなことで、10年間無償貸し付けするというふうなことが、現在考えられる手立てとしては最良のものだと考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第51号、南部町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について討論を行います。南部町立幼稚園設置条例を廃止する背景には国が押し付けてきました「子ども・子育て支援新制度」があります。どの子も健やかに育つこと。親が働きながら子供を育てることを権利として、国や自治体が保証する制度を壊し、子育てを親の自己責任、社会の助け合いに変え、企業が参入することも撤退することも自由化して、保育、子育てを産業に変えようとしております。このような考えから出発した具体化が議案第51号です。町立で運営して何ら問題はなかったものでありますが、残念でなりません。以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号及び議案第52号を採決します。採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第51号及び議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号及び議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第15、議案第53号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、日程第16、議案第54号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしていと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第53号及び議案第54号の議案2件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは説明資料の10ページをお開きお願いします。議案第53号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。平成27年8月31日をもって三戸地区塵芥処理組合が解散することに伴い、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。施行日は平成27年9月1日でございます。

次に11ページをお開き願います。議案第54号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。同じく平成27年8月31日で三戸地区塵芥処理組合が解散し、三戸地区環境整備事務組合と統合することに伴い、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。施行日は平成27年9月1日でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号及び議案第54号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第53号及び議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第17、議案第55号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案書の111ページをお開き願います。議案第55号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,392万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,392万3,000円とするものでございます。

122ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。2款総務費、1項6目企画費でございますが857万2,000円を追加し、1億149万8,000円とするものでございます。13節でございますが、人口ビジョン・総合戦略を策定するための委託料でございます。同じく19節でございますが、コミュニティ助成事業補助金240万円でございますが、これは苫米地後町内会において使用する発電機などの防災用品やとまべちまつりにおける備品等の購入に対し助成するものでございます。各行政員から通じまして募集したものです。このたび、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けて予算化するものでございます。引き続きまして9目自治振興費でございますが、449万2,000円を追加し、8,836万9,000円とするものでございます。15節でございますが、当初は正寿寺集会施設を予定しておりましたが、その後、聖寿寺館跡整備事業に関連しまして国庫補助の可能性もあるということで、鳥谷地区集会施設に変更したもので、このことにより建坪が大きくなることから、計上したものでございます。続きまして11目情報化推進費でございますが、7,100万円を追加し1億4,097万2,000円とするものでございます。社会保障・税番号制度に対応するためのネットワークの構築やセキュリティーを高めるためのシステムを構築するものでございます。

同じく3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございますが2,294万8,000円を計上いたしまし

た。13節でございますが、児童福祉業務や健康管理などの厚生労働省管轄のシステム改修を行うものでございます。

126ページをお願いいたします。7款商工費、1項3目観光施設費でございますが578万6,000円を計上し、1億6,436万3,000円とするものでございます。今年度予定しております健康宣言に向け、運動器具をバーデハウスに設置するものでございます。なお、次のページにございます保健体育施設における施設用備品640万8,000円も同じ趣旨としまして町民体育館とB&G海洋センターに設置するものです。

続きまして、9款消防費、1項2目非常備消防費でございますが2,715万8,000円を計上し、1億5,581万2,000円とするものでございます。名川第8分団屯所が国道104号岩ノ下交差点改良工事に伴いまして移転を余儀なくされ、新たに建設するものでございます。

128ページをお願いいたします。10款教育費、2校1目学校管理費でございますが5,110万円を追加いたしました。15節でございますが、名久井小学校体育館、防災機能強化事業としまして吊り天井の撤去、照明器具の更新などを実施するものでございます。続きまして10款教育費、6項2目保健体育施設費でございますが、1,000万4,000円を追加いたしました。15節でございますが、町民体育館の灯油地下タンクの流出防止策としまして、内部コーティングを施すものでございます。

歳入を説明いたします。118ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金でございますが、1,584万円を追加し2,924万3,000円とするものでございます。先ほど説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備補助金でございます。同じく5目学校施設環境改善交付金でございますが1,313万円は名久井小学校体育館防災機能強化事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして15款財産収入、2項1目不動産売却収入でございますが、国道104号岩ノ下交差点改良工事に伴う売却代金でございます。名川第8分団屯所建設事業に充当するものであります。

17款繰入金、1項1目国民健康保険特別会計繰入金でございますが、バーデハウス、町民体育館、海洋センターの各施設に運動器具を設置するための財源の一部としまして、繰り入れするものでございます。

120ページでございます。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金でございますが1億1,750万8,000円を追加いたしてございます。本補正予算の一般財源として繰り入れるものでございます。19款諸収入、5項3目雑入でございますが2,744万7,000円を追加してございます。先ほど説明いたしました国道104号改良工事に伴う屯所移転補償費が主なものでございます。

20款の町債につきましては、第2表地方債補正で説明いたします。114ページをお願いいたします。第2表地方債補正追加でございますが、学校施設整備事業債。具体的には名久井小学校体育館防災機能強化事業に充当するものでございます。限度額2,580万でございます。その下は地方債の限度額を変更するものでございます。670万円を増額し、4,650万円に設定するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 大体昨年度末の基金の残高っていうのは約、大体でいいんですけども、どれぐらい貯まってらのか。

それから、今こうして見てますと社会保障・税番号のシステムの改善というのに。これ多分やや100パーセントぐらい国からの交付金が入ってくると思うんですけども。システム改修というのは、ある程度周辺の町村と歩調を揃えて同じようなシステムを考えているのか。町村ごとに全く違うシステムなのかその辺をちょっと簡単に説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 基金の残高でございますが26年度末でございます。個別で報告したいと思います。（「どんと一つで」の声あり）トータルでよろしいですか。トータルになりますが約86億7,000万でございます。これは財政調整基金、減債基金、特定目的基金全てトータルした南部町の基金の合計でございます。

それともう一つありました社会保障・税番号制度のシステムの構築でございますが、国の方で示されておりますシステムの構築に従いまして、実施するということになっておりますので、すべての町村が同じというわけではございませんが、ほとんど同じような形のシステム構成になるというふうに考えておりました。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑はありますか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 同じ質問になりました。読み上げて質問します。歳出2款1項1目13節

7,100万円。3款1項1目13節2,294万8,000円についての質問です。日本年金機構の個人情報流出事件が起きました。これからも起こり得ることではないでしょうか。このような事件が発生した時、自治体としてどのような手立てを尽くすのでしょうか。マイナンバー制度を開始したら情報流出は避けられないのではありませんか。マイナンバー制度の中止を自治体として要求すべきではないかと思いますが、粛々と続けるのでしょうか。以上質問です。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 国民年金機構の情報漏えいに関しましては、確かに町のこれから進めていきますマイナンバーの制度と関連してきますが。マイナンバーに関しましては専用回線を使っていくということを想定しておりますので、外部からの通信の入り込みというのはないというふうには考えております。ただ、やはり人がやるものですから、どういうふうな形でなるのかというのは、ある程度は想定しておきまして。例えば、外部から入ってこられた場合はすぐ遮断する。職員のパソコンにはそういう大事な情報は入れないというふうなことで、今も現在も対応していますが、それらについても対応していきたい。更には、マイナンバーに関しましては専用端末を使っていくということで考えておりますので、職員個々のパソコンにはそういう関連の情報は入ってこないというふうに考えておりますので、大丈夫ではないかなと今は想定しております。

あと、やめるやめないにつきましては現在国の方でも進めておる関係で、これからも引き続き10月からの制度の発足に向けて準備していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まずこのマイナンバー制については、官公庁、民間企業もこの制度導入でシステム改修を急がれているようでありますが、ほとんど進んでいないという状況があるようです。そういう中で、こういう流出事件が起これば、やはり警戒してかかるのが筋ではないでしょうか。安全ということは言えないのではないのでしょうか。

ところで、自治体と国が情報やり取りで要にする中間サーバーは全国に1か所だけ。それで全国民の最終のプライバシーが一つに集まる。こんなリスクの高いやり方を許しては、もっともっと大きな問題になると思いますが、やはり自治体としても国に何らかの訴えを起こすべきではな

いかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 国の政策として今、粛々と進めておりますので私の方でその政策を云々というのは判断できませんので、ここでは回答しかねます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 123ページですね。企画費の中で委託料594万というのが計上されてました。これは、今色々こう注目されている委託業務ですね。支援業務を委託するということですけどこの委託先、考えられている委託先。それから、委託業務どの程度までここに委託する予定なのか内容がわかたらお聞きします。

それからもう一つ、127ページの観光費の中に観光協会の合併10周年記念イベント事業というのが計上されました。一般財源からも40万1,000円の金額を出すと。これは内容ですね。これはこれから南部町の場合は色んな団体が10周年、10周年ってことでこういう企画が出されてくれば色々あると思うんですけど。この内容がどういうものなのか分かる範囲でお答え願います。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） ご質問のありました人口ビジョン総合戦略の策定支援の委託でございますが、県内に何社かありますコンサルがございまして、県内のこれから委託を受けていく状況、実績を勘案しまして指名なりしてお願いしたいというふうに考えてございます。

あと127ページの観光協会の10周年記念イベントにつきましては、担当課のほうから説明させていただきます。

○議長（坂本正紀君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） 観光協会合併10周年記念のことについての説明になりますが、これまでに2回ほど実行委員会を開いております。各団体の会長さんとかがその会議に出席して

おりまして。10月の開催を予定しております。前夜祭と後は当日の開催ということで2日間の開催を予定しております。例えば、その中でえんぶりとか後は、出店をしましたりとか。後は当町のいわゆる歴史関係の方の勉強をしていただくとか、一体を踏まえまして今、全体計画を練っている最中でございます。今後も数回の会議を開きまして、参加してくれる方及び費用面についての話が進んでいく予定でございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） すみません。先ほどの質問の中に委託料の内容というのがございまして私、説明するのを忘れていました。すみませんでした。

委託料の内容につきましては、人口ビジョンに関しましては今までの分析、過去の実績から見た分析をお願いするところでございます。

これから人口ビジョンを策定する関係で、2015年から45年後、2060年までを人口推計をいたします。その推計をお願いするものと。あと、総合戦略に関しましては補佐級をプロジェクトとしまして、策定を考えておりますのでそのアドバイスをしてもらおうというふうに考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） これから選定するって594万という数字をはっきり謳ったもんですから、恐らくこれとこれとこれっていう予定額を組んでやったのだったらもう、業者決まっているのかなと思って質問しました。これから、選定するとなれば当然、入札等であれば色んな金額の上限は出てくること。しない。わかりました。

それから、もう一つのこの観光協会の合併10周年、ちょっと内容ちょこっと説明の中では今、町でやっているような行事ありますよね。例えば、芸能発表というのは芸能保存会でもその時期あたりに正式なのやってますよね。その辺との兼ね合いを同じようなものがまとめてやるといってもその辺のちょっと無駄なといいますか。10周年ですから全体で盛り上げてやるというのはわかるんですけども。それぞれの団体がそういう主催をしてまた同じような団体に出演してもらうとか。同じような内容をあっちでもやるこっちでも、これは10周年ですからどこでやってもいいかと思うんですけど。その辺のことは十分に検討されるんでしょうね。質問します。

○議長（坂本正紀君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） イベントに関しましては、先ほどもおっしゃられましたとおり町の方でのイベントも開催予定がされております。これは、商工会の方の関係になってまいりますけども、いわゆる町とは別に商工会でも10周年記念やるというものでございますので、町とはまた全然別な形で進められるものでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 観光協会の10周年記念を商工会が主催するのですか。主体がどこで、どういう内容のものどうするかっていうのを私は聞いているのあって、何もやってはいけないということではないですよ。内容がどういうものかっていうのを聞いているのであるから。

○議長（坂本正紀君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村久君） 説明を少し間違えましたので訂正させていただきます。書いてあります通り、観光協会が主催でございます。それをやるために色んな形で、町の方でも手助けしてまいりますし、商工会の方でも手助けしてまいります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 色々重複するのですが、私、社会保障税番号制度、そのシステムのセキュリティーのことを私も伺おうと思っていたったんですよ。その専用回線ですから、他の人がハッキングする余地はありません。「多分、大丈夫です」ということなんですけども、自信を持って大丈夫ですと言えないのはどういう要素がありますでしょうか。

以前の議会で庁舎の中でW I F I（ワイファイ）が使えるように整備しますというような話があったように記憶しているのですが、現在そのW I F Iというのはどうなってますか。使えるようになっていますか。ないですか。その辺を伺います。

それから、これも重複するのですが、人口ビジョン。そのそういう人口に関して分析をなさっ

て、どのような何を、どのような役立てのしかたをなさるのですか。お答えください。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 1回目のご質問ですけれども、専用回線なので私「多分」という言葉を使ってしまいましたけど、その「多分」といいますのは今までは間違いなく大丈夫だというふうに確信していたたけですけれども、今回の年金機構の流出が出たものですから。ああいうところでは、間違いなく強固なセキュリティーを使っているというふうな自信を持っていたんですけれども。その関係で今「多分」というのをを使ってしまいました。今回構築する物件につきましては、大丈夫な物件を構築するというふうには考えております。

あと、庁舎内のW I F Iにつきましては、まだ実施しておりません。今後検討していきたいと考えておりました。

人口ビジョンにつきましては、どのように使うかということでございますが。現在、今までの過去の経緯を最終調査しまして今後、こういう施策をやっていったら人口がどのように減少幅を少なくするか。その施策をやるための資料として使いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 人口ビジョン。これから何年後先、何年後ぐらいまでそのシミュレーションのようなことするのかわかりませんが。この人口が減ることに関して言えば、すでに40年も前から減るんだよってという話はされているわけですね。もっと前から言われているのかもしれませんが、私の記憶のあれでいくとですね。高校生とかなんかその辺位にはすでに人口は減っていくんだというようなビジョンが、発表があったんですよね。その通り今に至っているわけじゃないですか。だからその40年間今まで何やってらったんです…あの人口の増加が緊急の課題でありますとか云々っていうそういうものがよく聞かれてくるのですけれども、何を今さらその今さらそんなこと騒いでいるんですかっていう思いがありますでしょう皆さん。ありませんか。あるでしょう。それに伴って、東洋高校の南部のあれが東洋大学付属高校が撤退したわけですし、そういった流れはすでに始まってらったわけじゃないですか。更に言えば、もっと昔は「成長の限界」って「ローマクラブ」でしたか。ああいったあれが資源が限られているんで

云々っていうレポートを出しました。その直後っていうのは、私は詳しくはわかりませんが、行政として人口を減らす政策というの、人口を増やさない政策っていうのをやった時期もあったようであります。そういう経緯があって、何を今さらばたばたばた騒いでんだろなっていう。やるべきことをちゃんとやってらら、ふえるのかつたら、そうでもねえような気がしますし。じゃあふやしてどうするんですかって。ずっと先のこと。先の社会環境の変化っていうのをどのように想定して、ふやすっていうことを政策として考えるのかっていうこととかがちゃんとしないと、何かこれどっから出す金なのか、予算なのかわかりませんが、何かもったいないじゃないですか。やってもやなくても同じじゃないですかみた、ちょっと白けた気持ちになるんですね。そういう意味で、どういう使い方をいたしますかと。そういったことで思うところあれば、ご答弁ください。

○議長（坂本正紀君） 川守田議員、今、企画財政課長が今課長になったばかりですので、だいぶ前のこととか答弁しかねると思いますので、その辺、簡単に。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 人口減少につきましては、今までは日本トータルとしまして、人口はふえていたものですから、そんなに身近な問題ではないというふうに日本全体として考えていたのではないかなと。ところが実際に、この数年で日本の人口そのものが減少に転じたと。そこで、騒ぎになりまして、何とかしなければこの経済状況を維持できないのではないかなというふうな形で今、進めているのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第55号、2015年度南部町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。歳出、2款1項1目13節7,100万円と3款1項1目13節2,294万8,000円に関する支出についてであります。

社会保障・税番号制度対応システム改修業務について、変更なく業務を続けるのでしょうか。日本年金機構の個人情報流出事件についてどのように考えておられるのでしょうか。安倍政権は、マイナンバーを成長戦略に位置付けていますが、成長どころか国民の個人情報の流出で衰退させかねません。今回の流出は、制度の根本欠陥を露呈したのではないのでしょうか。マイナンバー制を続けることは、個人情報保護の観点から言っても認められません。マイナンバー、社会保障・税番号制度の実施中止と制度の拡大に強く反対するものです。以上の理由を述べ、社会保障・税番号制度対応システム改修業務に対する支出には、反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第18、議案第56号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、130ページをお開きください。議案第56号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億894万3,000円とするものでございます。

135ページをお開きください。歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税2つの項目合わせまして、6,248万7,000円の減の補正でございます。国民健康保険税の条例改正でも説明申し上げましたが、条例による減税分6,248万7,000円の減額補正でございます。9款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金6,643万円の増額補正でございますが、内訳が1款の国民健康保険税の減額分6,248万7,000円の代わりとして、財政調整基金からの財源繰り替えです。6,248万7,000円そのほか、次のページ歳出137ページをお開きください。歳出の方になりますが、394万3,000円の一般会計への繰出金がございますが、これの財源分として、また135ページへお戻りください。財政調整基金からの繰入金合わせまして、6,643万円の増額補正でございます。137ページに戻ります。お開きください。歳出ですが、394万4,000円の増額補正ですけれども、127ページをお願いします。127ページの7款1項3目観光施設費の18備品購入費、これはバーデの運動器具の購入備品ですが578万6,000円及び129ページお開きください。ここの下ですね。10款6項2目保健体育施設費の18節備品購入費640万8,000円。これが町民体育館及びB & G海洋センターの運動器具の購入費ですが、この2つ合わせまして、1,294万4,000円でございますけれども、この財源としてこの分の32パーセントこれは国民健康保険の加入人口、全人口分の国民健康保険加入人口が32パーセントございますので、先ほどの一般会計の運動器具購入分の32パーセントを国民健康保険会計から繰り出すというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第19、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（坂本正紀君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

.....

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

本日、発議第1号、南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩します。

(午後0時19分)

.....

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午後0時21分)

.....

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、発議第1号、南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。1番、山田賢司君。

(1番 山田賢司君 登壇)

○1番(山田賢司君) どうも皆さんご苦労さまでございました。提案理由の説明を行います。

ただ今議案に供されました発議第1号、南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

町民の多様な声を町政に反映するには、人口、地域に応じて一定の議員数の確保が必要ではあります。議会は、議事機関として町政運営の監視と評価機能を高め更に、政策提言等を行うという重要な役割も果たさなければなりません。しかしながら、財政の健全化もその一つであります。平成28年度から地方交付税はカットされます。また、南部町は厳しい財政状況におかれると思います。議員の日当制とか、報酬のカット等、色んな部分でそういう声もありますが、私は現在の報酬を維持し、生活保障することによって様々な環境下にある人にも、町政に参加する意欲を持っていただきたいと考えています。

その考えを基本にし、人口減少、議会経費の削減を勘案した時に、次の一般選挙から議員定数を現在の18人から2人削減し、16人とすることを提案するものであります。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番(立花寛子君) 議員定数削減について、地方自治を守るべき地方議員が減らされては、苦情や要望を届けにくくなるばかりです。

職員を減らせ、議員を減らせの声は、地方分権改革の名のもとに、市町村合併、三位一体の改革、行政改革の結果であります。それで、町の様子は活気に満ちたものになったのでしょうか。まったく逆の方向に来ているのではないのでしょうか。

地域では、市町村合併をするのではなかった。よくなかったという声があがっています。良い方向に発展させるために、議員の数は今のまま18名で良いと考えます。これ以上の削減は町民の声を届けにくくするばかりであります。議員の姿を町民に理解してもらうためにも、数は必要です。常任委員会活動にも支障をきたす数にする必要はありません。今のままで十分です。議員定数削減には反対するものであります。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございましたのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第62回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月5日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました補正予算案をはじめ、条例改正、専決処分事項など、慎重審議いただき、ご

議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

また、議員発議で追加提案されました南部町議会議員の定数削減の条例改正につきましては、採決の結果を重く受け止めたいと存じます。

さて、先に行われました青森県知事選挙では、3期12年の実績が評価された三村知事が、引き続き県政の舵取りを行うこととなりました。持ち前のエネルギッシュな行動力と明るさで、さらに元気な青森県を作り上げることを、ご期待申し上げるところであります。

当町を取り巻く新しい動きとしましては、平成29年1月に中核市への移行を目指す八戸市が、定住自立圏をさらに発展させた中枢都市圏の形成に向け、連携施策の検討を始めるということであります。連携施策の中で、圏域全体の経済成長のけん引分野として挙げられているのが、広域観光と農業振興であり、当町が先駆けて取り組んでいる分野でありますので、その強みを生かしつつ、圏域で取り組むことによるメリットが得られるよう、知恵を出し合っていきたいと考えております。

町内に目を向けますと、南部町の春の恒例行事が新聞紙上を賑わせております。名久井農業高等学校の苗の販売はいつも大盛況でありますし、同校の生徒と町内会の方々による駅周辺の花壇整備、古式定規を使った小学生の田植えや、鍋条例のキャラクター「なべまる」がテーマとなった田んぼアート、そして、今年もいよいよ農業体験型修学旅行の受け入れが始まりました。

国際グリーン・ツーリズムとして、アセアン諸国からの3団体を受け入れるほか、現時点で15団体が決定しており、最終的には、昨年度と同じ程度の20団体を越える受け入れを見込んでおります。

さて、当町をはじめ、全国の自治体が直面している人口減少問題は、一朝一夕に解決するものではなく、本議会の一般質問で取り上げられました、出生率の向上や農業の6次化、若年女性人口の増加策や介護保険など、全てのご質問が、「どうやって南部町の人口減少に歯止めをかけ、活気のある町を維持していくか」ということにつながるものばかりであります。

議員各位がご懸念されていとおおり、人口減少問題は様々な分野に影を落してまいります。私どもも、思いは同じであり、議員各位や町民の皆様の思いをしっかりと受け止め、将来を見据えた取り組みを実行してまいりたいと考えております。

安全・安心なくして、人口減少対策を進めることはできません。災害のない年であることを祈り、町民の皆様に防災意識を高めていただくため、7月26日に、福地地区を主会場とした南部町防災訓練を開催いたします。

災害から町民を守るため、国や県が行うべきことは強く要望し、町がやるべきこと、できるこ

とはしっかりと実行していきながら、自主防災組織の設立と活動強化を進めていくことにより、行政、防災機関、地域が一体となって、地域防災力を高めて参りたいと考えております。

また、合併10周年記念の事業の一環として、坂本サトルさんが向小学校を訪問し、南部町合併10周年記念ソング制作のため児童との交流会の様子が本日、6時15分からのRABニュースレーダーで放送、放映されると伺っております。ぜひ、議員の皆様も機会を見てご覧いただければと思っております。

これから益々暑くなつてまいりますが、議員各位におかれましては、健康には十分留意され、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、閉会に当たり私からも一言、あいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月5日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力いただくとともに、各案件の審議に終始熱心に取り組まれ、本日ここに閉会の運びとなりましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。また、町長初め理事者各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら町民に住みたい住み続けたいと思われる町づくりのため、創意工夫による事業展開にまい進されますよう、町長初め理事者各位をお願いを申し上げます。時節柄、皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが私のあいさつといたします。

これをもちまして、第62回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時33分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 山 田 賢 司

署 名 議 員 東 寿 一